

補助金等の名称				自転車乗車用ヘルメット購入費補助金				種別	補助金	担当課	協働安全課
交付先種別				個人		交付対象数		約17,000人		団体名等	個人
予算科目				款	2	項	1	目	9	事業名	交通安全事業
目的	趣旨		自転車を利用する児童生徒等及び高齢者の自転車乗車用ヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。								
	対象		・岩倉市内に住所を有し、自転車乗車用ヘルメットを購入した日の属する年度において満7歳以上満18歳以下である者。 ・岩倉市内に住所を有し、自転車乗車用ヘルメットを購入した日の属する年度において満65歳以上である者。								
活用内容 申請方法				岩倉市自転車乗車用ヘルメットを購入した日の属する年度内で、交付申請書兼実績報告書に ①領収書 ②ヘルメットの安全認証が確認できる書類 を添えて申請							
開始年度				R3		終了・見直し 予定年度		R7	根拠法令等	岩倉市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱	
改正 履歴	改正 年度	R6		改正 内容	安全認証の変更による改正						
					—						
					—						
積算根拠 (補助率・額)				1/2補助で上限額2,000円 愛知県と協調して実施している事業で、県と市で負担している。					上限額等	1人1回	
									補助対象経費	自転車を利用する児童生徒等又は高齢者が着用するヘルメットの購入に要した経費	

補助実績		実績			
		令和4年度		令和5年度	
市 実 績	補助金等交付額(A)	606	千円	1,536	千円
	特定財源(国・県費等)	303	千円	768	千円
	一般財源	303	千円	768	千円
交 付 先 団 体 実 績	収入総額	千円		千円	
	うち自主財源	千円		千円	
	支出総額	千円		千円	
	補助対象経費(B)	千円		千円	
	補助率(A/B)				
	前年度からの繰越金	千円		千円	
当該年度積立金		千円		千円	
対象者数	助成人数	314	人	810	人
成果指標		実績値			目標値
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
交付実績		314	810	344	350

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	全年齢ヘルメット着用が努力義務化されたこともあるため、この制度は、交通死亡事故を減らす効果はあると考える。 しかし、「自分の身は自分で守る」観点から必ずしも行政が補助すべきものとは言いえないが、ヘルメット着用を啓発していく観点から、県と歩調を合わせて実施する。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	市の公式HP、広報紙(年2回)への掲載し周知を行っている。 補助金設立時に、補助対象の検討を行った結果、過去5年の事故統計から7 歳～18歳の児童・生徒等、および死亡事故件数の多い65 歳以上の高齢者を対象としている。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	－		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	愛知県警が発表している令和6年中の対象者の自転車死傷者数は、減少している。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HPへの掲載やオンラインでの申請にも対応している。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	ヘルメットの金額の差が大きいが、2,000円台のものもあるため、自主的な行動支援に寄与し、助成額は妥当と考えている。 令和5年度で終了予定であったが、ヘルメットの着用が全年齢対象となったこともあり、県も令和7年度まで継続すること。次年度以降は未定であるが、県に合わせて実施していく予定。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価	最終評価
継続	愛知県が条例でヘルメット着用を義務化したことを契機に愛知県と協調して始めた事業であるが、法的にも義務化されており、補助を続ける必要性が低いため、廃止とする。	廃止
		廃止

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				防犯設備整備費等補助金				種別	補助金	担当課	協働安全課
交付先種別		団体		交付対象数		30		団体名等	各行政区		
予算科目		款	2	項	1	目	9	事業名	防犯推進事業		
目的	趣旨	行政区が行う岩倉市地域安全パトロール隊に必要な防犯設備や防犯備品について支援することで、地域の犯罪の発生を抑止し、安全・安心なまちづくりを推進するため。									
	対象	・市内の行政区 ・江南警察署に登録してある岩倉市地域安全パトロール隊(概ね月1回以上定期的に地域防犯活動を実施しているものに限る。)									
活用内容 申請方法		・交付申請書に①防犯設備設置等事業説明書②収支予算書を添えて市に提出する。 ・市から交付決定通知後、防犯設備や備品を整備する。 ・事業が完了した後に、実績報告書及び請求書を市に提出する。									
開始年度		H22	終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	岩倉市防犯設備整備費等補助金交付要綱			
改正履歴	改正年度	H27	改正内容	購入だけでなく修繕も対象とした。							
		H29		安全安心カメラの条例制定に合わせて、内容を改正。							
積算根拠 (補助率・額)		別表のとおり							上限額等	別表のとおり	
									補助対象経費	別表のとおり	

補助実績			実績				
			令和4年度	令和5年度	令和6年度		
市 実 績	補助金等交付額(A)		0 千円	0 千円	0 千円		
	特定財源(国・県費等)		千円	千円	千円		
	一般財源		0 千円	0 千円	0 千円		
交 付 先 団 体 実 績	収入総額		千円	千円	千円		
	うち自主財源		千円	千円	千円		
	支出総額		千円	千円	千円		
	補助対象経費(B)		千円	千円	千円		
	補助率(A/B)						
	前年度からの繰越金		千円	千円	千円		
	当該年度積立金		千円	千円	千円		
対象者数	助成人数	人	人	人			
成果指標			実績値			目標値	
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
申請件数			0	0	0	2	2

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	地域安全パトロール隊や各種団体による自主防犯活動の育成・強化を図るため、設備や備品に対する支援は必要と考える。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	△		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	行政区等に対する補助のため、区長会などで周知している。 既存団体への整備は一定できているが、修繕などに対応する必要があるため、制度は必要と考える。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	△	近年の申請状況から、修繕や故障した際の買い替え時に利用される傾向。 そのため、設備や備品に関しては、一定整備ができていていると考える。	B
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	要綱を制定し、申請様式を整備している。 行政区や防犯パトロール団体に限定しているため、ホームページ等で記載していない。	B
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	△		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	設備の整備や備品購入に対しては、一定成果が出たものと考えられるが、今後も地域防犯パトロールへの支援は必要なため、制度自体は残すが縮小してもよいと考える。	B
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	△		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	△		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	△		

一次評価	二次評価		最終評価
縮小	実績ゼロが数年続いていることから、一定、整備が進んでおり、補助制度を継続する意義は低いと思われる。区育成補助金のメニューに加えるなど、事業を縮小すべきである。	縮小	縮小

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称			特殊詐欺等対策電話機等購入費補助金					種別	補助金	担当課	協働安全課
交付先種別			個人		交付対象数		約12,000人	団体名等	個人		
予算科目			款	2	項	1	目	9	事業名	防犯推進事業	
目的	趣旨		迷惑電話による高齢者への被害を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを推進するため								
	対象		・岩倉市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、岩倉市の住民基本台帳に記録されている者で満65歳以上の者又はその者の属する世帯の構成員								
活用内容 申請方法			特殊詐欺対策電話機等を購入した日の属する年度内で交付申請書兼実績報告書に ①領収書②特殊詐欺対策電話機等のわかる書類 を添えて申請								
開始年度			R3		終了・見直し 予定年度		R8	根拠法令等	岩倉市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付要綱		
改正履歴	改正年度	R5		改正内容	R6様式の変更						
					－						
					－						
積算根拠 (補助率・額)			特殊詐欺対策電話機等に設置する機器が約10,000円のため、1/2補助の上限額5,000円としている。						上限額等	1世帯1回	
									補助対象経費	特殊詐欺対策電話機等の購入及び設置に係る費用	

補助実績			実績				
			令和4年度	令和5年度	令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)		90 千円	284 千円	166 千円		
	特定財源(国・県費等)		0 千円	142 千円	83 千円		
	一般財源		90 千円	142 千円	83 千円		
交付先団体実績	収入総額		千円	千円	千円		
	うち自主財源		千円	千円	千円		
	支出総額		千円	千円	千円		
	補助対象経費(B)		千円	千円	千円		
	補助率(A/B)						
	前年度からの繰越金		千円	千円	千円		
	当該年度積立金		千円	千円	千円		
対象者数	助成人数	人	人	人			
成果指標			実績値			目標値	
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
交付実績			19	59	34	30	30

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	特殊詐欺対策の電話機については、その機能により、高齢者の詐欺に対するリスクを軽減することが可能と考えます。 しかし、「自分の身は自分で守る」観点から必ずしも行政が補助すべきものとは言いえないが、特殊詐欺対策を啓発していく観点から、県と歩調を合わせて実施する。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	市の公式HP、広報紙(年2回)への掲載し周知を行っている。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	－		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	事業効果を検証することは難しいものの、購入者からは、変な電話が来なくなったとのことお声はいただいていることから、市民の安心感につながっていると考えられる。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	－		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HPへの掲載やオンラインでの申請にも対応している。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	－		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	－		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	電話機器等の購入について、機器により金額の差が大きいが、自主的な行動支援に寄与していることから、助成額は妥当と考えている。 令和8年度までの期間限定で、県に合わせて実施していく予定。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	－		

一次評価	二次評価	最終評価
継続	当面は継続とするものの、永続的に補助する性質のものではなく、令和9年度以降は、県の動向を踏まえて「縮小」か「廃止」かを再度検討する。	継続
		継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称						防犯対策費等補助金		種別		補助金		担当課		協働安全課			
交付先種別		個人		交付対象数		約48,000人		団体名等		個人							
予算科目		款		2		項		1		目		9		事業名		防犯推進事業	
目的	趣旨		犯罪を未然に防止するため、防犯対策を実施することで、市民の防犯意識の高揚を図り、安全で安心なまちとすることを目的とする。														
	対象		・岩倉市内に住所を有する者。														
活用内容 申請方法		防犯対策を実施した日の属する年度内で、交付申請書兼実績報告書に ①領収書②防犯対策の仕様がわかる書類③防犯対策を実施したことが確認できる写真 を添えて申請															
開始年度		R5		終了・見直し 予定年度		R8		根拠法令等		岩倉市防犯対策費等補助金交付要綱							
改正履歴	改正年度			改正内容													
		—															
		—															
積算根拠 (補助率・額)		1/2補助で上限額16,000円 愛知県と協調して実施している事業で、県と市で負担している。								上限額等		1世帯1回					
										補助対象経費		防犯対策の実施に係る費用					

補助実績			実績					
			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)		千円		1,410 千円		1,220 千円	
	特定財源(国・県費等)		千円		451 千円		472 千円	
	一般財源		0 千円		959 千円		1,220 千円	
交付先団体実績	収入総額		千円		千円		千円	
	うち自主財源		千円		千円		千円	
	支出総額		千円		千円		千円	
	補助対象経費(B)		千円		千円		千円	
	補助率(A/B)							
	前年度からの繰越金		千円		千円		千円	
	当該年度積立金		千円		千円		千円	
対象者数	助成人数	— 人		125 人		90 人		
成果指標			実績値			目標値		
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度	
交付実績				125	90			

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	犯罪を抑制し、個々が防犯対策を実施することは、地域全体の安全性を向上させることに繋がります。 しかし、「自分の身は自分で守る」観点から必ずしも行政が補助すべきものとは言いえないが、防犯対策を啓発していく観点から、県と歩調を合わせて実施する。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	○	市の公式HP、広報紙(年2回)への掲載し周知を行っている。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	-		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	事業効果を検証することは難しいものの、補助制度を通じ、市民の防犯対策の意識の向上に寄与している。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	-		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HPへの掲載やオンラインでの申請にも対応している。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	-		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	-		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	防犯対策等の購入費等について、整備する対策により金額の差が大きい、自主的な行動支援に寄与していることから、助成額は妥当と考えている。 令和5年度から4年間の期間限定で、県に合わせた実施していく予定。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	当面は継続とするものの、永続的に補助する性質のものではなく、令和9年度以降は、県の動向を踏まえて「縮小」か「廃止」かを再度検討する。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				国際交流事業補助金				種別	補助金	担当課	協働安全課		
交付先種別				団体		交付対象数		特になし		団体名等	岩倉市国際交流協会等		
予算科目				款	2	項	1	目	12	事業名	多文化共生・国際交流費		
目的	趣旨			岩倉市の国際交流事業の推進を図るため									
	対象			次に掲げる要件を備えた団体 (1) 規約を有し、役員についての規定があること。 (2) 自己財源を有し、かつ、経理が明確になされていること。 (3) 市内に事務所を有し、かつ、主たる活動の場所が市内であること。 (4) 構成人員が10人以上で、その構成員が主に市内在住又は在勤者であること。 (5) 特定の政党及び宗教に関与しない団体並びに営利を目的としない団体であること。									
活用内容 申請方法				団体が行う国際交流事業に要する経費に対し、対象となる経費の2分の1以内の額を予算の範囲内において補助するもの。 補助金の交付を受けようとする団体は、岩倉市国際交流事業補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1) 事業計画書(様式第2) (2) 収支予算書(様式第3) (3) その他市長が必要と認める書類									
開始年度				H4		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	岩倉市国際交流事業補助金交付要綱		
改正 履歴	改正 年度	H5		(H4要綱は廃止)									
		R5		様式の改正(対象外経費欄の追加)									
				—									
積算根拠 (補助率・額)				対象となる経費の2分の1以内の額								上限額等	1団体1回/年度
												補助対象経費	事業費のうち報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費 その他必要な経費

補助実績		実績				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)	378 千円	325 千円	430 千円		
	特定財源(国・県費等)	0 千円	0 千円	0 千円		
	一般財源	378 千円	325 千円	430 千円		
交付先団体実績	収入総額	1,099 千円	858 千円	929 千円		
	うち自主財源	599 千円	408 千円	499 千円		
	支出総額	1,099 千円	858 千円	929 千円		
	補助対象経費(B)	758 千円	654 千円	871 千円		
	補助率(A/B)	49.87%	49.69%	49.37%		
	前年度からの繰越金	103 千円	175 千円	62 千円		
	当該年度積立金	－ 千円	－ 千円	－ 千円		
対象者数	助成人数	1 団体	1 団体	1 団体		
成果指標		実績値			目標値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
国際交流事業数		10	13	11	14	15

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	第5次総合計画において、多文化共生・国際交流については、岩倉市国際交流協会等の活動支援が施策としてあげられているため、継続して補助する必要がある。 現在、本市の外国人人口比率は約7%と、県内で7番目に高い。今後も外国人住民の増加が見込まれることから、多文化共生や国際交流は引き続き推進していくべき事業であると考ええる。	B
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	△		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りが無い	○	要綱上では団体を限定していないが、現状、岩倉市国際交流協会からの申請のみである。 日本語教室や学習支援等は、外国人住民から求められている事業であるが、行政だけでは対応できないため、継続して団体を支援する必要がある。	B
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	日本語教室や学習支援等、外国人向けの支援と、各国の料理教室や文化体験等、日本人を含めた市民向けの事業があり、団体の活動により相互への多文化共生の推進ができています。団体独自の繋がりで、行政で実施するよりも多文化の体験ができています。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市国際交流事業補助金交付要綱を制定し、申請様式も整備し、市HPへの掲載もしている。 事業の視察や収支予算書・決算書の提出により、実施状況の確認・監査等、適切に実施している。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	国際交流事業補助金は、団体が実施する多文化共生・国際交流を推進する自主的な事業が対象である。現状では、補助率及び補助金額は妥当であると考えられるが、他市では人件費を補助対象に含めていたり、事務局を市が担っていたりするため、今後、検討していく必要がある。	B
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	△		
一次評価		二次評価		最終評価
継続		外国籍市民が増加しており、多国籍化も進んでいる中で、国際交流は事業としての重要性はあるものの、実績に応じて予算額の減額を検討する必要がある。		縮小
		縮小		縮小

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称							防災対策用備品等整備費補助金		種別	補助金	担当課	協働安全課
交付先種別		団体		交付対象数		28		団体名等		自主防災会		
予算科目		款	2	項	1	目	15	事業名		防災対策費		
目的	趣旨	安全・安心なまちづくりを推進するため、自主防災会が行う防災対策用備品等の整備充実を図る。										
	対象	市内の自主防災組織										
活用内容 申請方法		・交付申請書に関係書類①防災対策用備品等説明書②収支予算書を添えて市に提出する。 ・市から交付決定通知後に整備する。 ・事業が完了した後に、実績報告書及び請求書を市に提出する。										
開始年度		H23		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等		岩倉市防災対策用備品等整備費補助金交付要綱		
改正 履歴	改正 年度	H25		改正 内容		「岩倉市防災組織育成補助交付要綱」と「岩倉市防災対策用備品整備費補助金交付要綱」の一本化						
		H27				防災対策用備品等補助金における補助率・補助限度額の拡充						
		R3				様式内の押印廃止						
		R6				様式内の補助対象外経費欄の追加						
積算根拠 (補助率・額)		別表のとおり							上限額等		別表のとおり	
									補助対象経費		別表のとおり	

補助実績		実績		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 実 績	補助金等交付額(A)	670 千円	836 千円	851 千円
	特定財源(国・県費等)	0 千円	0 千円	0 千円
	一般財源	670 千円	836 千円	851 千円
交付先 団体 実績	収入総額	千円	千円	千円
	うち自主財源	千円	千円	千円
	支出総額	千円	千円	千円
	補助対象経費(B)	千円	千円	千円
	補助率(A/B)			
	前年度からの繰越金	千円	千円	千円
	当該年度積立金	千円	千円	千円
対象者数	28自主防災会	15 団体	10 団体	17 団体
成果指標		実績値		
		R4年度	R5年度	R6年度
補助金交付自主防災会数		15	10	17

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	地域コミュニティと協働による防災の強化の観点から、自主防災会へ支援することで、「共助」の意識向上に寄与している。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	○	自主防災会連絡協議会において、全自主防災会に対し周知しているが、各自主防災会での意識の差は感じる。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	災害時において、各自主防災会で備蓄している資機材等を整備できている。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
	④ 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○		
(4) 透明性	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○	要綱を制定し、様式も整備している。市の公式HPに掲載しているほか、自主防災会の総会で資料を配付している。	A
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	△		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	地域コミュニティと協働による防災の強化の観点から、災害時における備蓄品の整備や更新、意識の向上に寄与している。しかし、品目に対する補助率や上限額については検討する余地があると考ええる。	B
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	△		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤			

一次評価	二次評価	最終評価
継続	共助の面から補助制度を維持する必要性はあるが、補助率の縮小や各防災会で備蓄する基準を設定するなど、改善が必要である。	改善
	改善	改善

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称					市民活動助成金		種別	補助金	担当課	協働安全課
交付先種別		団体		交付対象数		15団体程度		団体名等	市民活動団体、法人	
予算科目		款	2	項	1	目	17	事業名	協働まちづくり推進事業	
目的	趣旨	地域が抱える諸課題の解決を図り、又は市民の福祉向上及びまちづくりに貢献する等の市民活動団体等が主体的に取り組むモデル的な事業について財政支援を行い、団体活動の活性化や市民活動等の拡充を図り、かつ、マルチパートナーシップを促進するためのもの。								
	対象	(1) 立ち上がり支援コース 次のいずれにも該当するもの ア 助成金の申請を行う日において、設立して1年以内の団体 イ 3人以上で構成される団体であって、その構成員の半数以上が市内に在住、在勤又は在学しているもの ウ 営利を目的とせず、公益性を有する活動を行っている団体 エ 主な活動を市内で行っている団体 (2) はじめの一步コース 次のいずれにも該当するもの ア 市民活動支援センター登録団体 イ 助成金の申請を行う日において、設立して3年以内の団体 (3) 市民提案・公益的事業コース及び行政提案・協働事業コース 次のいずれかに該当するもの ア 市民活動支援センター登録団体 イ 市内に拠点のある法人格を有する事業者								
活用内容 申請方法		事業を実施する年度の前年度のうち市長が定めた期間中に申請しなければならない。ただし、立ち上がり支援コースに係る助成金の申請は、事業を実施する年度中にも申請できるものとし、その期間は、市長が別に定めるものとする。								
開始年度		H24		終了・見直し 予定年度		R3		根拠法令等	岩倉市市民活動助成金交付要綱	
改正 履歴	改正 年度	R3		改正 内容		(施行(平成24年度)から10年を経過したことを機に見直しを図り、公益的な事業に対して、より厚い支援とする) ・立ち上がり支援コース、行政提案・協働事業コースの新設 ・はじめの一步コース及び市民提案・公益的事業コースの内容変更				
積算根拠 (補助率・額)		(1)立ち上がり支援コース 50%以内 20,000円 (2)はじめの一步コース 90%以内 50,000円 (3)市民提案・公益的事業コース 50%以内 100,000円 (4)行政提案・協働事業コース 100%以内 300,000円 ・はじめの一步コース及び市民提案・公益的事業コースは、助成対象事業を市内で活動する他の団体と協働して行う場合には、補助率を10%加算						上限額等	(1)立ち上がり支援コース 1団体につき1回限り (2)はじめの一步コース 1団体につき1回限り (3)市民提案・公益的事業コース 1事業につき3回まで (4)行政提案・協働事業コース 1事業につき連続して2回まで	
								補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、人件費、その他の経費※立ち上がり支援コースに係る備品購入費は対象外	

補助実績			実績					
			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)		1,133	千円	1,215	千円	684	千円
	特定財源(国・県費等)		0	千円	0	千円	0	千円
	一般財源		1,133	千円	1,215	千円	684	千円
交付先団体実績	収入総額		—	千円	—	千円	—	千円
	うち自主財源		—	千円	—	千円	—	千円
	支出総額		—	千円	—	千円	—	千円
	補助対象経費(B)		—	千円	—	千円	—	千円
	補助率(A/B)		—		—		—	
	前年度からの繰越金		—	千円	—	千円	—	千円
	当該年度積立金		—	千円	—	千円	—	千円
対象者数	助成人数	12	団体	12	団体	9	団体	
成果指標			実績値			目標値		
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度	
助成団体数			12	12	9	17	17	

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	市民活動団体への支援は、市民ニーズの重要度は低い、生活の質を向上させるものであり、継続して実施し、満足度を向上させる事業であるとする。 また、市民活動団体は、地域課題を解決したり、地域のコミュニティを強化したり、持続可能な地域づくりの中で、重要な役割である。地域活動を行う人材の発掘や育成は必要である。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	△		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	補助対象者は、コースごとに異なり、また、回数の制限もあることから、公平であるとする。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	助成金終了後も活動を継続する団体があり、団体活動の活性化や市民活動等の拡充が図られ、また、マルチパートナーシップの促進にも寄与している。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	市民活動助成金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HP、広報紙(年2回)への掲載している。 対象事業は、団体による企画発表会及び有識者を含めた審査会による審議により決定しているため、透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	市民活動団体等が主体的に取り組む事業について、助成している。 市民活動団体は、地域課題を解決したり、地域のコミュニティを強化したり、持続可能な地域づくりの中で、重要な役割であるが、申請件数は減少しており、助成金に申請する団体の育成が課題である。 また、申請の少ないコース(立ち上がり支援コース)については、廃止を含めて検討している。	B
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	△		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	△		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価	最終評価
改善	助成先の中に継続性にやや疑問がある団体もある。申請の少ないコースを廃止する、公共性・公益性の高い事業に特化するなど、予算額を縮小する方向で改善すべきである。 縮小	縮小

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				区育成補助金				種別	補助金	担当課	協働安全課
交付先種別		団体		交付対象数		30		団体名等	行政区		
予算科目		款	2	項	1	目	17	事業名	行政区運営費		
目的	趣旨	行政区の管理及び運営に必要な経費に対し補助金を交付することにより、区等の効率的な運営を図ろうとするもの。									
	対象	市長が認めた区等									
活用内容 申請方法		補助金の額は、世帯割と事業費合の合計額。 世帯割…毎年4月1日現在の市の住民基本台帳に記録されている区の世帯数に170円を乗じて得た額 事業費割…区等及び区に属する団体が行う親睦事業1事業につき10,000円以内 5月末日までに必要書類を提出し、申請する。									
開始年度		S51	終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	岩倉市区育成補助金交付要綱			
改正履歴	改正年度	R2	改正内容	地域活動をより良いものとするを目的に、補助金の額のうち、世帯割の単価を増額するために改正。150円→170円							
		R3		行政手続等における押印の廃止に伴い、様式の押印箇所の廃止をするために改正							
		R5		収支予算書や収支決算書の様式に補助対象経費と補助対象外経費の区分を設けるために改正							
積算根拠 (補助率・額)		上記「活用内容申請方法」欄と同じ						上限額等	1人1回/年度		
								補助対象経費	(1)区等が管理する施設維持管理に関する事業 (2)区等が行う事業		

補助実績			実績					
			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)		3,896 千円		4,124 千円		4,197 千円	
	特定財源(国・県費等)		0 千円		0 千円		0 千円	
	一般財源		3,896 千円		4,124 千円		4,197 千円	
交付先団体実績	収入総額		千円		千円		千円	
	うち自主財源		千円		千円		千円	
	支出総額		千円		千円		千円	
	補助対象経費(B)		千円		千円		千円	
	補助率(A/B)							
	前年度からの繰越金		千円		千円		千円	
	当該年度積立金		千円		千円		千円	
対象者数	助成団体数	30 団体		30 団体		30 団体		
成果指標			実績値			目標値		
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度	
行政区加入率			82.7%	80.7%	79.0%	85.2%以上	85.2%以上	

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	行政区は住民にとって身近な地域の組織であり、災害、防犯、環境面など暮らしやすい生活をしていく上で、非常に重要であり、支援の必要がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	世帯割は、毎年4月1日現在の市の住民基本台帳に記録されている区の世帯数で算出され、補助金の額は公平に決定されている。地域の組織の支援として継続的な支援の必要がある。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	各行政区の福祉の増進と親睦事業の活性化を図ることができている。行政区という地域に密着した組織であるため、その事業等を市で行うことは適さない。継続した支援が必要である。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	行政区の全体の収支を含めて資料を提出してもらっているものの、細かい内容について把握はできていないが、補助金額を超える事業支出があることは確認できている。親睦事業など実施状況を現地で確認することはしていないが、提出された書類で実施を確認している。	B
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	△		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	△		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	行政区は地域に密着した組織であり、地域の活性化を促すため、継続的な支援が必要である。	B
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	△		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	行政区への支援は必要であるが、世帯数のみが増加しつつある中で、補助の仕組みを再検討するなど、改善が必要である。	改善	改善

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称		区掲示板設置費補助金						種別	補助金	担当課	協働安全課
交付先種別		団体		交付対象数		30		団体名等	行政区		
予算科目		款	2	項	1	目	17	事業名	行政区運営費		
目的	趣旨	区の掲示板的充実を促進し、地域公共の用に供することを目的とする。									
	対象	掲示板を設置しようとする区 ・新設する掲示板で、経費が1基につき2万円以上のもの。耐用年数は木製5年、鋼製10年。 ・既設98基(令和7年2月28日現在)									
活用内容申請方法		補助金の額は、予算の範囲内で設置費の3分の1以内とする。ただし、その補助の限度額は100,000円とする。 必要書類の提出し、申請する。									
開始年度		S58		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	岩倉市区掲示板設置費補助金交付要綱		
改正履歴	改正年度	R3		行政手続等における押印の廃止に伴い、様式の押印箇所の廃止をするために改正							
		R5		改正内容		収支予算書や収支決算書の様式に補助対象経費と補助対象外経費の区分を設けるために改正					
		-									
積算根拠 (補助率・額)		上記「活用内容申請方法」欄と同じ							上限額等	100,000円	
									補助対象経費	掲示板の設置費	

補助実績			実績		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
市実績		補助金等交付額(A)	199 千円	100 千円	0 千円
		特定財源(国・県費等)	千円	千円	千円
		一般財源	199 千円	100 千円	0 千円
交付先団体実績		収入総額	千円	千円	千円
		うち自主財源	千円	千円	千円
		支出総額	千円	千円	千円
		補助対象経費(B)	千円	千円	千円
		補助率(A/B)			
		前年度からの繰越金	千円	千円	千円
		当該年度積立金	千円	千円	千円
対象者数	助成団体数		2 団体	1 団体	団体
成果指標			実績値		
			R4年度	R5年度	R6年度
-			-	-	-

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	地域の情報を掲示する掲示板は公益性があり、補助の必要性があると思われる。 なお、市としては、令和7年度より4大まつりと市民体育祭を除き、イベント周知、啓発等のポスターの掲示依頼は行わないことを庁内通知済み。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	現状、全ての区に掲示板は設置されており、今後は新設または建替を対象とする。 なお、申請のあった区に対し補助していくものであり、公平性に問題は無い。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	△	掲示板をどれだけの区民が見ているかの評価は困難であるが、見やすい場所に設置されている。 区が管理する掲示板であるため、市の事業として実施することは適切ではない。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	対象となる経費が決まっていることから、不明な支出は含まれない。(建替の際の撤去費用は対象外とする。) また、写真や現地確認で実施状況を確認できている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	今後、経年劣化により、掲示板を建て替えることは考えられるため、継続的な支援が必要と考えられる。 なお、行政区においてもアナログからデジタルへの移行も想定され、電子回覧板やアプリなどの普及により掲示板的必要性に変化があることも想定される。	B
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	△		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	△		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	△		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	市からの掲示板への掲示依頼も大幅に減らしてきており、掲示板そのものの周知効果も限定的である。デジタル化を推進する意味からも掲示板設置への補助は廃止を検討すべきである。	廃止	廃止

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称			区公会堂建設費等補助金				種別	補助金	担当課	協働安全課
交付先種別			団体		交付対象数		30		団体名等	行政区
予算科目			款	2	項	1	目	17	事業名	行政区運営費
目的	趣旨		区住民の集合に用に供する施設(以下「公会堂」という。)の充実を促進し、区住民の福祉を増進することを目的とする。							
	対象		公会堂の新築、増改築又は備品の買替をしようとする区 対象施設 ・区建設施設(鈴井町公会堂、西市町公会堂、新しいつみ集会所、大地町公会堂、コミュニティホール珊瑚) ・愛北衛生処理施設周辺対策事業関係施設(野寄町公会堂、野寄町ミニ集会所、川井町公会堂、北島町公会堂)							
活用内容 申請方法			(1)新築の場合 工事費の3分の2以内で、3,000万円を補助金の交付限度額とする。 (2)増改築(修繕を含む)の場合 工事費の2分の1以内で、300万円を補助金の交付限度額とする。 (3)備品の買替えの場合 備品の買替えに要する費用の3分の1以内で、当該備品の買替に要する費用が10万円を超えるもの。 必要書類を提出し、申請する。							
開始年度			S58	終了・見直し 予定年度		なし	根拠法令等	岩倉市区公会堂建設費等補助金交付要綱		
改正履歴	改正年度	H30	改正内容	・野寄町ミニ集会所を交付の対象に追加						
		R3		・五条町集会所を交付の対象から削除 ・令和3年度における補助金の額の特例(公会堂のトイレ手洗い自動水栓化に係る工事費に要する費用に対して補助)の改正 ・行政手続等における押印の廃止に伴い、様式の押印箇所の廃止をするために改正						
		R5		・令和5年度における補助金の額の特例(エネ性能に優れた電気設備の買替え等に要する費用に対して補助)の改正 ・収支予算書や収支決算書の様式に補助対象経費と補助対象外経費の区分を設けるために改正						
積算根拠 (補助率・額)			上記「活用内容申請方法」欄と同じ					上限額等	(1)新築の場合 3,000万円 (2)増改築(修繕を含む)の場合 300万円	
								補助対象経費	公会堂の新築、増改築(修繕含む)及び 備品の買替えに要する経費	

補助実績			実績		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 実 績	補助金等交付額(A)		367 千円	6,500 千円	1,089 千円
	特定財源(国・県費等)		0 千円	0 千円	0 千円
	一般財源		367 千円	6,500 千円	1,089 千円
交 付 先 団 体 実 績	収入総額		千円	千円	千円
	うち自主財源		千円	千円	千円
	支出総額		千円	千円	千円
	補助対象経費(B)		千円	千円	千円
	補助率(A/B)				
	前年度からの繰越金		千円	千円	千円
	当該年度積立金		千円	千円	千円
対象者数		助成団体数	2 団体	4 団体	1 団体
成果指標			実績値		
			R4年度	R5年度	R6年度
—			-	-	-

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	区住民の集合の用に供する施設であるため、公益性は高い。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	対象は9施設。同じ団体(区)への補助となっているが、その修繕等の内容は異なるため、必要性や合理性はある。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	区の所有する公会堂に対する補助であり、その内容から市事業とすることは適さない。 類似した制度として地域集会所や学習等共同利用施設への助成があるが、市所有の施設であり、当制度とは重複しない。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	対象となる経費が決まっていることから、不明な支出は含まれない。 領収書等を提出してもらい、実施の状況を確認している。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	区住民の集合の用に供する施設であるため、公益性は高く、引き続き支援する必要性がある。	B
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	△		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	公共施設再配置計画では行政区へ譲渡することとなっていることを踏まえて、しばらくの期間は継続とする。		継続
			継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称										原子爆弾被爆者受診費助成金										種別		補助金		担当課		福祉課	
交付先種別				個人			交付対象数			4人			団体名等				個人										
予算科目				款		3	項		1	目		1	事業名			事務管理費											
目的	趣旨			原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条による指定医療機関のうち、広島及び長崎市内の病院で受診するために必要な費用の一部を助成することにより、被爆者の福祉推進に寄与する。																							
	対象			岩倉市で住民基本台帳に登録されており、1年以上居住している者のうち、被爆者健康手帳の交付を受けている者																							
活用内容申請方法				被爆者健康手帳所持者が広島及び長崎市内の指定医療機関で健康診断を受診する場合の旅費及び宿泊料を助成する。 岩倉市原子爆弾被爆者受診費助成金交付申請書に被爆者健康手帳を添えて申請する。																							
開始年度				S58			終了・見直し 予定年度			なし			根拠法令等		岩倉市原子爆弾被爆者受診費助成金交付要綱												
改正履歴	改正年度	-		改正内容		-																					
		-																									
		-																									
積算根拠 (補助率・額)				岩倉市職員の旅費に関する条例に基づく旅費及び宿泊費を上限とする。ただし、日当は除外し、宿泊料は1泊を限度とする。										上限額等		1人1回／年度											
														補助対象経費		指定医療機関までの旅費及び宿泊額の合計額。介護者が必要と認められる場合には、介護者分の旅費及び宿泊料も併せて支給											

補助実績			実績				
			令和4年度	令和5年度	令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)		165 千円	122 千円	80 千円		
	特定財源(国・県費等)		0 千円	0 千円	0 千円		
	一般財源		165 千円	122 千円	80 千円		
交付先団体実績	収入総額		－ 千円	－ 千円	－ 千円		
	うち自主財源		－ 千円	－ 千円	－ 千円		
	支出総額		－ 千円	－ 千円	－ 千円		
	補助対象経費(B)		－ 千円	－ 千円	－ 千円		
	補助率(A/B)		－	－	－		
	前年度からの繰越金		－ 千円	－ 千円	－ 千円		
	当該年度積立金		－ 千円	－ 千円	－ 千円		
	対象者数	助成人数	2 人	2 人	1 人		
成果指標			実績値			目標値	
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
-			-	-	-	-	-

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	×	被爆による健康被害の恐れのある被爆者の健康管理の観点から、健康診査の受診に係る費用負担を軽減することには、一定の公益性があるものとする。	B
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	△		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	△	市の公式HPで要綱を公開し周知を行い、公平性が保たれている。 被爆者の健康管理として継続的な補助が必要と考える。	B
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	-		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	県制度により指定医療機関での健康診断は無料で受診できるが、遠方への移動を伴うため当該制度による助成も必要である。	B
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	-		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	△		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	原子爆弾被爆者受診費助成金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HPで要綱を公開するなど透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	-		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	-		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	不幸にも被爆した方々の健康管理について、公的な支援を行うことに意義があるものとする。 また、他市町にも同様の取組があることから事業を継続することについて適切であると考え、対象者の高齢化が進む中、制度終了の時期の検討は必要。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	×		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	法に基づく健診等を受ける場合の旅費を助成するものであり、本市でも対象者がみえるため、被爆者の福祉推進に寄与する助成として継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				社会福祉協議会補助金				種別	補助金	担当課	福祉課
交付先種別		団体		交付対象数		1		団体名等	社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会		
予算科目		款	3	項	1	目	1	事業名	事務管理費(社会福祉総務費)		
目的	趣旨		社会福祉法人の事業運営及び活動に必要な費用を補助するもの								
	対象		社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会								
活用内容 申請方法		助成申請書に必要な書類を添付して提出									
開始年度		S54		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	岩倉市社会福祉法人の助成に関する条例 岩倉市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則		
改正 履歴	改正 年度			改正 内容	－						
					－						
					－						
					－						
積算根拠 (補助率・額)		事業対象区分に応じ市長が定める基本額と対象経費の実支出額を比較して、いずれか低い方の額							上限額等	定めなし	
									補助対象経費	職員の給与、諸手当、社会保険、労働保険(以上人件費)、その他の事務費及び施設整備に係る借入返済金又は団体育成のための事業費	

補助実績		実績			
		令和4年度		令和5年度	
市 実 績	補助金等交付額(A)	27,724	千円	24,801	千円
	特定財源(国・県費等)	0	千円	0	千円
	一般財源	27,724	千円	24,801	千円
交付先 団体 実績	収入総額	142,591	千円	137,269	千円
	うち自主財源	94,112	千円	93,908	千円
	支出総額	139,020	千円	132,521	千円
	補助対象経費(B)	111,413	千円	107,633	千円
	補助率(A/B)	24.88%		23.04%	
	前年度からの繰越金		千円		千円
	当該年度積立金	3,570	千円	129	千円
対象者数	助成人数	1	法人	1	法人
成果指標		実績値			目標値
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
－		－	－	－	－

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	社会福祉協議会は、地域共生社会の実現に向けて、住民や福祉関係者、関係機関と連携して地域福祉を推進していくことを目的とする法人であるため、当該法人の運営支援を実施することは市の施策と整合するものと考えられる。	B
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	×		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	×	社会福祉協議会は、地域共生社会の実現に向けて、住民や福祉関係者、関係機関と連携して地域福祉を推進していくことを目的とする法人であるため、補助対象者として適正である。	B
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	社会福祉協議会は、地域共生社会の実現に向けて、住民や福祉関係者、関係機関と連携して地域福祉を推進するため活動しており、補助金額に見合う活動を行っていると考えられる。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	補助金の支給は、社会福祉法人の助成に関する条例及び施行規則で規定されている。また、規則に基づき社会福祉協議会に対し、実績報告の提出を求めている。適正な資金管理を確認している。	B
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	×		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	社会福祉協議会の活動が、地域共生社会の実現のための機運醸成に寄与しているものと考えられ、財政支援を継続する必要があると考えられる。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	△		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	岩倉市社会福祉協議会は、本市の地域福祉の推進に欠かせない団体であり、公益性も高いため、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				社会福祉関係団体補助金				種別		補助金		担当課		福祉課	
交付先種別		団体			交付対象数		8		団体名等		岩倉市保護司会、岩倉市遺族連合会等				
予算科目		款	3	項	1	目	1	事業名		事務管理費(社会福祉総務費)					
目的	趣旨		会員相互の教養文化を深め、住民福祉の増進に寄与するために各種事業を行う社会福祉関係団体の行う事業に係る費用の一部を助成するもの												
	対象		岩倉市社会福祉関係団体助成補助金交付要綱に規定する社会福祉関係8団体												
活用内容申請方法		社会福祉関係団体助成補助金交付申請書に 社会福祉関係団体補助金に係る事業計画書、歳入歳出予算書等を添付し申請する。													
開始年度		S50		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等		岩倉市社会福祉関係団体助成補助金交付要綱					
改正履歴	改正年度	R5		改正内容	障害者連絡協議会から身体障がい者福祉協会が補助対象団体として独立										
					—										
					—										
積算根拠 (補助率・額)		各団体ごとに定額支給							上限額等		当該年度の予算で定める額の範囲				
									補助対象経費		当該団体の健全な育成と発展を図るために行う事業及び社会福祉の増進を図るために行う事業				

補助実績			実績					
			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)		904	千円	498	千円	904	千円
	特定財源(国・県費等)		0	千円	0	千円	0	千円
	一般財源		904	千円	498	千円	904	千円
交付先団体実績	収入総額		千円		千円		千円	
	うち自主財源		千円		千円		千円	
	支出総額		千円		千円		千円	
	補助対象経費(B)		千円		千円		千円	
	補助率(A/B)							
	前年度からの繰越金		千円		千円		千円	
	当該年度積立金		千円		千円		千円	
対象者数	助成人数	7	団体	7	団体	8	団体	
成果指標			実績値			目標値		
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度	
－			－	－	－	－	－	

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	補助対象としている社会福祉関係団体は、市内での様々な行事にボランティアとして参加することや障がい者の当事者団体として障がい者の社会参加の拡大に向けた活動を行うなど総合計画の基本施策の達成に資する活動を行っている団体である。	B
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	×		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りが無い	△	補助対象としている社会福祉関係団体は、市内での様々な行事にボランティアとして参加することや障がい者の当事者団体として障がい者の社会参加の拡大に向けた活動を行うなど総合計画の基本施策の達成に資する活動を行っている団体である。	B
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	△	各団体とも構成員の高齢化、担い手の不足などの課題を抱えており、運営が厳しい状況となりつつある団体も存在するため、財政的な支援は必要と考える。	B
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	市の公式HPで要綱を公開し周知を行い、透明性が保たれている。 また、補助金の実績報告の提出を求めている。 各団体の適正な資金管理を確認している。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	財政的な支援を中止することにより活動に支障をきたす可能性のある団体もあり、継続的な支援が必要であると考ええる。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	△		

一次評価	二次評価	最終評価
継続	毎年、定額の補助となっているが、その根拠も不明確で、各団体で繰越金も発生している。実績に応じて必要な額を補助するなど改善が必要である。	改善
	改善	改善

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				老人クラブ補助金				種別	補助金		担当課	長寿介護課	
交付先種別		団体		交付対象数		1		団体名等		岩倉市老人クラブ連合会			
予算科目		款	3	項	1	目	3	事業名		事務管理費(老人福祉費)			
目的	趣旨		老人福祉法第13条第2項の規定に基づき補助金を交付している。高齢者の地域社会への参画や生きがいづくりを推進する活動を行っている岩倉市老人クラブ連合会に対し、支援を行うもの。										
	対象		岩倉市老人クラブ連合会が行う生きがい及び健康づくり事業、クラブ活動、人件費など										
活用内容 申請方法		老人クラブ連合会から活動事業補助金交付申請書を提出											
開始年度		H16		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等		岩倉市老人クラブ連合会等活動事業補助金交付要綱			
改正履歴	改正年度	H18		「ゆうわ会」から「老人クラブ連合会」に変更									
		H23											
		H25											
		H28											
		H29											
		H30											
		H31											
		R2											
		R3											
		R4											
		R5											
R6													
積算根拠 (補助率・額)		単位クラブ3,500円×28クラブ×12月 一般事業分200,000円+72円×2,300人 介護予防・健康づくり事業680,000円 特別事業分194,000円 人件費1,228円×80時間×12月 クラブ活動費2,000円×12月×12クラブ							上限額等		老人クラブ連合会の活動費(自主活動事業、一般事業、介護予防・健康づくり事業、クラブ活動費、人件費など)		
									補助対象経費				

補助実績		実績									
		令和4年度		令和5年度		令和6年度					
市実績	補助金等交付額(A)		4454 千円		4400 千円		4491 千円				
	特定財源(国・県費等)		1097 千円		1086 千円		1082 千円				
	一般財源		3357 千円		3314 千円		3409 千円				
交付先団体実績	収入総額		6863 千円		6832 千円		5765 千円				
	うち自主財源		498 千円		482 千円		463 千円				
	支出総額		6863 千円		6832 千円		5765 千円				
	補助対象経費(B)		4454 千円		4400 千円		4491 千円				
	補助率(A/B)		100		100		100				
	前年度からの繰越金		1481 千円		1138 千円		275 千円				
	当該年度積立金		100 千円		0 千円		0 千円				
	対象者数	助成人数	2469 人		2381 人		2294 人				
成果指標		実績値				目標値					
		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R12年度	
老人クラブ連合会会員数		2469		2381		2294		2300		2300	

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	総合計画の主要事業にも位置付けており、老人クラブ連合会は、高齢者の福祉の増進や地域社会の貢献、明るい長寿社会の実現に必要な不可欠な団体である。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を助案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	○	各地区に単位クラブがあり、身近な地区で加入でき、広報紙(年1回)へ掲載し、会員募集を行い、公平性は保たれている。老人クラブ連合会に対する支援を継続して行うことで、高齢者が住み慣れた地域で、生きがいをもって生活できる環境を整備できる。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	老人クラブ連合会に補助することで、高齢者の生きがいづくり等の目標を適切に遂行できる。老人クラブ加入者数は減少しているものの、南部老人憩の家の管理業務やふれあい歩け歩け大会の運営を市から受託している。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	この補助金の交付要綱があり、様式等も整備している。また、補助金額を超える繰越金や使途不明な出金もない。市のホームページにおいても掲載しており、団体による監査等も実施されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	老人クラブの会員数が年々減少しており、これに伴い補助額も下がっている。会員は、減少傾向にあるが、地域社会への社会参画や生きがいづくりや健康づくりを目的とした高齢者の活動は重要であることから、継続して支援していく必要がある。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	老人クラブは、高齢者の社会参加の促進や生きがいづくりのために必要不可欠な団体であり、特定財源もあるため、継続とする。ただし、近隣市町で補助額にばらつきがあり、本市の補助金が適正かどうか検証する必要がある。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				シルバー人材センター推進事業費補助金				種別	補助金	担当課	長寿介護課
交付先種別		団体		交付対象数		1		団体名等		岩倉市シルバー人材センター	
予算科目		款	3	項	1	目	3	事業名		事務管理費(老人福祉費)	
目的	趣旨	高齢者就業機会確保事業に要する経費に対し補助することで、高齢者の就業機会の確保や生きがいの創出を支援するもの。									
	対象	公益財団法人岩倉市シルバー人材センターが行う高齢者就業機会確保事業に要する経費に対し、補助金を交付する。									
活用内容申請方法		補助金交付申請書の提出									
開始年度		S59	終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等		公益社団法人岩倉市シルバー人材センター推進事業費補助金交付要綱		
改正履歴	改正年度	S59	改正内容								
		S60		-							
		H1		-							
		H2		-							
		H21		-							
		H25		公益財団法人法人化							
		R3		行政手続等における押印の廃止-							
		R5		収支予算書、収支決算書等の様式に補助対象経費と補助対象外経費の区分を設ける。							
積算根拠 (補助率・額)		定額 ※令和3年度に800,000円増額となった。 定額の額の根拠は不明						上限額等	12,314,000円		
								補助対象経費	高齢者就業機会確保事業における人件費、運営費、事業費等		

補助実績			実績					
			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)		12314	千円	12314	千円	12314	千円
	特定財源(国・県費等)		0	千円	0	千円	0	千円
	一般財源		12314	千円	12314	千円	12314	千円
交付先団体実績	収入総額		120143	千円	118793	千円	不明	千円
	うち自主財源		不明	千円	不明	千円	不明	千円
	支出総額		120143	千円	118793	千円	不明	千円
	補助対象経費(B)		32171	千円	33389	千円	不明	千円
	補助率(A/B)		38.3%		36.9%		不明	
	前年度からの繰越金		－	千円	－	千円	－	千円
	当該年度積立金		－	千円	－	千円	－	千円
	対象者数	助成人数	－	人	－	人	－	人
成果指標			実績値			目標値		
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度	
シルバー人材センター会員数			296	301	292	300	300	

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	総合計画の主要事業にも位置付けており、シルバー人材センターは、高齢者の多様な社会活動等への参加支援に必要不可欠な団体である。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	高齢者就業機会確保事業に対する支援を継続して行うことで、高齢者が住み慣れた地域で、生きがいをもって生活できる環境を整備できることから必要性はある。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	高齢者就業機会確保事業を行っているシルバー人材センターに補助することで、高齢者の生きがいがいつくり等の目標を適切に遂行できる。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	この補助金の交付要綱があり、様式等も整備している。補助金額を超える繰越金や使途不明な出金や積立金はない。また、市のホームページにおいても掲載しており、団体による監査等も実施されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	シルバー人材センターの会員は、減少傾向にあるが、地域社会への参画や生きがいつくりを目的とした高齢者の就業機会確保の取組みについて、継続して支援していく必要がある。補助額は定額であり、近年の人件費の上昇や物価高騰を反映しておらず、補助額の設定について課題である。	B
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	△		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	シルバー人材センターは、高齢者の就業確保や生きがいの創出のために必要な団体であり、センターに対して国からの補助金もあるため継続とする。ただし、市からの補助金の使途は検証しているものの、補助対象経費の傾向をさらに把握する必要がある。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				社会福祉法人等減免補助金				種別	補助金	担当課	長寿介護課
交付先種別		団体		交付対象数		R6実績:3法人		団体名等		社会福祉法人一期一会福祉会ほか	
予算科目		款	3	項	1	目	3	事業名		在宅福祉事業	
目的	趣旨	介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、低所得者で生計が困難である者及び生活保護受給者に対して利用者負担額の軽減を行った場合、その負担した額が本来受領すべき利用者負担額の1パーセントを超えたときに交付するもの。									
	対象	介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等で、低所得者で生計が困難である者及び生活保護受給者に対して利用者負担額の軽減を行った法人									
活用内容 申請方法		低所得者で生計が困難である者及び生活保護受給者に対する利用者負担額の軽減に活用 交付申請書を補助事業の完了の日から10日以内に提出									
開始年度		H13		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等		低岩倉市社会福祉法人等による生計困難者及び生活保護受給者に対する介護保険サービス利用者負担額軽減措置事業費補助金交付要綱及び岩倉市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減措置実施要綱	
改正履歴	改正 年度	R5		岩倉市社会福祉法人等による生計困難者及び生活保護受給者に対する介護保険サービス利用者負担額軽減措置事業費補助金交付要綱 収支予算書及び(別紙4)収支決算書の追加							
		R6		岩倉市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減措置実施要綱 社会福祉法人等による利用者負担軽減確認の裏面『懲役』⇒『拘禁刑』							
				-							
積算根拠 (補助率・額)		交付要綱別表による							上限額等	予算の範囲	
									補助対象経費	交付要綱別表による	

補助実績			実績						
			令和4年度		令和5年度		令和6年度		
市 実 績	補助金等交付額(A)		85 千円		51 千円		316 千円		
	特定財源(国・県費等)		63 千円		37 千円		237 千円		
	一般財源		22 千円		14 千円		79 千円		
交 付 先 団 体 実 績	収入総額		不明 千円		不明 千円		不明 千円		
	うち自主財源		不明 千円		不明 千円		不明 千円		
	支出総額		不明 千円		不明 千円		不明 千円		
	補助対象経費(B)		555 千円		757 千円		1657 千円		
	補助率(A/B)		15.32%		6.74%		19.07%		
	前年度からの繰越金		不明 千円		不明 千円		不明 千円		
	当該年度積立金		不明 千円		不明 千円		不明 千円		
対象者数		助成法人数		3 人		2 人		3 人	
成果指標			実績値			目標値			
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度		
補助対象法人数			3	2	3	3	3		
補助対象利用者数			5	9	18	18	18		

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	国の社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱及び愛知県介護保険事業費補助金交付要綱に基づき実施しているものである。 対象法人が社会福祉法人等に限定されているものの、対象法人自体の公益性が高いこともあり、補助金自体の公益性も高いと判断した。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	補助対象法人が社会福祉法人等に限定されているものの、利用者は国要綱に定められているとおりであり、他市町村とも同じ基準であるため、公平性はあるものと判断した。 補助対象法人からは、実績に基づき申請があるため、恒常的に支援するものではない。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	軽減総額から本来受領すべき利用者負担額の1%を控除した額について1/2を補助するものであるため、利用者が軽減されていても、軽減対象外の利用者が一定数いれば、交付申請はなされない。社会福祉法人等の持ち出して軽減されている部分があるため、補助金額以上の効果があると判断した。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	社会福祉法人等の自主的な軽減を支援するものである。 補助金額は軽減した金額より多くなり得ない補助率となっている。 要綱が市のホームページに掲載されている。 申請時に対象の給付状況を確認している。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	補助金を交付する目的は、低所得者のサービス利用自己負担分の負担軽減である。対象者が存在する限り、補助事業は継続していく必要がある。 他自治体も同様の補助を実施しており、公平性の観点から、同じ補助率で実施すべきと考える。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	国の実施要綱に基づいて実施されており、県内の自治体すべてが補助している状況である。また、特定財源のほうが多く、費用対効果が高いため、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				障がい者共同生活援助事業費補助金				種別		担当課		福祉課	
交付先種別				団体		交付対象数		9		団体名等		グループホームみのり他8事業所	
予算科目				款 3 項 1 目 6		事業名		施設利用助成事業					
目的	趣旨			共同生活援助の経営の安定化及びその参入促進を図ることを目的として、共同生活援助を実施する事業所に補助金を交付するもの									
	対象			①事業所の所在地が愛知県内かつ事業所の利用定員が20人以下、②共同生活住居の所在地が愛知県内かつその利用定員が9人以下、③岩倉市がサービス利用の支給決定をした利用者がいる、④事業所を運営する法人が社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人であること。①～④をすべて満たす指定共同生活援助事業所が、休日または事業所の休業日に共同生活援助を実施する場合									
活用内容 申請方法				交付申請書に必要な書類を添付して提出									
開始年度				H19		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等		岩倉市障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱	
改正履歴	改正年度											－	
				改正内容								－	
												－	
積算根拠 (補助率・額)				障害支援区分4～6 利用者1人1日につき 2,290円 障害支援区分3以下 利用者1人1日につき 1,297円						上限額等		利用月ごとに当該月の土日休日の日数を上限とする	
										補助対象経費		補助事業の実施に要する経費(給料、諸手当、報酬、社会保険料事業主負担金、賃金、委託費、旅費、需用費、役務費等)	

補助実績			実績			
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)		4,267 千円	4,380 千円	4,125 千円	
	特定財源(国・県費等)		2,133 千円	2,190 千円	2,062 千円	
	一般財源		2,134 千円	2,190 千円	2,063 千円	
交付先団体実績	収入総額		千円	千円	千円	
	うち自主財源		千円	千円	千円	
	支出総額		千円	千円	千円	
	補助対象経費(B)		千円	千円	千円	
	補助率(A/B)					
	前年度からの繰越金		千円	千円	千円	
	当該年度積立金		千円	千円	千円	
対象者数	助成人数	9 事業所	8 事業所	9 事業所		
成果指標		実績値			目標値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
交付対象事業所数		9	8	9	10	12

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	利用定員が比較的小人数の社会福祉法人等が運営する共同生活援助事業所が休日等に共同生活援助を実施することは、休日等に帰宅する場合の介護者の介護負担増の抑止や障がい者の居場所確保のにつながり、市の施策と整合している。	B
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	△		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	×	補助対象を比較的小規模な事業所とすることで、当該事業所の経営基盤の安定化に資するものとするため補助対象者を限定している。	B
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	共同生活援助事業所の休日等開所を促進することにより、障がい児・者及び介護者の福祉の向上に資する取り組みとして有効である。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	市の公式HPで要綱を公開し周知を行い、公平性が保たれている。また、補助金の実績報告の提出を求めている。各事業所の適正な資金管理を確認している。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	休日等に開所する共同生活援助事業所に助成することにより、受け入れ態勢の確保に資する事業であると考える。	B
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	×		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	近隣でも同様の補助があり、県の補助基準に準じている。また、休日の受け入れ態勢を確保する点でも必要性のある事業であり、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称		重症心身障害児・者短期入所支援事業費補助金						種別	補助金	担当課	福祉課
交付先種別		団体		交付対象数		2		団体名等	施設入所支援事業所 夢の家、あすか		
予算科目		款	3	項	1	目	6	事業名	施設利用助成事業		
目的	趣旨	短期入所の利用を促進し、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童及び者(重症心身障がい児等)の居宅生活を支援し、重症心身障がい児等とその家族の福祉の向上を図る。									
	対象	短期入所を実施している県内指定短期入所事業所の設置者のうち、愛知県重症心身障害児・者短期入所利用支援事業実施要綱第7条の規定に基づき愛知県知事が指定した者									
活用内容 申請方法		交付申請書に必要な書類を添付して提出									
開始年度		H23		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	岩倉市重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業 費補助金交付要綱		
改正 履歴	改正 年度			改正 内容	-						
					-						
					-						
積算根拠 (補助率・額)		短期入所のみを利用した場合 1日につき1,000円							上限額等	短期入所利用1回につき7日以内	
									補助対象経費	重症心身障がい児等の短期入所を実施するために必要な経費	

補助実績			実績		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
市実績		補助金等交付額(A)	59 千円	47 千円	23 千円
		特定財源(国・県費等)	29.5 千円	23.5 千円	11.5 千円
		一般財源	29.5 千円	23.5 千円	11.5 千円
交付先団体実績		収入総額	千円	千円	千円
		うち自主財源	千円	千円	千円
		支出総額	千円	千円	千円
		補助対象経費(B)	千円	千円	千円
		補助率(A/B)			
		前年度からの繰越金	千円	千円	千円
		当該年度積立金	千円	千円	千円
対象者数	助成人数	2 事業所	1 事業所	2 事業所	
成果指標		実績値			目標値
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 R12年度
－		－	－	－	－

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	重症心身障がい児・者の短期入所の利用を促進することにより、介護者の病気等による不在や介護者の負担軽減につながり、市の施策と整合している。	B
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	△		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	×	重症心身障がい児・者の受け入れが可能な事業所として県が指定する事業所を助成対象としており、公平性は確保されている。	B
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	短期入所の利用を促進することにより、重症心身障がい児・者及び介護者の福祉の向上に資する取り組みとして有効である。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	市の公式HPで要綱を公開し周知を行い、公平性が保たれている。 また、補助金の実績報告の提出を求めている。また、各事業所の適正な資金管理を確認している。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	重症心身障がい児・者の短期入所を受け入れる事業所に助成することにより、受け入れ態勢の確保に資する事業であると考えられる。	B
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	×		

一次評価	二次評価	最終評価
継続	近隣でも同様の補助があり、県の補助基準に準じており、短所入所の受け入れ態勢の確保のためには必要な事業であり、継続とする。継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				人間ドック費用助成金				種別		補助金		担当課		市民窓口課	
交付先種別		個人		交付対象数		約7,500人		団体名等		個人					
予算科目		款	3	項	1	目	10	事業名		後期高齢者医療保健事業					
目的	趣旨		岩倉市に居住する後期高齢者医療保険の被保険者の健康保持及び疾病の早期発見並びに早期治療を目的に、岩倉市が実施する人間ドックに要する費用を助成する。												
	対象		後期高齢者医療保険に加入している人で、後期高齢者医療保険料に未納がない人												
活用内容 申請方法		岩倉市後期高齢者医療人間ドック実施医療機関で受診し、費用の全額を実施医療機関に支払った後、岩倉市後期高齢者医療人間ドック費用助成申請書に実施医療機関が発行した領収書及び検査結果を添えて、受診当該年度の次の年度の5月20日までに申請する。													
開始年度		R3		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等		岩倉市後期高齢者医療人間ドック費用助成要綱					
改正 履歴	改正 年度			改正 内容											
					－										
					－										
積算根拠 (補助率・額)		10,000円／人							上限額等		1人1回/年度				
									補助対象経費		人間ドック費用				

補助実績			実績			
			令和4年度		令和5年度	令和6年度
市 実 績	補助金等交付額(A)		3,630 千円	3,880 千円	4,320 千円	
	特定財源(国・県費等)		2,454 千円	2,499 千円	2,732 千円	
	一般財源		1,176 千円	1,381 千円	1,588 千円	
交 付 先 団 体 実 績	収入総額		千円	千円	千円	
	うち自主財源		千円	千円	千円	
	支出総額		千円	千円	千円	
	補助対象経費(B)		千円	千円	千円	
	補助率(A/B)					
	前年度からの繰越金		千円	千円	千円	
	当該年度積立金		千円	千円	千円	
対象者数	助成人数	363 人	388 人	432 人		
成果指標		実績値			目標値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
助成人数		363	388	432	500	700

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	健康保持及び疾病の早期発見並びに早期治療に役立てるため、人間ドックの受診を促す観点から、行政として助成を行う必要がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	○	市の公式HP、広報紙(年2回)、けん診ガイドへの掲載のほか、希望した医療機関にはチラシとポスターを配付して周知を行い、公平性が保たれている。健康保持のため長期にわたって助成する必要がある。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	-		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	△	事業効果を検証することは難しいものの、疾病の早期発見並びに早期治療のため年1回の受診は必要である。また、類似した補助制度としては、脳ドック検査費用の補助制度があるが、どちらか一方の申請しかできない。	B
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	-		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市後期高齢者医療人間ドック費用助成要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HP、広報紙(年2回)、けん診ガイドへ掲載するなど透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	-		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	-		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	検診費用は全実施医療機関一律10,000円で、集団検診(保健センター)は無料なため、助成額は妥当であると考えている。疾病の早期発見並びに早期治療のため、長期にわたって助成する必要がある。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	当面は継続とするものの、後期高齢者の健診は保険者としての義務となっている国民健康保険とは性格が違うため、自己負担の検討が必要と思われる。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				幼児2人同乗用自転車購入補助金				種別	補助金	担当課	こども家庭課
交付先種別				個人		交付対象数		約330世帯		団体名等	個人
予算科目				款	3	項	2	目	1	事業名	事務管理費(児童福祉総務費)
目的	趣旨		子育て支援事業の一環として、子育て家庭の交通の安全確保及び経済的負担の軽減を図る								
	対象		①市内に住所を有し、かつ、現に居住している者で、幼児を2人以上養育していること。 ②補助対象自転車を自らが養育している幼児を同乗させるために使用する者であること。 ③一般社団法人自転車協会が定める幼児2人同乗基準に適合するものとして、BAAマーク及び幼児2人同乗基準適合車マークが貼付された自転車で、指定店で購入した自転車であること。								
活用内容申請方法				①補助対象自転車の購入費用、幼児専用座席の購入費用及び装着費用(自転車を購入した指定店で自転車の購入と同時に支払ったものに限る。)及び整備(TSマークの貼付を含む。)に係る費用 ②自転車の購入前に申込書を提出し、要件を確認のうえ、「受付票」を発行。 ③指定店に「受付票」を提示し、補助要件のチェックを受けたうえで、自転車を購入。 ④購入後2か月以内(2～3月に購入の場合は3月31日まで)に必要な書類を市役所に提出。							
開始年度				H22		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付要綱
改正履歴	改正年度	R2		改正内容	全部改正(35,000円→25,000円に変更)						
		-			-						
積算根拠 (補助率・額)				制度策定の幼児2人同乗用自転車の費用を参考とした。 補助対象経費の2分の1					上限額等	25,000円 1世帯1回	
									補助対象経費	自転車の購入費 座席の装着費用 整備費用	

補助実績		実績				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)	297 千円	200 千円	150 千円		
	特定財源(国・県費等)	0 千円	0 千円	0 千円		
	一般財源	297 千円	200 千円	150 千円		
交付先団体実績	収入総額	千円	千円	千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	千円	千円	千円		
	補助対象経費(B)	千円	千円	千円		
	補助率(A/B)					
	前年度からの繰越金	千円	千円	千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円		
対象者数	助成人数	12 人	8 人	6 人		
成果指標		実績値			目標値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
申請件数		12	8	6	15	15

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	子育て支援事業の一環として、子育て家庭の交通の安全確保及び経済的負担の軽減を図ることができている。しかし、行政が積極的に関与すべき事業か、一定検討が必要と考える。	B
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	△		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	-		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	△	要件に未就学児童が2人以上いることが条件となっており、補助対象者が限定的と考える。	B
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	-		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	△	2子・3子の世帯への経済的負担の観点から有効性はあると考える。また、自転車の安全性の面から、指定店が決まっているが、利用者が自転車を購入する手段が限られている。	B
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	-		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HP、広報紙(年1回)への掲載するなど透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	-		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	-		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	これまでの成果から、子育て支援事業の一環として、子育て家庭の交通の安全確保及び経済的負担の軽減に寄与してきたと考えられる。しかし、近年の実績や多様化した販売経路等を考慮した場合、事業を継続するか否かは検討する必要がある。	C
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	△		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	△		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	△		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	△		

一次評価	二次評価		最終評価
廃止	年々実績も少なくなっており、県内で実施している自治体もない。また、安価なものが購入できるようになってきていることも踏まえ、廃止とする。	廃止	廃止

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				病児・病後児保育市外施設利用補助金				種別	補助金	担当課	こども家庭課	
交付先種別		個人		交付対象数		約1人		団体名等		個人		
予算科目		款	3	項	2	目	1	事業名		病児・病後児保育事業		
目的	趣旨		保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図るため、市外の病児・病後児保育施設を利用した際の利用料を補助する。									
	対象		(1) 市内に居住する児童で、病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合で、保育園等での集団生活が困難な者 (2) 市内に居住する児童で、病気の回復期であることから保育園等での集団生活が困難な者 (3) 前2号に規定する児童で、その保護者が疾病、入院、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事情により、自宅において育児をされることが困難な者									
活用内容 申請方法		市外の病児・病後児保育施設を利用した月の翌月末日(ただし、3月にあつては当月末日)までに、交付申請書兼請求書に①病児・病後児保育が行われたことを証する書面、②病児・病後児保育に要した費用の領収書等を添えて提出する。										
開始年度		H30		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等		岩倉市病児・病後児保育市外施設利用料補助金交付要綱		
改正履歴	改正年度	R1		改正内容	幼児教育・保育無償化の対象となる場合は補助対象から外す							
		R3			様式の押印廃止							
					—							
積算根拠 (補助率・額)		市外の病児・病後児保育施設で実施される病児・病後児保育に係る利用料の2分の1(100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)							上限額等		日額2,000円 1回につき連続7日	
									補助対象経費		利用料	

補助実績			実績				
			令和4年度	令和5年度	令和6年度		
市 実 績	補助金等交付額(A)		7 千円	0 千円	0 千円		
	特定財源(国・県費等)		4 千円	0 千円	0 千円		
	一般財源		3 千円	0 千円	0 千円		
交 付 先 団 体 実 績	収入総額		－ 千円	－ 千円	－ 千円		
	うち自主財源		－ 千円	－ 千円	－ 千円		
	支出総額		－ 千円	－ 千円	－ 千円		
	補助対象経費(B)		－ 千円	－ 千円	－ 千円		
	補助率(A/B)		－	－	－		
	前年度からの繰越金		－ 千円	－ 千円	－ 千円		
	当該年度積立金		－ 千円	－ 千円	－ 千円		
対象者数	助成人数	3 人	0 人	0 人			
成果指標			実績値			目標値	
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
補助人数			3	0	0	1	1

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	子育て世帯が仕事と家庭と子育ての両立を図るための環境整備として、行政が補助を行う必要がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	市のホームページなどで周知を行い公平性が保たれている。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	—		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	△	事業効果を検証することは難しい。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	—		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市のホームページなどで周知を行い透明性も確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	—		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	—		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	利用者は少ないが、市内の病児・病後児保育に空きがなく、市外の施設を利用した際に利用者間の公平性を図る必要がある。一方で、利用者数が少ないことから、市内における病児・病後児保育の受け入れ児童数が適切であるとも考えられ、事業の見直しを検討する必要がある。	B
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	△		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	△		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	×		

一次評価	二次評価	最終評価
継続	勤務先が市外の場合や、市内の病児・病後児保育施設に空きがない等、市外の病児・病後児保育施設を利用せざるを得ないケースが考えられるため、公平性・事業の意義の観点から継続とする。	継続
		継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称		家庭訪問型子育て支援ボランティア養成事務費補助金						種別	補助金	担当課	こども家庭課
交付先種別		団体		交付対象数		1		団体名等	NPO法人はんどいんはんど		
予算科目		款	3	項	2	目	2	事業名	子育て支援事業		
目的	趣旨	家庭訪問型子育て支援事業を実施するに当たり、その事業に従事するボランティアを育成するために必要となる経費を補助するもの									
	対象	特定非営利活動法人ホームスタート・ジャパンの認定を受けて家庭訪問型子育て支援事業を実施しているNPO法人									
活用内容申請方法		養成講座を開催した年度の3月31日までに、岩倉市家庭訪問型子育て支援ボランティア養成事務費補助金交付申請書兼請求書に補助対象経費一覧表と補助対象経費の支出及び内訳が確認できる書類を添えて提出する。									
開始年度		R4		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	岩倉市家庭訪問型子育て支援ボランティア養成事務費補助金交付要綱		
改正履歴	改正年度		改正内容								
		-									
		-									
積算根拠 (補助率・額)		ボランティアの養成講座を実施するために支出した経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額							上限額等	300,000円	
									補助対象経費	(1) 講師謝礼 (2) 消耗品費 (3) 旅費 (4) 会場借上料	

補助実績			実績			
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)		265 千円	300 千円	300 千円	
	特定財源(国・県費等)		176 千円	200 千円	200 千円	
	一般財源		89 千円	100 千円	300 千円	
交付先団体実績	収入総額		千円	千円	千円	
	うち自主財源		千円	千円	千円	
	支出総額		千円	千円	千円	
	補助対象経費(B)		千円	千円	千円	
	補助率(A/B)					
	前年度からの繰越金		千円	千円	千円	
	当該年度積立金		千円	千円	千円	
対象者数	助成団体数	1 団体	1 団体	1 団体		
成果指標		実績値			目標値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	児童虐待の未然防止・早期発見を目指すため、子育てに強い不安や孤立感を感じている家庭に対し、伴走型の支援ができるボランティアを養成するための費用を補助している。また、団体が限定されているのも特定非営利活動法人ホームスタート・ジャパンの認定を受けたNPOという公益性が非常に高い団体であるため、やむを得ない。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	補助対象者が限定されるのは前述のとおりで、高い公益性が担保されれば補助の対象となり、要綱も公開されていることから、公平性は保たれていると考える。また、事業継続にボランティア数の増加は欠かせないため、引き続き支援を継続する必要がある。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	△	あくまでボランティアの養成に対する補助であり、養成後の継続的なスキルアップには対応していない。	B
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	△		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	△		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	要綱を制定し、申請様式も整備している。また、ホームページ等で公開しており、透明性は確保されている。申請においては、領収書等を提出させ、補助金の対象となる適切な支出が行われているかを確認している。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	はんどいんはन्दの実施するホームスタートは前述のとおり子育て世帯に対する支援として必要であると考えている。現在は対象を養成のみに限定しているが、一定のボランティアが養成されたのちは、そのスキルを維持・向上させていく必要がある。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	△		

一次評価	二次評価		最終評価
拡充	本市の特徴的な事業であり、実施している自治体は多くはないが、公益性も高いため、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称		認定こども園等運営費補助金				種別	補助金	担当課	こども家庭課
交付先種別		団体	交付対象数		6	団体名等		認定こども園等	
予算科目		款	3	項	2	目	2	事業名	認定こども園施設型給付等事業
目的	趣旨	認定こども園、認可保育所及び小規模保育事業所の運営及び保育内容の充実を図るため。							
	対象	子ども・子育て支援法に関する岩倉市施行規則(平成27年岩倉市規則第3号)第18条の規定により市長が確認した認定こども園、認可保育所、小規模保育所							
活用内容 申請方法		岩倉市認定こども園等運営費補助金交付申請書に必要書類を添えて申請する。							
開始年度		H27	終了・見直し 予定年度	なし	根拠法令等 岩倉市認定こども園等運営費補助金交付要綱				
改正 履歴	改正 年度	R6	予算書と決算書の様式を定める。						
		R5	改正 内容	-					
		R3	-						
積算根拠 (補助率・額)		①延長保育促進事業 ②1歳児保育実施事業 ③主任保育士配置事業 ④産休・病休代替職員配置事業 ⑤保育補助者雇上強化事業 ⑥保育体制強化事業 ⑦保育所等賃借料支援事業 ⑧保育環境向上等事業 ⑨感染症対策のための改修整備等事業 ⑩安全対策事業				上限額等			
						①次の1又は2により算出された額の合計額 1 保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額) (1) 保育所及び認定こども園 1時間17,200円 (2) 小規模保育事業所 1時間10,200円 2 保育標準時間認定(在籍児童1人当たり年額) (1) 保育所及び認定こども園 30分300,000円 (2) 小規模保育事業所 30分300,000円 ②1か所4,519,000円 ③1か所2,500,000円 ④次の1及び2により算出された額の合計額 1 産休代替職員費 5,920円×勤務日数 2 病休代替職員費 5,920円×勤務日数 注1) 1及び2とも1人1日5,920円を限度とする。 注2) 1及び2の勤務日数は、市長が任用の承認をした職員が認定こども園等に任用期間の範囲内において勤務した日数 ⑤次の1又は2により算出された額の合計額 1 定員が121人未満の施設の場合 1か所当たり年額2,333,000円 2 定員が121人以上の施設の場合 1か所当たり年額4,666,000円 ⑥1か所 月額100,000円 ⑦1か所 年額3,040,000円 ⑧1か所 年額1,029,000円 ⑨1か所 年額1,029,000円 ⑩送迎バス1台 年額175,000円			
						補助対象経費			
						①延長保育事業の実施に必要な経費 ②実施する施設ごと定額 ③実施する施設ごと定額 ④産休・病休代替職員の任用に必要な賃金 ⑤保育補助者を雇上げるために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 ⑥保育体制強化のために地域の多様な人材を活用するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報酬費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 ⑦保育を実施する建物の賃借料の額(年額とする。以下同じ。)から賃借料加算の額(年額とする。以下同じ。)を差し引いた額。ただし、賃借料の額が賃借料加算の額の3倍を超える場合に限り。 ⑧保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品及び設備の購入、更新、改修等を行うための経費 ⑨新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等を行うための経費 ⑩送迎バスに安全装置を設置するために必要な装置の購入費及び装置を設置するための経費			

補助実績		実績			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市 実 績	補助金等交付額(A)	43212	千円	44764	千円
	特定財源(国・県費等)		千円		千円
	一般財源	43212	千円	44764	千円
交 付 先 団 体 実 績	収入総額	別添のとおり	別添のとおり	未提出	
	うち自主財源				
	支出総額				
	補助対象経費(B)				
	補助率(A/B)				
	前年度からの繰越金				
	当該年度積立金				
対象者数		6	団体	6	団体
成果指標		実績値		目標値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	岩倉市における充実した保育を私立の園においても同様に実施するため、必要な経費を補助するもので、公益性がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	岩倉市における充実した保育を私立の園においても同様に実施するため、必要な経費を補助するもので、公平性がある。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	岩倉市における充実した保育を私立の園においても同様に実施するため、必要な経費を補助するもので、有効性がある。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	要綱に基づいた申請書により申請がなされ、使途不明金がないことを予算書や決算書で確認している。 ホームページにおいても要綱は公開されており、事業の確認、監査も実施しており、透明性がある。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	岩倉市における充実した保育を私立の園においても同様に実施するため、必要な経費を補助するもので、妥当性がある。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	国・県の補助メニューに沿った事業であり、継続とする。ただし、各園から要望のあった内容の精査は必要である。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				施設型給付費				種別	補助金	担当課	こども家庭課
交付先種別		団体		交付対象数		6		団体名等	認定こども園		
予算科目		款	3	項	2	目	2	事業名	認定こども園施設型給付等事業		
目的	趣旨		子ども・子育て支援法に基づき、認定こども園に対し、施設の運営費等を補助するもの。								
	対象		子ども・子育て支援法に基づく認可を受けた認定こども園で、岩倉市に住所を有する児童を受け入れている認定こども園。								
活用内容 申請方法		国の定める公定価格に基づき、計算、請求する。									
開始年度		H27		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	子ども・子育て支援法		
改正 履歴	改正 年度	R7		改正 内容	妊婦のための支援給付の追加						
		R6			—						
		R5			—						
積算根拠 (補助率・額)		国の定める公定価格に基づく							上限額等	なし	
									補助対象経費	運営費等	

補助実績			実績					
			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)		451882 千円		487523 千円		523479 千円	
	特定財源(国・県費等)		322233 千円		348458 千円		374157 千円	
	一般財源		129649 千円		139065 千円		149322 千円	
交付先団体実績	収入総額		別添のとおり		別添のとおり		未提出	
	うち自主財源							
	支出総額							
	補助対象経費(B)							
	補助率(A/B)							
	前年度からの繰越金							
	当該年度積立金							
対象者数	助成団体数	6 団体		4 団体		4 団体		
成果指標			実績値			目標値		
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度	

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	子ども・子育て支援法に基づく法定給付であるため、公益性がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	○	子ども・子育て支援法に基づく法定給付であるため、公平性がある。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	子ども・子育て支援法に基づく法定給付であり、子育て支援に有効である。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	子ども・子育て支援法に基づく法定給付であり、法に基づく監査がある。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	子ども・子育て支援法に基づく法定給付であり、妥当である。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	法に基づく事業であり、市独自の上乗せもないため、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				地域型保育給付費				種別		補助金		担当課		こども家庭課	
交付先種別				団体		交付対象数		3		団体名等		小規模保育所等			
予算科目				款	3	項	2	目	2	事業名		認定こども園施設型給付等事業			
目的		趣旨		子ども・子育て支援法に基づき、小規模保育所等に対し、施設の運営費等を補助するもの。											
		対象		子ども・子育て支援法に基づく認可を受けた小規模保育所等で、岩倉市に住所を有する児童を受け入れている小規模保育所等。											
活用内容 申請方法				国の定める公定価格に基づき、計算、請求する。											
開始年度				H27		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等		子ども・子育て支援法			
改正 履歴	改正 年度	R7		改正 内容	妊婦のための支援給付の追加										
		R6			—										
		R5			—										
積算根拠 (補助率・額)				国の定める公定価格に基づく						上限額等		なし			
										補助対象経費		運営費等			

補助実績			実績			
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)		75762 千円	81630 千円	81491 千円	
	特定財源(国・県費等)		56785 千円	61562 千円	61427 千円	
	一般財源		18977 千円	20068 千円	20064 千円	
交付先団体実績	収入総額		別添のとおり	別添のとおり	未提出	
	うち自主財源					
	支出総額					
	補助対象経費(B)					
	補助率(A/B)					
	前年度からの繰越金					
	当該年度積立金					
対象者数	助成団体数	3 団体	3 団体	3 団体		
成果指標		実績値			目標値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	子ども・子育て支援法に基づく法定給付であるため、公益性がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	○	子ども・子育て支援法に基づく法定給付であるため、公平性がある。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	子ども・子育て支援法に基づく法定給付であり、子育て支援に有効である。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	子ども・子育て支援法に基づく法定給付であり、法に基づく監査がある。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	子ども・子育て支援法に基づく法定給付であり、妥当である。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	法に基づく事業であり、市独自の上乗せもないため、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称			認定こども園等紙おむつ処理費補助金					種別	補助金	担当課	こども家庭課
交付先種別			団体		交付対象数		6		団体名等	認定こども園等	
予算科目			款	3	項	2	目	2	事業名	認定こども園施設型給付等事業	
目的	趣旨		保育サービスを快適に利用できる環境を整備するため、園児の保護者に使用済みの紙おむつの持ち帰りを求めることなく、当該紙おむつの処理を自ら行っている保育所等の負担を軽減するため。								
	対象		市内の認定こども園、保育所、小規模保育事業所								
活用内容 申請方法			岩倉市保育所等紙おむつ処理費補助金交付申請書に必要書類を添えて申請								
開始年度			R5		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	岩倉市保育所等紙おむつ処理費補助金交付要綱	
改正 履歴	改正 年度	R6		改正 内容	補助対象期間を通年に変更						
		—									
		—									
積算根拠 (補助率・額)			各月初日の利用児童(2歳児以下のクラスを利用する者に限る。)の数に、200円を乗じて得た額						上限額等	なし	
									補助対象経費	使用済みの紙おむつの処理にかかる費用	

補助実績			実績			
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)		千円	365 千円	503 千円	
	特定財源(国・県費等)		千円	0 千円	0 千円	
	一般財源		千円	365 千円	503 千円	
交付先団体実績	収入総額			別添のとおり	未提出	
	うち自主財源					
	支出総額					
	補助対象経費(B)					
	補助率(A/B)					
	前年度からの繰越金					
	当該年度積立金					
対象者数	助成団体数	団体	6 団体	6 団体		
成果指標		実績値			目標値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	岩倉市の公立保育園における使用済みおむつの処分を私立の園においても同様に実施するため、必要な経費を補助するもので、公益性がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	岩倉市の公立保育園における使用済みおむつの処分を私立の園においても同様に実施するため、必要な経費を補助するもので、公平性がある。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	岩倉市の公立保育園における使用済みおむつの処分を私立の園においても同様に実施するため、必要な経費を補助するもので、有効性がある。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	要綱に基づいた申請書により申請がなされ、ホームページにおいても公開されており、事業の確認、監査も実施しており、透明性がある。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	岩倉市の公立保育園における使用済みおむつの処分を私立の園においても同様に実施するため、必要な経費を補助するもので、妥当性がある。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	令和5年度から公立保育園において使用済みおむつの処分を始めたことから、認定こども園においても同様に処分できるように始まった事業であるため、継続とする。ただし、本来は各園の運営費で賄うべきものとも考えられるため、廃止に向けた検討は進めるべきである。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称			認定こども園等主食費支援事業費補助金					種別	補助金	担当課	こども家庭課
交付先種別			団体		交付対象数		2		団体名等	認定こども園等	
予算科目			款	3	項	2	目	2	事業名	認定こども園施設型給付等事業	
目的	趣旨		副食費が徴収免除となっている園児について、公立園においては主食費も併せて免除していることから、私立の認定こども園においても同様に免除を実施することで、保護者の経済的負担を軽減するため、園における免除相当分を補助する。								
	対象		副食費徴収免除を実施している市内の認定こども園等								
活用内容 申請方法			岩倉市認定こども園等主食費補助金交付申請書に必要書類を添えて申請								
開始年度			R6		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	岩倉市認定こども園等主食費補助金交付要綱	
改正 履 歴	改正 年度	-		改正 内容	-						
		-			-						
		-			-						
積算根拠 (補助率・額)			各月の副食費徴収免除対象児童の数に800円 を乗じて得た額						上限額等	なし	
									補助対象経費	免除した主食費相当分	

補助実績			実績					
			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
市 実 績	補助金等交付額(A)		千円		千円		441 千円	
	特定財源(国・県費等)		千円		千円		千円	
	一般財源		0 千円		0 千円		441 千円	
交 付 先 団 体 実 績	収入総額		千円		千円		千円	
	うち自主財源		千円		千円		千円	
	支出総額		千円		千円		千円	
	補助対象経費(B)		千円		千円		千円	
	補助率(A/B)							
	前年度からの繰越金		千円		千円		千円	
	当該年度積立金		千円		千円		千円	
対象者数	助成団体数		団体		団体		2 団体	
成果指標			実績値			目標値		
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度	

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	岩倉市の公立保育園における主食費の免除を私立の園においても同様に実施するため、必要な経費を補助するもので、公益性がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	岩倉市の公立保育園における主食費の免除を私立の園においても同様に実施するため、必要な経費を補助するもので、公平性がある。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	岩倉市の公立保育園における主食費の免除を私立の園においても同様に実施するため、必要な経費を補助するもので、有効性がある。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	要綱に基づいた申請書により申請がなされ、ホームページにおいても公開されており、事業の確認、監査も実施しており、透明性がある。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	岩倉市の公立保育園における主食費の免除を私立の園においても同様に実施するため、必要な経費を補助するもので、妥当性がある。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	公立保育園の主食費免除にあわせて令和6年度から開始した事業であり、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称		子育てのための施設等利用給付費						種別	補助金	担当課	こども家庭課
交付先種別		個人		交付対象数		500		団体名等	幼稚園、個人等		
予算科目		款	3	項	2	目	2	事業名	子育てのための施設等利用給付事業		
目的	趣旨	幼児教育・保育の無償化により、幼稚園等に通う園児の授業料等を幼稚園や個人に補助するもの。									
	対象	幼稚園等に通う園児の保護者および幼稚園									
活用内容 申請方法		子ども・子育て支援法施行規則に基づき、必要な事項を記載した請求書を提出する。									
開始年度		R1	終了・見直し 予定年度		なし	根拠法令等	子ども・子育て支援法				
改正 履歴	改正 年度	R6	妊婦のための支援給付の追加								
		改正 内容	-								
			-								
積算根拠 (補助率・額)		①新制度未移行園に対する入園料および授業料のうち、月25,700円を限度に支払う ②幼稚園等での預かり保育に対する利用料のうち、月11,300円(450円/日)を限度に支払う ③認可外保育施設等における利用料のうち、月37,000円(3号認定は42,000円)を上限に支払う						上限額等	①25,700円/月 ②11,300円/月(450円/日) ③37,000円/月 ただし3号認定児童は42,000円/月		
								補助対象経費	①新制度未移行園に対する入園料および授業料 ②幼稚園等での預かり保育に対する利用料 ③認可外保育施設等における利用料		

補助実績			実績					
			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)		121,868	千円	115,502	千円	97445	千円
	特定財源(国・県費等)		91401	千円	86627	千円	73084	千円
	一般財源		30467	千円	28875	千円	24361	千円
交付先団体実績	収入総額		千円		千円		千円	
	うち自主財源		千円		千円		千円	
	支出総額		千円		千円		千円	
	補助対象経費(B)		千円		千円		千円	
	補助率(A/B)							
	前年度からの繰越金		千円		千円		千円	
	当該年度積立金		千円		千円		千円	
	対象者数	助成人数	550	人	548	人	500	人
成果指標			実績値			目標値		
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度	

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	子ども・子育て支援法に基づく法定給付であるため、公益性がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	○	子ども・子育て支援法に基づく法定給付であるため、公平性がある。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	子ども・子育て支援法に基づく法定給付であり、子育て支援に有効である。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	子ども・子育て支援法に基づく法定給付であり、法に基づく監査がある。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	子ども・子育て支援法に基づく法定給付であり、妥当である。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	法に基づく事業であり、市独自の上乗せもないため、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称			主食費及び副食費に係る補足給付費					種別	補助金	担当課	こども家庭課	
交付先種別			個人		交付対象数		60		団体名等			
予算科目			款	3	項	2	目	2	事業名			子育てのための施設等利用給付事業
目的	趣旨		全ての子どもの健やかな成長を支援することを目的として、低所得で生計が困難である世帯等の子どもが、特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき主食費及び副食費に係る費用に対し補足給付費を交付する。									
	対象		①市町村民税所得割額が77,101円未満である保護者 ②小学校第3学年修了前の子どもから数えて3番目の子の保護者 ③市町村民税を課されない者に準ずる保護者									
活用内容 申請方法			主食費及び副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書兼請求書に必要な書類を添えて申請									
開始年度			R1		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等		岩倉市主食費及び副食費の施設による徴収に係る補 足給付費交付要綱	
改正 履 歴	改正 年度	R6		改正 内容	副食費のみの補助から主食費および副食費の補助とした							
		—										
		—										
積算根拠 (補助率・額)			(1) 主食費 1月当たり800円 (2) 副食費 1月当たり4,800円							上限額等	同左	
										補助対象経費	幼稚園等に支払った主食費及び副食 費	

補助実績		実績					
		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)	1290	千円	1375	千円	1586	千円
	特定財源(国・県費等)	860	千円	916	千円		千円
	一般財源	430	千円	459	千円	1586	千円
交付先団体実績	収入総額		千円		千円		千円
	うち自主財源		千円		千円		千円
	支出総額		千円		千円		千円
	補助対象経費(B)		千円		千円		千円
	補助率(A/B)						
	前年度からの繰越金		千円		千円		千円
	当該年度積立金		千円		千円		千円
対象者数	助成人数	53	人	48	人	60	人
成果指標		実績値			目標値		
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度	

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	子ども・子育て支援法に基づく法定給付であるため、公益性がある。 また、法定給付外の主食費部分についても子育て世帯の負担軽減を図るためのものである。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	○	子ども・子育て支援法に基づく法定給付であるため、公平性がある。 また、法定給付外の主食費部分についても子育て世帯の負担軽減を図るためのものである。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	-		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	子ども・子育て支援法に基づく法定給付であり、子育て支援に有効である。 また、法定給付外の主食費部分についても子育て世帯の負担軽減を図るためのものである。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	-		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	子ども・子育て支援法に基づく法定給付であり、法に基づく監査がある。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	-		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	-		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	子ども・子育て支援法に基づく法定給付であり、妥当である。 また、法定給付外の主食費部分についても子育て世帯の負担軽減を図るためのものである。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	公立と合わせて実施しているものであり、継続とする。		継続
			継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				地域組織活動育成補助金				種別	補助金	担当課	こども家庭課	
交付先種別		団体		交付対象数		1		団体名等	岩倉市児童館母親クラブ			
予算科目		款	3	項	2	目	3	事業名	事務管理費(児童館総務費)			
目的		趣旨		児童福祉に関する地域組織活動を活発化するため、児童福祉団体の育成を図る。								
		対象		自ら事業を実施し、団体を育成している児童福祉団体。								
活用内容 申請方法		全児童館合同行事、幼児クラブ、おこしものづくりや人形劇鑑賞等の実施、地域の危険箇所や公園の点検、児童館行事の応援等										
開始年度		S54		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等		なし		
改正 履歴	改正 年度	R5		改正 内容	交付申請及び実績報告の際の提出書類に予算書及び決算書を追加							
		-			-							
		-			-							
積算根拠 (補助率・額)		予算による 160,000円							上限額等			
									補助対象経費		児童福祉の増進に寄与するため、児童福祉に関する地域組織活動の育成に資する事業に必要な経費	

補助実績			実績									
			令和4年度		令和5年度		令和6年度					
市実績	補助金等交付額(A)		160 千円		160 千円		160 千円					
	特定財源(国・県費等)		0 千円		0 千円		0 千円					
	一般財源		160 千円		160 千円		160 千円					
交付先団体実績	収入総額		285 千円		307 千円		322 千円					
	うち自主財源		35 千円		38 千円		26 千円					
	支出総額		285 千円		307 千円		322 千円					
	補助対象経費(B)		176 千円		172 千円		274 千円					
	補助率(A/B)											
	前年度からの繰越金		90 千円		109 千円		135 千円					
	当該年度積立金		109 千円		135 千円		48 千円					
	対象者数	助成団体数	1 団体		1 団体		1 団体					
成果指標			実績値			目標値						
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度					
事業参加者の延べ人数			663		946		1,096		1,100		1,100	

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	補助対象団体である児童館母親クラブは、「地域の子はみなわが子」という理念で自主的に活動している団体であり、 その活動の趣旨は、市の地域協働の考えに一致する。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	△		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	△	補助要綱では、団体を限定していないが、実質、児童館母親クラブのみが補助対象団体となっている。	B
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	年間を通じて様々な事業を実施し、児童館と連携して地域の子育て世帯への支援を充実する役割を担っている。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HPへの掲載し透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	母親クラブが主体となって、全児童館で未就園児童がいる子育て世帯を対象とした幼児クラブを開催し、さまざまな遊びを通じて子育て支援を実施している。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	-		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	補助対象となっている児童館母親クラブの持続性に課題はあるものの、様々な遊びを通じて子育て支援を実施しており、市として支え続ける必要があるため、継続とする。なお、補助金の使途については精査すること。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				子ども会連絡協議会助成金				種別		補助金		担当課		こども家庭課	
交付先種別				団体		交付対象数		24		団体名等		岩倉市子ども会連絡協議会、単位子ども会			
予算科目				款	3	項	2	目	11	事業名		子ども会育成費			
目的	趣旨			子ども会連絡協議会及び各単位子ども会の育成助長を図り、児童福祉の増進に寄与する。											
	対象			岩倉市子ども会連絡協議会、各単位子ども会											
活用内容 申請方法				子ども会連絡協議会が各単位子ども会の申請及び事業計画書等を取りまとめ申請する。											
開始年度				S54		終了・見直し 予定年度				根拠法令等		なし			
改正 履歴	改正 年度	-		改正 内容	-										
		-			-										
		-			-										
積算根拠 (補助率・額)				予算による 子ども会連絡協議会運営費285,000円 子ども会事業助成金608,500円 単位子ども会助成金 単位子ども会割14,200円／1子ども会 人員割100円／1人						上限額等					
										補助対象経費		子ども会活動に係る費用			

補助実績			実績					
			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)		1345	千円	1336	千円	1326	千円
	特定財源(国・県費等)		0	千円	0	千円	0	千円
	一般財源		1345	千円	1336	千円	1326	千円
交付先団体実績	収入総額			千円	2057	千円	1929	千円
	うち自主財源			千円	519	千円	453	千円
	支出総額			千円	2057	千円	1929	千円
	補助対象経費(B)			千円	2057	千円	1929	千円
	補助率(A/B)				0.649489548		0.687402799	
	前年度からの繰越金			千円	158	千円	107	千円
	当該年度積立金			千円	0	千円	0	千円
対象者数	助成人数		1199	人	1189	人	1055	人
成果指標			実績値			目標値		
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度	
単位子ども会数			24	23	23	23	23	

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	子ども会の活動を支援することで、地域で子どもが健やかに育つ環境づくりを進めている。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を助案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	△	市子ども会連絡協議会に加盟している単位子ども会を対象としているがこれは、活動の連携や実態把握のために必要な限定である。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	各単位子ども会にて活発に活動ができています。ただし、少子化の影響により、子ども会会員数及び単位子ども会は減少する傾向にある。	B
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HPへの掲載し透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	市子ども会連絡協議会及び各単位子ども会の自主的な活動の支援に寄与するものとなっている。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	×		

一次評価	二次評価	最終評価
継続	少子化や役員負担により加入者は減少傾向にあるが、児童福祉の増進のために必要な団体であり、継続とする。ただし、他市町の動向の研究や、補助金の使途の精査が必要である。	継続
		継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				第2次救急医療対策事業費補助金		種別	補助金	担当課	健康課
交付先種別		団体		交付対象数		3医療機関	団体名等	愛知県厚生農業協同組合連合会江南厚生病院、社会医療法人志聖会総合大山中央病院、医療法人医仁会さくら総合病院	
予算科目		款	4	項	1	目	1	事業名	事務管理費(健康総務費)
目的	趣旨	休日及び夜間における常時臨床応需態勢の整備のため、第1次救急医療機関の後方病院として第2次救急医療を実施する医療機関に対し補助金を交付するもの。 ※補助にあたっては、救急医療に関する協定書を締結している犬山市、江南市、岩倉市、扶桑町、大口町の三市二町により補助金額を決定し補助する。							
	対象	補助対象事業 休日及び夜間における救急医療で第1次医療機関で適切な処理ができない場合、または緊急入院もしくは緊急手術を要する場合に実施する第2次救急医療を対象とする。							
活用内容 申請方法		休日及び夜間における第2次救急医療の診療に活用する。 交付申請書及び事業計画書に事業計画明細書を添えて提出する。							
開始年度		不明 (H19～データあり)	終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等		第2次救急医療対策事業費補助金要綱
改正履歴	改正年度	R6	改正内容	補助単価の見直し(71,040円→81,000円)					
	—	—							
	—	—							
積算根拠 (補助率・額)		補助金額47,478,000円の積算 (1)輪番日数分 438日(夜間及び休日等日数) ×81,000円＝35,478,000円 (2)固定額 4,000,000円×3病院＝12,000,000円 補助金額を三市二町で按分:平等割(30%)、人口割(35%)、搬送実績割(35%) * 搬送実績は過去3年分(R3～R5)の平均件数 R7岩倉市補助金額 6,911,000円					上限額等	補助金額 47,478,000円	
							補助対象経費		

補助実績			実績					
			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)		6,187 千円		6,168 千円		6,848 千円	
	特定財源(国・県費等)		0 千円		0 千円		0 千円	
	一般財源		6,187 千円		6,168 千円		6,848 千円	
交付先団体実績	収入総額		千円		千円		千円	
	うち自主財源		千円		千円		千円	
	支出総額		千円		千円		千円	
	補助対象経費(B)		千円		千円		千円	
	補助率(A/B)							
	前年度からの繰越金		千円		千円		千円	
	当該年度積立金		千円		千円		千円	
対象者数	助成人数		人		人		人	
成果指標			実績値			目標値		
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度	
岩倉市受診患者数			1449	1334	－	－	－	

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	市民が安心して暮らすことができるよう、休日及び夜間における救急医療体制を確保、維持していくことは必要である。そのため、第2次救急医療を担う医療機関に対し補助金を交付し、支援していくことは、公益上必要であると考えている。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りが無い	○	地域における救急医療体制を維持するため、継続して支援していく必要がある。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	市民の救命、重症化防止に寄与できていると考える。 また、類似した補助制度はない。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	第2次救急医療対策事業費補助金要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HPへ要綱を掲載し、透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	補助金額については、三市二町救急医療対策運営協議会で協議され、救急医療対策委員会で決定されており、妥当であると考えている。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	犬山市、江南市、大口町、扶桑町及び本市で協調して補助しており、継続とすることが、3市2町での会議において、補助金の有効性や額が適正かについてしっかりと検証・検討してほしい。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称			愛知県食品衛生協会江南支部補助金					種別	補助金	担当課	健康課
交付先種別			団体		交付対象数		1団体		団体名等	愛知県食品衛生協会江南支部	
予算科目			款	4	項	1	目	1	事業名	事務管理費(健康総務費)	
目的	趣旨		消費及び食品関係者に対する食品衛生意識の啓発・促進のため、愛知県食品衛生協会江南支部が実施する事業に対し補助金を交付するもの。 ※補助にあたっては、関係市町である犬山市、江南市、岩倉市、扶桑町、大口町の三市二町により補助金額を決定し補助する。								
	対象		補助対象事業 ・食品衛生思想の普及高揚事業 ・食品衛生指導事業 ・食品検査事業								
活用内容 申請方法			補助対象事業にかかる活動経費に活用する。 交付申請書に(1)事業計画書、(2)収支予算書を添えて提出する。								
開始年度			不明 (H15～データあり)	終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	愛知県食品衛生協会江南支部運営費補助金交付要綱		
改正履歴	改正年度	H17	改正内容		補助金額20%減(△128,000円)、補助金総額640,000円→512,000円						
		H21			補助金額20%減(△103,000円)、補助金総額512,000円→409,000円						
		H25			補助金額10%減(△41,000円)、補助金総額409,000円→368,000円						
積算根拠 (補助率・額)			補助金額368,000円を三市二町の会員数割合で按分 R7岩倉市補助金額 66,000円						上限額等	補助金額 368,000円 (H25～同額)	
									補助対象経費	－	

補助実績			実績				
			令和4年度	令和5年度	令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)		63 千円	62 千円	64 千円		
	特定財源(国・県費等)		0 千円	0 千円	0 千円		
	一般財源		63 千円	62 千円	64 千円		
交付先団体実績	収入総額		13,178 千円	14,493 千円	千円		
	うち自主財源		12,512 千円	13,831 千円	千円		
	支出総額		13,178 千円	14,493 千円	千円		
	補助対象経費(B)		368 千円	368 千円	368 千円		
	補助率(A/B)		17.14%	16.83%	17.43%		
	前年度からの繰越金		123 千円	36 千円	48 千円		
	当該年度積立金		千円	千円	千円		
対象者数	助成団体数	1 団体	1 団体	1 団体			
成果指標			実績値			目標値	
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
岩倉市会員数			221	218	224	-	-

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	感染症や食中毒の予防、また感染症まん延防止のため、食品衛生意識の普及、啓発は重要である。行政が関与し、団体を支援することは公益上必要である。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を助案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	市民の安全を確保するため、継続して団体を支援し、食品衛生の意識向上、啓発を図っていく必要がある。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	事業効果を検証することは難しいものの、団体の会員及び消費者に対し、食品衛生意識の普及、啓発に寄与できていると考える。また、類似した補助制度はない。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	愛知県食品衛生協会江南支部運営費補助金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HPへ要綱を掲載し、透明性は確保されている。団体において、監査も適正に行われている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	補助金額については、三市二町で決定しているが、適宜、見直しを行っており妥当であると考ええる。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価	最終評価
継続	犬山市、江南市、大口町、扶桑町及び本市で協調して補助しており、継続とするが、3市2町での会議において、補助金の有効性や額が適正かについてしっかりと検証・検討してほしい。 継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称			尾北看護専門学校運営費補助金				種別	補助金	担当課	健康課
交付先種別			団体		交付対象数		1団体		団体名等	一般社団法人 尾北医師会
予算科目			款	4	項	1	目	1	事業名	事務管理費(健康総務費)
目的	趣旨		地域の要請としての広域的な医療の向上と共に、高齢化社会に対応するためのマンパワーの確保を図るため、一般社団法人尾北医師会が開設している尾北看護専門学校に対し補助金を交付するもの。 ※補助にあたっては、関係市町である犬山市、江南市、岩倉市、扶桑町、大口町の三市二町により補助金額を決定し補助する。							
	対象		補助対象事業 尾北医師会が実施する尾北看護専門学校運営事業を対象とする。							
活用内容 申請方法			学校運営費に活用する。 交付申請書に(1)事業計画書、(2)収支予算書を添えて提出する。							
開始年度			不明 (要綱H7～)		終了・見直し 予定年度		なし	根拠法令等	尾北看護専門学校運営費補助金交付要綱	
改正 履歴	改正 年度	H23		基づいている県要綱の変更により補助金の算定方法を変更						
		－		－						
		－		－						
積算根拠 (補助率・額)			補助金額18,038,000円の積算 (1)養成所(全日制)1ヶ所当たり 16,178,000円 (2)生徒(全日制)にかかると 1,860,000円(15,500円×120人) ※愛知県看護師等養成所運営費補助金交付要綱に基づき積算 補助金額を三市二町で按分:平等割(30%)、人口割(70%) R7岩倉市補助金額 3,256,000円					上限額等	補助金額 18,038,000円 (H23～同額)	
								補助対象経費	－	

補助実績		実績		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
市実績	補助金等交付額(A)	3,240 千円	3,237 千円	3,251 千円
	特定財源(国・県費等)	0 千円	0 千円	0 千円
	一般財源	3,240 千円	3,237 千円	3,251 千円
交付先団体実績	収入総額	144,365 千円	126,514 千円	千円
	うち自主財源	80,558 千円	80,056 千円	千円
	支出総額	163,998 千円	163,471 千円	千円
	補助対象経費(B)	18,038 千円	18,038 千円	18,038 千円
	補助率(A/B)	17.96%	17.94%	18.02%
	前年度からの繰越金	千円	千円	千円
当該年度積立金		千円	千円	千円
対象者数	助成団体数	1 団体	1 団体	1 団体
成果指標		実績値		
		R4年度	R5年度	R6年度
		R7年度	R12年度	
岩倉市在籍学生数		5	8	7
		-	-	

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	地域の医療、保健、福祉に貢献できる看護師の人材確保を図るため、尾北医師会が運営する尾北看護専門学校の運営費の一部を補助することは、公益上必要であると考え	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	今後、少子化、高齢化が加速する中、看護師の需要も高まり、看護師を養成し確保することは課題となっている。そのため継続して看護学校を支援し、看護師を養成していくことは必要である。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	令和6年度は岩倉市の学生は7名在籍しており、専門学校からは毎年30名以上が医療機関へ就職している。そのうち小牧市民病院や江南厚生病院へ数名就職している実績もあることから、看護師養成に寄与していると考え	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	尾北看護専門学校運営費補助金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HPへ要綱を掲載し、透明性は確保されている。 補団体において、監査も適正に行われている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	補助金額については、三市二町で決定しているが、妥当であると考え	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価	最終評価
継続	犬山市、江南市、大口町、扶桑町及び本市で協調して補助しており、継続とするが、3市2町での会議において、補助金の有効性や額が適正かについてしっかりと検証・検討してほしい。	継続
		継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称			小児救急医療対策費補助金					種別	補助金	担当課	健康課
交付先種別			団体		交付対象数		1団体		団体名等	一般社団法人 尾北医師会	
予算科目			款	4	項	1	目	1	事業名	事務管理費(健康総務費)	
目的	趣旨		一般社団法人尾北医師会、一般社団法人岩倉市医師会及び愛知県厚生農業協同組合連合会江南厚生病院が協働して実施する休日の小児の第1次救急医療に対し補助金を交付するもの。 ※補助にあたっては、救急医療に関する協定書を締結している犬山市、江南市、岩倉市、扶桑町、大口町の三市二町により補助金額を決定し補助する。								
	対象		補助対象事業 休日における小児救急患者に対する第1次救急医療を対象とする。								
活用内容 申請方法			休日における小児救急患者の診療に活用する。 交付申請書及び事業計画書に事業計画明細書を添えて提出する。								
開始年度			不明 (H19～データあり)	終了・見直し 予定年度		なし	根拠法令等		小児救急医療対策事業費補助金交付要綱		
改正履歴	改正年度	－	改正 内容	－							
		－		－							
		－		－							
積算根拠 (補助率・額)			補助金額6,750,000円(定額)を三市二町で按分 平等割(30%)、人口割(35%)、受診者実績割(35%) *受診者実績は過去3年分(R3～R5)の平均件数 R7岩倉市補助金額 1,021,000円						上限額等	補助金額 6,750,000円(定額)	
									補助対象経費	－	

補助実績			実績					
			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)		1,060 千円		1,045 千円		1,043 千円	
	特定財源(国・県費等)		0 千円		0 千円		0 千円	
	一般財源		1,060 千円		1,045 千円		1,043 千円	
交付先団体実績	収入総額		千円		千円		千円	
	うち自主財源		千円		千円		千円	
	支出総額		千円		千円		千円	
	補助対象経費(B)		32,110 千円		32,637 千円		31,698 千円	
	補助率(A/B)		3.30%		3.20%		3.29%	
	前年度からの繰越金		千円		千円		千円	
	当該年度積立金		千円		千円		千円	
対象者数	助成団体数	1 団体		1 団体		1 団体		
成果指標			実績値			目標値		
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度	
岩倉市受診者数(開業医診療分)			74	95	-	-	-	

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	市民が安心して暮らすことができるよう、休日における小児救急医療体制を確保、維持することは必要である。そのため、小児救急医療を担う団体に対し補助金を交付し、支援していくことは、公益上必要であると考える。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	地域における小児救急医療体制を維持するため、継続して支援していく必要がある。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	子どもの救命、重症化防止に寄与できていると考える。 また、類似した補助制度はない。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	小児救急医療対策事業費補助金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HPへ要綱を掲載し、透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	補助金額については、三市二町救急医療対策運営協議会で協議され、救急医療対策委員会で決定されており、妥当であると考える。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価	最終評価
継続	犬山市、江南市、大口町、扶桑町及び本市で協調して補助しており、継続とするが、3市2町での会議において、補助金の有効性や額が適正かについてしっかりと検証・検討してほしい。	継続
		継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				休日歯科診療運営費補助金				種別	補助金	担当課	健康課
交付先種別		団体		交付対象数		1団体		団体名等	一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会		
予算科目		款	4	項	1	目	1	事業名	事務管理費(健康総務費)		
目的	趣旨	休日(年末年始)における市民の急病患者の歯科医療の確保を図るため、一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会が実施する在宅当番医制による休日歯科診療事業に対し、市が補助金を交付する。									
	対象	次に掲げる診療日及び診療時間を行う休日歯科診療事業。 (1)診療日 12月31日から翌年1月3日まで。ただし、1月4日が日曜日のときは、4日まで。 (2)診療時間 午前9時から正午まで(受付は午前11時30分まで)。									
活用内容 申請方法		交付申請書と歳入歳出予算書を提出する。									
開始年度		H25	終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	岩倉市休日歯科診療運営費補助金交付要綱			
改正 履歴	改正 年度		改正 内容								
		-									
		-									
積算根拠 (補助率・額)		1日あたり50,000円×4日 (市10/10・1日あたり50,000円)						上限額等	200,000円 (5日間の場合は250,000円)		
								補助対象経費	歯科医師の診療報酬		

補助実績		実績				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)		200 千円	200 千円	200 千円	
	特定財源(国・県費等)		0 千円	0 千円	0 千円	
	一般財源		200 千円	200 千円	200 千円	
交付先団体実績	収入総額		200 千円	200 千円	200 千円	
	うち自主財源		0 千円	0 千円	0 千円	
	支出総額		200 千円	200 千円	200 千円	
	補助対象経費(B)		200 千円	200 千円	200 千円	
	補助率(A/B)		100	100	100	
	前年度からの繰越金		0 千円	0 千円	0 千円	
	当該年度積立金		0 千円	0 千円	0 千円	
対象者数	助成団体数	1 団体	1 団体	1 団体		
成果指標		実績値			目標値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
休日歯科診療受診者数		7	6	13	-	-

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	休日における市民の急病患者の医療の確保を図るため、行政が在宅当番医制による休日歯科診療事業に対し補助を行うことは公益性があると考ええる。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	○	歯科医療を提供できる団体が市内になく、市民の休日の歯科医療確保に寄与していることから、助成金を交付することの必要性、合理性はあるものと考ええる。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	市内歯科医療機関が休診になる年末年始に休日歯科診療を実施することで市民の健康を守る役割を果たしている。また、類似した補助制度はない。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市保健センター事業推進助成金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HPへ要綱を掲載し、透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	市内歯科医療機関が休診になる年末年始に団体が自主的に実施する休日歯科診療を支援することで市民の健康を守る役割を果たしている。また、県内の市町村(72.1%)で休日歯科診療所の設置、委託、及び補助事業等を実施している現状から補助事業の継続及び補助金額は妥当であると考ええる。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価	最終評価
継続	年末年始の歯科医療の確保に必要な事業であり、一定の実績もある。犬山市、扶桑町においても同程度の補助があり、適正と思われるため、継続とする。	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				骨髄提供者等助成金				種別	補助金	担当課	健康課
交付先種別		個人		交付対象数		約150人 骨髄バンク登録者数		団体名等	個人、勤務事業所		
予算科目		款	4	項	1	目	1	事業名	事務管理費(健康総務費)		
目的	趣旨	骨髄等の提供者となった市民及びその者を雇用する事業所に助成金を交付することにより、骨髄等の提供者等の経済的負担を軽減するとともに、骨髄等の提供希望者の増加を図り、もって骨髄等の移植の推進に寄与するもの。									
	対象	次に掲げる者を対象とする。 (1)骨髄バンク事業において骨髄等を提供した者で、提供を完了した日に市内に住所を有するもの。 (2)提供者が勤務している国内の事業所(国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び公立大学法人を除く)以下の者は対象外 ・他の法令等により助成金等の交付を受けている者 ・岩倉市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等									
活用内容 申請方法		(1)提供者・骨髄等のための通院等の日数に2万円を乗じた金額を助成金として交付。交付申請書兼請求書に骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類を添えて提出する。 (2)勤務事業所：提供者が骨髄等の提供のために休業した日数に1万円を乗じた金額を助成金として交付。交付申請書兼請求書に①骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類②提供者との雇用関係が確認できる書類③提供者が骨髄等の提供をするために休業したことが確認できる書類を添えて提出する。									
開始年度		H31		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	岩倉市骨髄提供者者等助成金交付要綱		
改正履歴	改正年度	—		改正内容	—						
		—			—						
		—			—						
積算根拠 (補助率・額)		(1)提供者・骨髄等のための通院等日数×2万円 (2)勤務事業所：提供者が骨髄等の提供のために休業した日数×1万円 県1/2補助							上限額等	(1)(2)いずれも7日を限度とする。	
									補助対象経費	(1)医療費 (2)事業費	

補助実績		実績				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)	210 千円	0 千円	0 千円		
	特定財源(国・県費等)	105 千円	0 千円	0 千円		
	一般財源	105 千円	0 千円	0 千円		
交付先団体実績	収入総額	千円	千円	千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	千円	千円	千円		
	補助対象経費(B)	千円	千円	千円		
	補助率(A/B)					
	前年度からの繰越金	千円	千円	千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円		
対象者数	助成人数 助成事業所数	1 人 1 事業所	人	人		
成果指標		実績値			目標値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
助成人数		1人	0	0	-	-
助成事業所数		1事業所	0	0		

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供者や提供者が勤務する事業所に助成金を交付し、骨髄等の移植を推進することは、行政として公益上必要であると考ええる。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	○	市の公式HP、広報紙への掲載のほか、商工会を通じての市内事業所への案内チラシ配布、また市役所で実施される献血会場でのチラシ配布するなど広く周知を行い、公平性が保たれている。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	—		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	平成31年度から助成事業を開始し、実績としては令和4年度に提供者、事業所各1件のみであるものの、提供者等への経済的負担の軽減、また骨髄等移植の推進につながっているものと考ええる。 また、類似した補助制度はない。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	—		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市骨髄提供者者等助成金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HP、広報紙へ掲載するなど透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	—		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	—		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	自主的な行動支援に寄与しており、助成額についても県補助事業の基準額に合わせており妥当であると考ええる。 骨髄バンク事業における骨髄移植推進のため、継続して助成する必要がある。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	公益性があり、県内の全自治体が事業を行っている。また、特定財源もあることから、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				保健センター事業推進助成金				種別	補助金	担当課	健康課
交付先種別				団体		交付対象数		2団体		団体名等	(1)一般社団法人岩倉市医師会 (2)一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会
予算科目				款	4	項	1	目	2	事業名	事務管理費(保健費)
目的	趣旨		市が行う健康相談事業等の円滑な推進を図り、市民の健康の向上に寄与するため一般社団法人岩倉市医師会及び一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会の助言指導に対し、助成金を交付するもの。								
	対象		市が行う健康相談事業等で助言、指導を受ける2団体を対象とする。 (1)一般社団法人岩倉市医師会 (2)一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会								
活用内容 申請方法				交付申請書に(1)事業推進計画書、(2)歳入歳出予算書を添えて提出する。							
開始年度				不明 (要綱は S62～)	終了・見直し 予定年度		なし	根拠法令等	岩倉市保健センター事業推進助成金交付要綱		
改正 履歴	改正 年度	H21		改正 内容	助成単価5%減(3,760円→3,570円) ※H21～H23の3年をかけて15%減額						
		H22			助成単価5%減(3,570円→3,390円)						
		H23			助成単価5%減(3,390円→3,220円)						
積算根拠 (補助率・額)				助成額は 助言及び指導 1件当たり3,220円 で積算					上限額等	助成上限額 (1)岩倉市医師会 837,000円 (2)尾北歯科医師会岩倉地区会 273,000円	
									補助対象経費	—	

補助実績		実績			
		令和4年度		令和5年度	
市 実 績	補助金等交付額(A)	837 273	千円	837 273	千円
	特定財源(国・県費等)	0	千円	0	千円
	一般財源	837 273	千円	837 273	千円
交 付 先 団 体 実 績	収入総額	千円		千円	
	うち自主財源	千円		千円	
	支出総額	千円		千円	
	補助対象経費(B)	千円		千円	
	補助率(A/B)				
	前年度からの繰越金	千円		千円	
当該年度積立金		千円		千円	
対象者数	助成団体数	2 団体		2 団体	
成果指標		実績値			目標値
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 R12年度
医師による健康相談件数(岩倉市医師会)		269件	263件	265件	- -
歯科医師による健康相談件数(尾北歯科医師会岩倉地区会)		86件	88件	85件	- -

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	市が実施する健康相談事業において、市民に対する保健指導に対し医師会及び尾北歯科医師会と連携、協力のもと、医師や歯科医師の専門的立場から助言指導いただくことは、市民の健康維持・増進につながるため、公益上、必要であるとする。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を助案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	○	市民の健康維持・増進に寄与していることから、助成金を交付することの必要性、合理性はあるものとする。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	保健センターで実施する健康相談事業において、保健師等への医師や歯科医師からの専門的な助言指導は非常に有効であり、市民の心身の健康、増進につながっていると考える。 なお、類似したものとして、岩倉市医師会には保健事業及び予防接種事業に対し各嘱託料を、また尾北歯科医師会岩倉地区についても歯科保健事業に対し嘱託料を支払っている。 ※嘱託料…事業に対する相談及び連絡・調整など医師会への総合調整に対するもの。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	△		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市保健センター事業推進助成金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HPへ要綱を掲載し、透明性は確保されている。 また、助成金額については、毎年度、各団体と協議のうえ決定している。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	△	助成金の額については、過去に見直しを行った経緯もあり、社会情勢など状況に応じて助成単価の見直ししていくことは必要であるとする。 市が健康相談事業を実施していくうえで、専門的立場からの助言指導は非常に有効であり、市民の安心感にもつながるため、助成金を継続して交付していく必要があると考える。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	△		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	健康相談事業等において、医学的見地からの助言や指導をいただけることは必要な事業であり、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				がん患者医療用補整具購入費補助金				種別	補助金	担当課	健康課
交付先種別		個人		交付対象数		—		団体名等	個人		
予算科目		款	4	項	1	目	2	事業名	事務管理費(保健費)		
目的	趣旨		がん患者のがん治療による外見変貌を補完する医療用ウィッグ又は乳房補整具の購入にかかる経済的軽減を図るため、補整具購入費を一部補助するもの。								
	対象		申請日において岩倉市の住民基本台帳に登録がある者で、がんと診断され、その治療を受けた又は現に受けており、がん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形に対する補整具を購入している者を対象者とする。 過去に愛知県内の他の市町村から、愛知県のがん患者アピアランスケア支援事業実施要領に基づく補助を受けた者は除く。								
活用内容 申請方法			医療用ウィッグ、乳房補整具の購入費用の2分の1を補助する。 補整具購入日の翌日から1年以内に、申請書に①がん治療を受けた又は現に受けていること及びがん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形を証明する書類の写し、②補整具の購入に係る領収書(原本)を添えて提出する。								
開始年度			R4	終了・見直し 予定年度		なし	根拠法令等	岩倉市がん患者医療用補整具購入費補助金交付要綱			
改正履歴	改正年度	—	改正内容	—							
		—		—							
		—		—							
積算根拠 (補助率・額)		(1)医療用ウィッグ (2)乳房補整具 (1)(2)の購入費用の2分の1を補助 県1/2補助						上限額等	医療用ウィッグ・乳房補整具 1人各1回 1人当たり上限20,000円		
								補助対象経費	購入費用		

補助実績		実績		
		令和4年度		令和5年度
市実績	補助金等交付額(A)	368	千円	339
	特定財源(国・県費等)	184	千円	169
	一般財源	184	千円	170
交付先団体実績	収入総額	千円		千円
	うち自主財源	千円		千円
	支出総額	千円		千円
	補助対象経費(B)	千円		千円
	補助率(A/B)			
	前年度からの繰越金	千円		千円
当該年度積立金		千円		千円
対象者数	補助人数	20	人	18
成果指標		実績値		
		R4年度	R5年度	R6年度
補助人数		20人	18人	15人(2月末)

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	がん患者の就労や社会参加を支援し療養生活の質の向上を図るとともに、経済的負担の軽減を図るため、行政としてがん治療に伴う医療用ウィッグや乳房補整具の購入費を補助し、支援していく必要がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	市の公式HP、広報紙において周知を行い、公平性が保たれている。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	—		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	令和4年度から事業を開始しており、4年度、5年度ともに一定数の利用があることから、がん患者の精神的、経済的負担の軽減につながっているものと考ええる。 また、類似した補助制度はない。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	—		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市がん患者医療用補整具購入費補助金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HP、広報紙へ掲載するなど透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	—		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	—		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	補助額については、県補助事業の基準額に合わせており妥当であると考ええる。 がん患者を支援するため、補助事業を継続していく必要がある。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	令和4年度からの新規事業として実績もあり、県内のほとんどの自治体が補助を行っている。また、特定財源もあることから、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称			若年がん患者在宅療養費補助金					種別	補助金	担当課	健康課
交付先種別			個人		交付対象数		—		団体名等	個人	
予算科目			款	4	項	1	目	2	事業名	事務管理費(保健費)	
目的	趣旨		医学的知見に基づき回復の見込がない状態に至ったと診断された若年がん患者が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養生活の支援に係る費用の一部を補助するもの。								
	対象		岩倉市の住民基本台帳に登録があり、サービスを利用する時点で40歳未満のがん患者(医師に一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込がない状態に至ったと判断された者に限る。)で、在宅における療養生活の支援及び介護が必要な者を対象者とする。								
活用内容 申請方法			在宅サービス、福祉用具の貸与、福祉用具の購入に係る費用の10分の9を補助する。 サービスを利用する前に、申請書に医師による意見書を添えて提出する。								
開始年度			R5		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	岩倉市若年がん患者在宅療養費補助金交付要綱	
改正 履歴	改正 年度	—		改正 内容	—						
		—			—						
		—			—						
積算根拠 (補助率・額)			(1)在宅サービス (2)福祉用具の貸与 (3)福祉用具の購入 (1)～(3)の利用に係る費用の10分の9を補助 県1/2補助						上限額等	1人につき1月当たり54,000円を限度とする。 ※生活保護受給者は60,000円を限度とする。	
									補助対象経費	サービス利用料	

補助実績		実績				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)	－ 千円	0 千円	0 千円		
	特定財源(国・県費等)	－ 千円	0 千円	0 千円		
	一般財源	－ 千円	0 千円	0 千円		
交付先団体実績	収入総額	千円	千円	千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	千円	千円	千円		
	補助対象経費(B)	千円	千円	千円		
	補助率(A/B)					
	前年度からの繰越金	千円	千円	千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円		
対象者数	補助人数	－ 人	0 人	0 人		
成果指標		実績値			目標値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
補助人数		－	0人	0人	-	-

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	終末期の若年がん患者及び家族の経済的負担を軽減するため、行政として居宅サービス等に要する費用を補助し、支援していく必要がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	○	市の公式HP、広報紙において周知を行い、公平性が保たれている。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	—		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	令和5年度から事業を開始しており、利用実績は今のところないが、令和6年度に利用したい旨の相談が1件あった。若年がん患者が利用したいときにいつでも利用できるよう、行政として補助事業を継続実施していく必要がある。 また、類似した補助制度はない。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	—		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市若年がん患者在宅療養費補助金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。 また、市の公式HP、広報紙へ掲載するなど透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	—		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	—		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	補助額については、県補助事業の基準額に合わせており妥当であると考え。 若年がん患者を支援するため、補助事業を継続していく必要がある。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	令和5年度からの新規事業で、実績はないものの、県内ほとんどの自治体で補助が行われており、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				フッ化物塗布事業助成金				種別		補助金		担当課		健康課	
交付先種別		団体		交付対象数		1団体		団体名等		一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会					
予算科目		款	4	項	1	目	2	事業名		歯科保健事業					
目的	趣旨		乳幼児に対する口腔(くう)衛生思想の普及及びう蝕(しょく)予防に寄与するため、一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会が行うフッ化物塗布事業に対し、助成金を交付する。												
	対象		一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会が行うフッ化物塗布事業 乳幼児から小学6年生までの歯科健康診査及びフッ化物塗布を年2回実施												
活用内容 申請方法		交付申請書に(1)フッ化物塗布事業計画書、(2)収支予算書を添えて事業実施前に提出する。													
開始年度		H3		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等		岩倉市フッ化物塗布事業助成金交付要綱					
改正履 歴	改正 年度	～H20		改正 内容	523,000										
		H21			497,000										
		H22			471000										
		H23			444,000										
積算根拠 (補助率・額)		年2回(6月及び11月実施分) ・報償費 ・需用費							上限額等		444,000円(H23～)				
									補助対象経費		フッ化物塗布事業にかかるもの				

補助実績			実績			
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)		444 千円	444 千円	444 千円	
	特定財源(国・県費等)		0 千円	0 千円	0 千円	
	一般財源		444 千円	444 千円	444 千円	
交付先団体実績	収入総額		444 千円	444 千円	444 千円	
	うち自主財源		0 千円	0 千円	0 千円	
	支出総額		444 千円	444 千円	444 千円	
	補助対象経費(B)		444 千円	444 千円	444 千円	
	補助率(A/B)		100	100	100	
	前年度からの繰越金		0 千円	0 千円	0 千円	
	当該年度積立金		0 千円	0 千円	0 千円	
対象者数	助成団体数	1 団体	1 団体	1 団体		
成果指標		実績値			目標値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
フッ化物塗布事業参加者数		219	249	222	-	-

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公 益 性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	子どものう蝕予防を目的として歯科健診、フッ化物塗布事業を実施する歯科医師会の地域活動への助成事業であり、公益性はあると考える。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公 平 性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	○	市民のう蝕予防に寄与していることから、助成金を交付することの必要性、合理性はあるものとする。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有 効 性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	フッ化物塗布はう蝕予防に効果があり、継続した実施により幼児のう蝕罹患率は減少しており、有効性はあると考える。また、類似した助成制度はない。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透 明 性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市フッ化物塗布事業助成金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HPへの掲載するなど透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥 当 性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	本事業の開始当初は、フッ化物事業の参加者が2回で1,500人～2,000人であったが、行政の乳幼児健康診査でのフッ化物塗布及び、幼稚園、保育園、小学校でのフッ化物洗口を開始した近年の参加者数は2回で200人程度である。補助金額の検討、もしくは、現在のフッ化物塗布事業に限定した補助対象事業の見直しが必要だと考えます。	B
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	△		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	△		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	△		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	△		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	制度開始時には2,000人ほどの利用があったが、現在は200人程度まで減ってきている。フッ化物塗布の機会の増加や虫歯予防の知識の普及を踏まえ、歯科医師会との協議のうえ、廃止を含め事業の見直しを検討すべきである。	改善	改善

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称			障害者通所施設歯科健康診査事業助成金					種別	補助金	担当課	健康課
交付先種別			団体		交付対象数		1団体	団体名等	一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会		
予算科目			款	4	項	1	目	2	事業名	歯科保健事業	
目的	趣旨		障がい者に対する歯科疾患の予防及び早期発見並びに歯科健康教育の推進を図り、健康維持に寄与するため、一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会が行う事業に対し助成金を交付する。								
	対象		一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会が行う障害者通所施設における歯科健康診査事業								
活用内容 申請方法			交付申請書に(1)障害者通所施設歯科健康診査事業計画書、(2)収支予算書を添えてに提出する。								
開始年度			平成31 年度	終了・見直し 予定年度		なし	根拠法令等	岩倉市障害者通所施設歯科健康診査事業助成金交付要綱			
改正 履歴	改正 年度		改正 内容								
				—							
				—							
積算根拠 (補助率・額)		年1回実施分として 歯科医師 15,000円×2人=30,000円 歯科衛生士 9,000円×2人=18,000円 (市10/10・48,000円)						上限額等	48,000円		
								補助対象経費	歯科医師及び歯科衛生士の歯科健康 診査報酬		

補助実績			実績		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 実 績		補助金等交付額(A)	48 千円	48 千円	48 千円
		特定財源(国・県費等)	0 千円	千円	千円
		一般財源	48 千円	48 千円	48 千円
交 付 先 団 体 実 績		収入総額	48 千円	48 千円	48 千円
		うち自主財源	0 千円	0 千円	0 千円
		支出総額	48 千円	48 千円	48 千円
		補助対象経費(B)	48 千円	48 千円	48 千円
		補助率(A/B)	100	100	100
		前年度からの繰越金	0 千円	0 千円	0 千円
		当該年度積立金	0 千円	0 千円	0 千円
対象者数	助成団体数		1 団体	1 団体	1 団体
成果指標			実績値		
			R4年度	R5年度	R6年度
障害者通所施設歯科健診受診者			59	60	61
			R7年度	R12年度	
			-	-	

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	障がい者の口腔の健康維持のため、定期的に歯科健診を受ける機会を確保するため、行政が歯科健診事業費について補助をする必要がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	障がい者の歯科疾患の予防及び早期発見に寄与していることから、助成金を交付することの必要性、合理性はあるものと考え	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	障がい者にとって通所施設において歯科健診や歯科医師からの専門的な助言指導は非常に有効であり、市民の健康増進につながっていると考え	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HPへの掲載するなど透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	団体の自主的な行動支援に寄与している。障がい者にとって通いやすい通所施設における歯科健診や歯科医師からの専門的な助言指導は非常に有効であり、市民の健康増進につながっていると考え。令和元年度から延べ340名に歯科健診を実施している。県の補助制度を参考に補助金額を算定しており、補助金額は妥当。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	通いやすい施設で受診できる機会は有益であり、受診者も多い。同様に補助している市と同程度の助成額でもあるため、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				予防接種事故処理費補助金				種別	補助金	担当課	健康課
交付先種別		個人		交付対象数		—		団体名等	個人		
予算科目		款	4	項	1	目	2	事業名	予防接種事業		
目的	趣旨	予防接種法に基づく予防接種を受けた人に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市から補助金を給付するもの。									
	対象	岩倉市に住所を有し、国の予防接種健康被害救済制度の認定を受けた者									
活用内容 申請方法		国の健康被害認定を受けた者に対し、健康被害にかかる医療費及び医療手当等を補助する。 医療費・医療手当等の請求書、受診証明書、領収証等、診療録等を市へ提出する。									
開始年度		S23		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	予防接種法(昭和23年法律第68号) 予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)		
改正履 歴	改正 年度	—		改正 内容		—					
		—									
		—									
積算根拠 (補助率・額)		「予防接種法施行令の一部を改正する政令等の 施行について(施行通知)」に基づく給付の額 県3/4補助 ※新型コロナ(特例臨時接種)国10/10補助							上限額等	施行通知の額	
									補助対象経費	医療費	

補助実績		実績				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)	287 千円	44,800 千円	554 千円		
	特定財源(国・県費等)	108 千円	44,700 千円	431 千円		
	一般財源	179 千円	100 千円	123 千円		
交付先団体実績	収入総額	千円	千円	千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	千円	千円	千円		
	補助対象経費(B)	千円	千円	千円		
	補助率(A/B)					
	前年度からの繰越金	千円	千円	千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円		
対象者数	補助人数	1 人	3 人	2 人		
成果指標		実績値			目標値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
補助人数		1人	3人	2人	-	-

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公 益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画 など)と整合が図られているか	○	予防接種法に基づき実施しており、予防接 種により健康被害を受けた市民、またはそ の家族に対し、市として補助金を給付し救 済することは、公益上、必要である。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されてい ないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認めら れ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協 働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公 平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがな いか	○	市に提出された請求書等申請書類につい ては、岩倉市予防接種健康被害調査委員会 において確認の後、県を経由し、国へ申請書 類が送達される。国の疾病・障害認定審査 会で審査され、健康被害の認定、否認が判 断されているため、公平性は保たれている。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場 合、必要性や合理性はあるか【※】	—		
(3) 有 効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	予防接種により健康被害を受けた市民、ま たはその家族を救済するため、有効である と考える。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事 業目的の実現にとって最適か【※】	—		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への 重複補助はないか	○		
(4) 透 明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類 の様式が定まっているか	○	予防接種法に基づいた補助事業であり、 請求書等の様式も国で定められている。 市の公式HPにおいても、予防接種健康被 害救済制度について掲載しており、透明性 は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や 積立金がないか【※】	—		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページな どに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われ ているか【※】	—		
(5) 妥 当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するもの か	—	給付額は国で定められている額であり、妥 当である。 健康被害を受けた人、またはその家族を 救済するため、法に基づき継続して実施し ていく必要がある。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく 必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設 定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実 施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。また は、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	法律に基づく補助であり、多くが特定財源であるため、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称						地域猫避妊等手術補助金		種別	補助金	担当課	環境政策課
交付先種別		団体		交付対象数		1		団体名等	岩倉猫の会		
予算科目		款	4	項	1	目	5	事業名	環境衛生事業		
目的	趣旨	岩倉市内に生息する飼い主のいない猫の不必要な繁殖及び周囲に対する迷惑の未然防止を図るため、岩倉猫の会が行う地域猫活動に対して支援する。									
	対象	岩倉猫の会が認定した地域猫。									
活用内容 申請方法		避妊・去勢手術の実費に対して、それぞれの上限額内で補助する。 岩倉猫の会が、交付申請書に手術報告書を添付して、翌月の末日までに市長に提出。									
開始年度		H22		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	岩倉市地域猫避妊・去勢手術 補助金交付要綱		
改正履歴	改正年度	R2		改正内容	避妊手術3,000円・去勢手術1,500円の補助金から避妊手術8,000円(上限)、去勢手術6,500円(上限)に変更						
積算根拠 (補助率・額)		市内動物病院である千村どうぶつ病院における、岩倉猫の会会員の手術代金(最安値、他動物病院ではより高値) 避妊手術 8,100円 去勢手術 6,100円 (地域猫であることを示す耳カット手術費1,100円を含む) 別途、手術時に必要となるノミ取りなどの処置費用あり							上限額等	避妊手術8,000円、去勢手術6,500円	
									補助対象経費	手術料金	

補助実績		実績		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
市実績	補助金等交付額(A)	288 千円	281 千円	290 千円
	特定財源(国・県費等)	0 千円	0 千円	0 千円
	一般財源	288 千円	281 千円	290 千円
交付先団体実績	収入総額	- 千円	- 千円	- 千円
	うち自主財源	- 千円	- 千円	- 千円
	支出総額	- 千円	- 千円	- 千円
	補助対象経費(B)	- 千円	- 千円	- 千円
	補助率(A/B)	-	-	-
	前年度からの繰越金	- 千円	- 千円	- 千円
	当該年度積立金	- 千円	- 千円	- 千円
対象者数	避妊・去勢手術匹数	40 匹	39 匹	40 匹
成果指標		実績値		
		R4年度	R5年度	R6年度
		R7年度	R12年度	
避妊・去勢手術匹数		40	39	40

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	特定の団体に対する補助金ではあるものの、野良猫の繁殖を 방지、地域猫を減らすことによる生活環境の改善及び動物との共生につながる取組であり、協働で取組む内容と考える。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	×		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	×	岩倉市内で地域猫活動を実施している団体が岩倉猫の会のみであり、日常の活動だけでなく、環境フェアなどのイベントで活動の周知を図るなど、地域猫を減らす取組を進める上で必要だと考える。	B
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	△	猫の習性の知識や生息地域などの情報にも精通していることや、団体の自己財源をもとに捕獲器やえさ代などを支出しており、手術代を補助することで地域猫の減少につながっていると考える。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	要綱において様式が定められているほか、地域猫活動について、広報紙やホームページに掲載している。 また、定期的な打合せの中で、手術を実施する猫についての情報共有を行っている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	△		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	繁殖を防ぐという本事業の目的からも補助対象は適切であり、市内動物病院の協力も得て通常より低価格の手術代で実施できている。その他治療費や、捕獲器等の購入費を団体が行っていることを勘案すると、自主的な行動支援に寄与し、補助金額も妥当である。 県内他自治体でも実施している市町村が多く、また地域猫の頭数を減らすためにも、ある程度長期的にわたって行うべき事業と考える。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	現時点では地域猫の課題に取り組む本市唯一の団体との協力を継続とする。ただし、他自治体を参考にクラウドファンディングでの資金調達の検討も必要である。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称		住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金					種別	補助金	担当課	環境政策課
交付先種別		個人		交付対象数		－		団体名等		
予算科目		款	4	項	1	目	6	事業名	地球温暖化対策推進事業	
目的	趣旨	クリーンエネルギーの利用を促進するとともに、市民の環境保全意識の高揚を図り、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。								
	対象	市内において自らが所有し、かつ、居住する住宅に対象システムを設置しようとする者又は市内において自らの居住の用に供するため新築する住宅にあわせて対象システムを設置しようとする者								
活用内容 申請方法		対象事業が完了した日から起算して60日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、交付申請書兼実績報告書と要綱で定める必要書類を添付して、市長に提出。								
開始年度		H21	終了・見直し 予定年度		随時	根拠法令等	岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱			
改正履歴	改正年度	H29	改正内容	補助対象システムの追加(HEMS、蓄電池の新設)						
		R1		補助対象システムの追加(エネファーム及び一体的導入新設、太陽光単体廃止)						
		R3		補助対象システムの追加(ZEH新設)						
		R5		補助対象システムの追加(V2H新設)						
		R6		交付単価変更(蓄電池)、申請方法変更(事前→事後)						
積算根拠 (補助率・額)		愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱					上限額等	別添要綱のとおり(設置システムによる)		
							補助対象経費	別添要綱のとおり(設置システムによる)		

補助実績			実績					
			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)		6,100 千円		6,550 千円		18,920 千円	
	特定財源(国・県費等)		1,489 千円		1,602 千円		9,178 千円	
	一般財源		4,611 千円		4,948 千円		9,742 千円	
交付先団体実績	収入総額		0 千円		0 千円		0 千円	
	うち自主財源		0 千円		0 千円		0 千円	
	支出総額		0 千円		0 千円		0 千円	
	補助対象経費(B)		0 千円		0 千円		0 千円	
	補助率(A/B)		0		0		0	
	前年度からの繰越金		0 千円		0 千円		0 千円	
	当該年度積立金		0 千円		0 千円		0 千円	
対象者数	助成人数	54 人		55 人		65 人		
成果指標			実績値			目標値		
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度	
補助金利用実績			54	55	65	60	65	

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	岩倉市はゼロカーボンシティを表明しており、地球温暖化対策の一つとして本補助制度は、整合が取れている。 住宅用地球温暖化対策設備の導入費用は高額であるため、購入促進の面から、市民ニーズに応えるものであると考える。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	市内在住で、新築の有無に関わらず、設備を新規購入した人が対象となるため、偏りはない。 予算上限額に達すれば終了するが、先着順に受付しており、要綱に従い決定するため、公平である。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	—		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	△	家庭ごとの温室効果ガスの削減効果は把握できておらず不明である。 一部の設備では国の補助制度があるものの、設備自体が高額であり補助制度は必要と考える。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	—		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	要綱を制定し、申請様式等を定めている。 また、要綱、様式ともに市ホームページに掲載している。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	—		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	—		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	年度当初から問い合わせが多く、令和6年度は10月下旬に予算上限に達した。補助があれば導入しやすい、という声もあり、設備導入促進に寄与している。 補助額については、愛知県との協調補助のため妥当である。 また、補助メニューは複数あり、ニーズを見ながら適宜見直しを行っている。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	補助制度により、温室効果ガスの排出削減に寄与しており、継続とするものの、その効果を検証しつつ、補助メニューの選択や補助上限の見直しの検討も必要である。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称		次世代自動車購入促進補助金						種別	補助金	担当課	環境政策課
交付先種別		個人		交付対象数				団体名等			
予算科目		款	4	項	1	目	6	事業名	地球温暖化対策推進事業		
目的	趣旨	岩倉市内における次世代自動車の普及を図り、地球温暖化の主な要因である二酸化炭素の排出を削減することを目的とする。									
	対象	個)非営利かつ自ら使用する目的で補助対象自動車を購入した個人。新規登録時に市内に居住している者であること。 事)自らの事業の用に供し、かつ、自ら使用する目的で補助対象自動車を購入した者。新規登録時点で岩倉市内に本社、支社、支所、支店、営業所等があり、かつ、事業の活動実態があること。									
活用内容 申請方法		補助対象自動車が新規登録等をされた日の属する年度の末日(3月1日から同月31日までの間に当該新規登録等をされた場合にあっては、その翌年度の末日)までの間に、交付申請書兼実績報告書に自動車検査証の写しを添付して、市長に提出。									
開始年度		R5		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等		・岩倉市個人用次世代自動車購入促進補助金交付要綱 ・岩倉市事業用次世代自動車購入促進補助金交付要綱	
改正履歴	改正年度	改正内容		—							
				—							
				—							
積算根拠 (補助率・額)		県内他市町の補助額を参考に決定。						上限額等		・プラグインハイブリッド車及び電気自動車 5万円 ・燃料電池自動車 10万円 ・充電設備 2万円加算(事業用のみ)	
								補助対象経費			

補助実績		実績			
		令和4年度		令和5年度	
市実績	補助金等交付額(A)	0	千円	1,350	千円
	特定財源(国・県費等)	0	千円	0	千円
	一般財源	0	千円	1,350	千円
交付先団体実績	収入総額	0	千円	0	千円
	うち自主財源	0	千円	0	千円
	支出総額	0	千円	0	千円
	補助対象経費(B)	0	千円	0	千円
	補助率(A/B)	0		0	
	前年度からの繰越金	0	千円	0	千円
	当該年度積立金	0	千円	0	千円
対象者数	助成人数(すべて個人)	0	人	27	人
成果指標		実績値			目標値
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	岩倉市はゼロカーボンシティを表明しており、地球温暖化対策の一つとして本補助制度は、整合が取れている。 次世代自動車は車体価格がガソリン車に比べて高額であるため、次世代自動車の購入促進の面から、市民ニーズに応えるものであると考える。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	○	次世代自動車を購入した市民及び市内に本社等がある事業者であれば申請可能であり、偏りはない。 予算上限額に達すれば終了するが、先着順に受付しており、要綱に従い決定するため、公平である。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	—		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	△	温室効果ガスの削減効果は把握できておらず不明である。 国や県の補助制度はあるものの、車体価格が高額であり、補助制度は必要と考える。	B
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	—		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	要綱を制定し、申請様式等を定めている。 また、要綱、様式ともに市ホームページに掲載している。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	—		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	—		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	△	事業用の申請がない点が課題であるが、個人用の申請・問合せは多く、令和6年度は年度途中で予算上限に達した。 また、令和6年度に充電設備を一部公共施設に設置し、インフラ整備が増加してきている点からも、今後も次世代自動車のニーズはあると予測でき、地球温暖化対策につながるため継続が妥当である。 補助金額については、近隣市町と大差なく適正と考える。	B
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	車の買い替えにあたって、環境性能の高い車種を選択することが特別なことでなくなっており、補助金がインセンティブになっているかは不明であるため、将来的な廃止を含め、段階的にでも縮小すべきである。	縮小	縮小

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称			分別収集地元協力金					種別	補助金	担当課	環境政策課
交付先種別			団体		交付対象数		28		団体名等	行政区	
予算科目			款	4	項	2	目	2	事業名	ごみ減量化推進事業	
目的	趣旨		ごみの減量及び資源の有効利用を図るために、分別収集を行う行政区に対し協力金を交付し、ごみの分別化推進を促進する								
	対象		協力金は、あらかじめ市に分別収集集積所を登録し、分別収集を実施する地元行政区に対して交付する								
活用内容 申請方法			分別収集地元協力金交付申請書(様式第2)を、市長に提出する								
開始年度			H15?	終了・見直し 予定年度		なし	根拠法令等	岩倉市分別収集地元協力金交付要綱			
改正履歴	改正年度	H19									
				—							
				—							
積算根拠 (補助率・額)		分別収集集積所 1箇所に付き 1月 1,500円							上限額等		
									補助対象経費		

補助実績		実績				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)	1,208 千円	1,221 千円	1,224 千円		
	特定財源(国・県費等)	千円	0 千円	千円		
	一般財源	1,208 千円	1,221 千円	1,224 千円		
交付先団体実績	収入総額	0 千円	0 千円	0 千円		
	うち自主財源	0 千円	0 千円	0 千円		
	支出総額	1,208 千円	1,221 千円	1,224 千円		
	補助対象経費(B)	1,208 千円	1,221 千円	1,224 千円		
	補助率(A/B)					
	前年度からの繰越金	0 千円	0 千円	0 千円		
	当該年度積立金	0 千円	0 千円	0 千円		
対象者数	助成人数	- 人	- 人	人		
成果指標		実績値			目標値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
分別収集集積場数		67	68	68	68	68

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	分別収集を実施している全行政区が対象になっているため限定されていない。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	○	分別収集を実施している全行政区が対象になっているため限定するものではない。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	分別収集は、地区の協力が必須であり、効果があると言える。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	要綱を制定し、申請様式等を定めている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	団体の環境保全活動に寄与するものであり、分別収集集積所は大幅な減少はなく、継続の必要があると考える。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	協力金のほかに地元還元金も各行政区の収入となるが、他市町の状況も確認し、見直しを行うなど改善が必要である。	改善	改善

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				古紙と古着の日地元協力金				種別		補助金		担当課		環境政策課		
交付先種別				個人		交付対象数		28		団体名等		行政区				
予算科目				款		4	項	2	目	2	事業名		ごみ減量化推進事業			
目的		趣旨		ごみの減量及び資源の有効利用を図るために、古紙と古着の日を行う行政区に対し協力金を交付し、ごみの分別化推進を促進する												
		対象		協力金は、あらかじめ市に古紙と古着の日集積所を登録し、古紙と古着の日を実施する地元行政区に対して交付する												
活用内容 申請方法				分別収集地元協力金交付申請書(様式第2)を、市長に提出する												
開始年度				H19		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等		岩倉市分別収集地元協力金交付要綱				
改正履歴		改正年度		改正内容		—										
						—										
						—										
積算根拠 (補助率・額)				古紙と古着の日集積所 1箇所に付き 1月 800円						上限額等						
										補助対象経費						

補助実績			実績		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 実 績	補助金等交付額(A)		367 千円	364 千円	365 千円
	特定財源(国・県費等)		千円	千円	千円
	一般財源		367 千円	364 千円	365 千円
交 付 先 団 体 実 績	収入総額		千円	千円	千円
	うち自主財源		千円	千円	千円
	支出総額		千円	千円	千円
	補助対象経費(B)		367 千円	364 千円	365 千円
	補助率(A/B)				
	前年度からの繰越金		千円	千円	千円
	当該年度積立金		千円	千円	千円
対象者数		助成人数	人	人	人
成果指標			実績値		
			R4年度	R5年度	R6年度
古紙と古着の日集積所数			37	38	38

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	古紙古着の日収集を実施している行政区が対象になっているため限定されていない。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	古紙古着の日収集を実施している行政区が対象になっているため限定するものではない。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	古紙古着の日収集は、地区の協力が必須であり、効果があると言える。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	要綱を制定し、申請様式等を定めている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	団体の環境保全活動に寄与するものであり、古紙古着の日収集は大幅な減少はなく、継続の必要があると考える。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	古紙や古着は分別収集に出すこともでき、民間の回収ステーションも相当数ある。回収を実施していない行政区もあるため、古紙と古着の日は取りやめ、協力金についても廃止に向け検討する。	廃止	廃止

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称			生ごみ処理機購入補助金					種別	補助金	担当課	環境政策課
交付先種別			個人		交付対象数		23,115世帯	団体名等			
予算科目			款	4	項	2	目	2	事業名	ごみ減量化推進事業	
目的	趣旨		ごみの減量対策として生ごみ処理機を設置する者に、その購入費の一部を補助することにより、一般家庭から排出される生ごみの自家処理を推進する								
	対象		・生ごみ処理機(ディスポーザ式のを除く。)微生物を投入しないで、生ごみを熱風で乾燥し減量させる機器 ・生ごみ消滅機 微生物を投入し、攪拌することにより、生ごみを発熱させ、減量し、又は消滅させる機器								
活用内容 申請方法			対象機器を購入する前に、申請書を必要書類を添えて申請する。なお、申請を指定店に委任することができる。								
開始年度			H11		終了・見直し 予定年度		なし	根拠法令等	岩倉市生ごみ処理機購入補助金交付要綱		
改正履歴	改正年度	R3		改正内容	申請の手続き等を変更						
		-									
		-									
積算根拠 (補助率・額)			生ごみ処理機及び生ごみ消滅機の消費税及び地方消費税を含まない購入金額の2分の1とする。ただし、補助限度額は1台につき20,000円とする。						上限額等	20,000円	
									補助対象経費	生ごみ処理機及び生ごみ消滅機の購入費	

補助実績		実績						
		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)		194	千円	60	千円	200	千円
	特定財源(国・県費等)		千円		千円		千円	
	一般財源		194	千円	60	千円	200	千円
交付先団体実績	収入総額		千円		千円		千円	
	うち自主財源		千円		千円		千円	
	支出総額		千円		千円		千円	
	補助対象経費(B)		千円		千円		千円	
	補助率(A/B)							
	前年度からの繰越金		千円		0	千円	0	千円
	当該年度積立金		千円		0	千円	0	千円
対象者数		人		人		人		
成果指標		実績値				目標値		
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度		
助成人数		10	3	10	10	10		

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	一般家庭から排出される生ごみの自家処理を推進を目的としており、公益性は高いと考える。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	市広報や市ホームページにより周知を行っており、公平性がある。また、同一の対象者は5年以上の期間が経過していない場合は申請できないため合理性がある。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	－		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	生ごみ処理機による生ごみの減量につながっていると考えられるが具体的な数値は把握できていない。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	－		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市生ごみ処理機購入補助金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。また、申請者を販売店に委任ができるため、申請しやすくなっている。また、購入前に書類を審査するため、透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	－		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	－		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	生ごみ処理機を購入し、生ごみを抑制する意識が芽生えるため、行動支援に寄与していると思われる。また、広報紙等に掲載するたびに問い合わせがあり、需要が高まっており、まだ必要性は高いと考える。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	リサイクル意識の醸成のために始まった制度であるが、意識は高まりつつあり、一人当たりのごみ排出量の削減効果も限定的であるため、廃止とする。	廃止	廃止

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称			資源ごみ回収団体助成金					種別	補助金	担当課	環境政策課	
交付先種別			団体		交付対象数		37		団体名等	子ども会等		
予算科目			款	4	項	2	目	2	事業名	ごみ減量化推進事業		
目的	趣旨		ごみの減量及び資源の有効利用を図るために、資源の回収を推進する団体に対し助成金を交付し、ごみの再資源化を促進することを目的とする。(古紙、古着等の回収に対し、1kgあたり5円の収入を保証するもの)									
	対象		要綱で定められた「資源ごみ回収団体登録申請書」を市長に提出し、あらかじめ登録された団体で、資源回収を原則として年3回以上実施する団体。									
活用内容 申請方法			助成金交付を受けようとする登録団体は、資源ごみ回収団体助成金交付申請書に計量票類、資源の回収状況報告書、回収業者購入価格の通知書等を添付して、市長に提出する。									
開始年度			H5		終了・見直し 予定年度		なし	根拠法令等	岩倉市資源ごみ回収団体助成金交付要綱			
改正 履歴	改正 年度	R3		押印省略								
				—								
				—								
積算根拠 (補助率・額)			岩倉市資源ごみ回収団体助成金交付要綱						上限額等	1kgあたり5円から、回収業者の買取額を控除した額。ただし、逆有償である場合は、1kgあたり6円を加算。		
									補助対象経費			

補助実績			実績					
			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)		1,057	千円	919	千円	729	千円
	特定財源(国・県費等)		0	千円	0	千円	0	千円
	一般財源		1057	千円	919	千円	729	千円
交付先団体実績	収入総額		不明	千円	不明	千円	不明	千円
	うち自主財源		0	千円	0	千円	0	千円
	支出総額		0	千円	0	千円	0	千円
	補助対象経費(B)		0	千円	0	千円	0	千円
	補助率(A/B)		0		0		0	
	前年度からの繰越金		0	千円	0	千円	0	千円
	当該年度積立金		0	千円	0	千円	0	千円
対象者数	助成団体数	34	団体	27	団体	28	団体	
成果指標			実績値			目標値		
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度	
助成団体数			34	27	28			

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	ごみの減量化のためには資源回収は有益であり、申請し登録された団体を対象とするため、限定されていない。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	申請すれば、対象団体として登録できるため対象者を限定するものではない。また、要綱に従い決定するため、公平である。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	-		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	資源化率は減少傾向にあるが、ごみの減量化やデジタル化が進んでいることに伴う減である。また、減少しているものの、20%近い資源化率であり、効果はあるといえる。類似した補助制度は特になく、重複補助はない。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	-		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	要綱を制定し、申請様式等を定めている。また、要綱、様式ともに市ホームページに掲載している。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	-		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	-		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	団体の環境保全活動に寄与するものであり、近年の実績からも申請団体数は大幅な減少はなく、継続の必要があると考える。また、近隣市町の補助額と大差なく、妥当である。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	子ども会やPTAの資金源にもなっており、一定、児童・生徒の環境保全意識の醸成にも寄与するものであるため、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				ごみ収集容器購入補助金				種別	補助金	担当課	環境政策課
交付先種別		団体		交付対象数		25団体		団体名等		行政区	
予算科目		款	4	項	2	目	2	事業名		ごみ減量化推進事業	
目的	趣旨	ごみ集積場所環境整備資材の購入費の一部を補助することにより、ごみ集積場所の環境整備を促進し、衛生面での美化の向上を図るもの。									
	対象	行政区(新柳町1区、五条町、東新町1区、東新町2区、東新町3区を除く)									
活用内容 申請方法		ごみ収集容器や材料費を購入する前に、環境政策課(清掃事務所)と事前協議を行い、設置等に問題が無ければ、購入後申請書に必要な書類を添えて申請する。									
開始年度		R5		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等		岩倉市ごみ集積場所環境整備資材購入費補助金交付要綱	
改正履歴	改正年度	R6		ごみ収集容器に加え、材料等購入費も補助対象とした。							
				-							
				-							
積算根拠 (補助率・額)		補助対象経費の2分の1の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、ごみ収集容器1基当たり(材料等については、1申請当たり)30,000円を上限。							上限額等	30,000円	
									補助対象経費	ごみ収集容器及び材料等購入費	

補助実績		実績						
		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)		千円		325 千円		419 千円	
	特定財源(国・県費等)		千円		千円		千円	
	一般財源		0 千円		325 千円		419 千円	
交付先団体実績	収入総額		千円		千円		千円	
	うち自主財源		千円		千円		千円	
	支出総額		千円		655 千円		858 千円	
	補助対象経費(B)		千円		655 千円		858 千円	
	補助率(A/B)				0.496183206		0.488344988	
	前年度からの繰越金		千円		千円		千円	
	当該年度積立金		千円		千円		千円	
	対象者数	助成団体数	団体		団体		団体	
成果指標		実績値			目標値			
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度		
補助件数			16個	14個及び44か所	15個	15個		

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	ごみ集積場所の環境整備を促進し、衛生面での美化の向上を図ることを目的としており、公益性は高いと考える。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りが無い	○	岩倉団地などを除いたほぼすべての行政区を対象としており、公平性は高いと考える。また、補助制度が始まったばかりであり、恒常的に支援を継続するか様子を見る必要がある。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	ごみ収集容器などを設置することにより、カラスの被害が無くなるため、効果は高い。ごみ集積場所は行政区の管理であり、市が直接実施することはなじまない。また、類似した補助制度はない。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市ごみ集積場所環境整備資材購入費補助金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。HPに要綱を掲載している。また、事前協議が必要であり、透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	ごみ集積場所のカラス被害が問題になっており、補助を行うことで行政区の自主的な行動を促すことに寄与する。また、補助事業は始まったばかりであり、まだまだ必要性は高いと考える。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	カラス対策に有効であり、始まって間もない事業で今後の導入を検討している行政区もあるようなので、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称			合併処理浄化槽設置整備事業補助金					種別	補助金	担当課	環境政策課
交付先種別			個人		交付対象数		2,388人		団体名等		
予算科目			款	4	項	2	目	3	事業名	し尿処理事業	
目的	趣旨		生活排水による河川の汚れを防止するため、既存の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を廃止し、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するもの。								
	対象		尾張都市計画下水道岩倉公共下水道に係る都市計画決定区域を除く市内全域において、自らの住居を目的とする住宅に既存の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を廃止し、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者。								
活用内容申請方法			補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書を市長に提出。								
開始年度			H1		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	岩倉市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	
改正履歴	改正年度	H26		改正内容	補助対象を、「既設の単独処理浄化槽又は汲み取りを廃止し、20人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者」から、「20人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者」に変更。						
		H30			実績報告の提出期限の変更						
		H31			補助対象を、「20人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者」から、「既存の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を廃止し、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者」に変更。						
積算根拠 (補助率・額)			浄化槽設置整備事業実施要綱						上限額等	別添要綱のとおり	
									補助対象経費	別添要綱のとおり	

補助実績		実績				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)	0 千円	0 千円	0 千円		
	特定財源(国・県費等)	0 千円	0 千円	0 千円		
	一般財源	0 千円	0 千円	0 千円		
交付先団体実績	収入総額	0 千円	0 千円	0 千円		
	うち自主財源	0 千円	0 千円	0 千円		
	支出総額	0 千円	0 千円	0 千円		
	補助対象経費(B)	0 千円	0 千円	0 千円		
	補助率(A/B)	0	0	0		
	前年度からの繰越金	0 千円	0 千円	0 千円		
	当該年度積立金	0 千円	0 千円	0 千円		
対象者数	助成人数	0 人	0 人	0 人		
成果指標		実績値			目標値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
助成人数		0	0	0		

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換のみ(新築・建替不可)を対象としているため限定的といえるが、この補助金の目的が、生活排水の正しい処理のために転換を促す補助のため、やむを得ないものである。また、公衆衛生の観点からも、行政が関与すべきものとする。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	△		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	△	要綱に基づき交付するため、適正かつ公平に決定している。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	－		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	－	過去5年間補助実績がないため、効果は不明である。 個人宅向けの浄化槽設置に関する補助金制度は国や県になく、重複はない。	B
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	－		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	要綱を制定し、申請様式等を定めている。また、要綱、様式ともに市ホームページに掲載している。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	－		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	－		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	平成30年度以降実績はないが、生活排水の適切な処理を行うために、単独浄化槽から合併浄化槽への転換は必要であり、工事を促す補助金の実施は適切である。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	△		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価	最終評価
継続	平成30年度以降実績がなく、補助対象者も限定的である。本市は、人口及び面積要件から国の交付金の対象外であり、県内でも補助制度がない自治体もあることから、廃止とする。	廃止
		廃止

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称		農業近代化資金利子補給補助金					種別	補助金	担当課	商工農政課
交付先種別				交付対象数				団体名等		
予算科目		款	5	項	1	目	3	事業名	農畜産業振興費	
目的	趣旨	愛知県近代化資金等利子等補給規則に基づき、県・市が農業者等の近代化資金の借り入れ利子を助成することで、資金整備の高度化と農業経営の近代化を図るもの。								
	対象	市内農業者 (平成28年～R3野田昌宏氏コンバイン購入で実績あり)								
活用内容 申請方法		助成金の交付の申請をしようとする者は、申請書を添えて提出する。								
開始年度		H13	終了・見直し 予定年度			根拠法令等	岩倉市農業近代化資金利子補給要綱			
改正 履歴	改正 年度		改正 内容							
				—						
				—						
積算根拠 (補助率・額)		年1.5%以内。ただし、末端金利(基準金利から国・県利子補給分を差し引いたもの)が3%以内のときは、その2分の1とする。					上限額等	貸付年度から償還終了年度まで		
							補助対象経費	農業近代化資金利子補給に対する補助金		

補助実績			実績				
			令和4年度	令和5年度	令和6年度		
市 実 績	補助金等交付額(A)		千円	千円	千円		
	特定財源(国・県費等)		千円	千円	千円		
	一般財源		0 千円	0 千円	0 千円		
交 付 先 団 体 実 績	収入総額		千円	千円	千円		
	うち自主財源		千円	千円	千円		
	支出総額		千円	千円	千円		
	補助対象経費(B)		千円	千円	千円		
	補助率(A/B)						
	前年度からの繰越金		千円	千円	千円		
	当該年度積立金		千円	千円	千円		
対象者数	助成人数	0 人	0 人	0 人			
成果指標			実績値			目標値	
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
補助額			0円	0円	0円		

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	農業者の経営安定を図るために行政として助成する必要がある。	B
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	△		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	△		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を助案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	△		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	融資機関が承認を得て貸し付けた農業近代化資金に係る利子補給金について助成するため、公平性はある。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	－		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	補助金を活用することで、農業者の経営安定を図ることができる。類似した市の補助金制度はない。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	－		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市農業近代化資金利子補給要綱を制定し、申請様式も整備している。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	－		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	△		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	－		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	△	近年実績はないが、農家の経営の安定のための補助金のため継続する必要がある。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	令和4年度以降実績はないが、愛知県と協調して実施している事業のため、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				野菜価格差補給資金造成事業費補助金				種別	補助金	担当課	商工農政課
交付先種別		個人		交付対象数				団体名等			
予算科目		款	5	項	1	目	3	事業名	農畜産業振興費		
目的	趣旨	野菜の価格が著しく低落した場合に、価格差補給金を交付して、野菜作農家の一定の所得を確保して安定的供給を図るもの。									
	対象	市内農業者 平成19年、20年、21年にみつば、カリフラワー、冬レタスで助成の実績あり。									
活用内容 申請方法		助成金の交付の申請をしようとする者は、申請書を添えて提出する。									
開始年度		H13	終了・見直し 予定年度				根拠法令等	岩倉市農畜産業振興対策事業補助金交付要綱			
改正 履歴	改正 年度										
		改正 内容		－							
				－							
積算根拠 (補助率・額)		資金造成額の10%以内						上限額等			
								補助対象経費	野菜価格差補給事業の基金造成に要する経費		

補助実績			実績				
			令和4年度	令和5年度	令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)		千円	千円	千円		
	特定財源(国・県費等)		千円	千円	千円		
	一般財源		0 千円	0 千円	0 千円		
交付先団体実績	収入総額		千円	千円	千円		
	うち自主財源		千円	千円	千円		
	支出総額		千円	千円	千円		
	補助対象経費(B)		千円	千円	千円		
	補助率(A/B)						
	前年度からの繰越金		千円	千円	千円		
	当該年度積立金		千円	千円	千円		
対象者数	助成人数	人	人	人			
成果指標			実績値			目標値	
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
補助金			0円	0円	0円		

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	野菜作農家の経営安定を図るために行政として助成する必要がある。	B
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	△		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	△		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	△		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	△	市場の旬別の平均販売価額がこれを下回った場合、その差額を基礎に一定の価格差補給金が交付されるため公平性はある。	B
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	－		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	補助金を活用することで、野菜作農家の経営安定を図ることができる。 類似した市の補助金制度はない。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	－		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市農畜産業振興対策事業補助金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	－		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	－		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	△	近年実績はないが、農家の経営の安定のための補助金のため継続する必要がある。 補助率については、対象品目に対して作付け面積等に応じて決められているため妥当である。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	△		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	△		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	△		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	15年以上実績がなく、近隣の江南市、大口町及び扶桑町でも制度がないことから、廃止とする。	廃止	廃止

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				名古屋コーチン振興補助金				種別		補助金		担当課		商工農政課			
交付先種別				団体		交付対象数		1		団体名等		岩倉市名古屋コーチン振興組合					
予算科目				款		5	項	1	目	3	事業名		農畜産業振興費				
目的		趣旨		岩倉市において大正時代から引き続き飼育されている名古屋コーチンの周知に努めるとともに、消費の拡大を図る。													
		対象		岩倉市名古屋コーチン振興組合													
活用内容 申請方法				市内外のイベントへ出店し、名古屋コーチンの即売及び学校給食への納入等 岩倉市農畜産業振興対策事業補助金交付申請書を提出													
開始年度				H13		終了・見直し 予定年度		－		根拠法令等		岩倉市農畜産業振興対策事業補助金交付要綱					
改正 履 歴	改正 年 度			改正 内 容	－												
					－												
					－												
積算根拠 (補助率・額)				別紙参照								上限額等		無し			
												補助対象経費		名古屋コーチン振興事業に要する経費			

補助実績			実績					
			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
市 実 績	補助金等交付額(A)		465	千円	626	千円	503	千円
	特定財源(国・県費等)		0	千円	0	千円	0	千円
	一般財源		465	千円	626	千円	503	千円
交 付 先 団 体 実 績	収入総額		1950	千円	1866	千円	1498	千円
	うち自主財源		0	千円	0	千円	0	千円
	支出総額		1853	千円	1854	千円	1958	千円
	補助対象経費(B)		645	千円	719	千円	686	千円
	補助率(A/B)		0.72		0.87		0.73	
	前年度からの繰越金		0	千円	0	千円	0	千円
	当該年度積立金		0	千円	0	千円	0	千円
対象者数	助成人数	4人		4人		4人		
成果指標			実績値			目標値		
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度	
鉄板焼きの販売個数			1474個	1502個	2629個	2600個	2600個	

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	名古屋コーチンは市の特産品であり、ふるさと納税返礼品の対象にもなっているため、行政が関与すべきである。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	△		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	△		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	△	名古屋コーチンは市の特産品であり、ふるさと納税返礼品の対象にもなっているため、恒常的に支援する必要がある。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	△	ふるさと納税返礼品の金額が減少傾向にあるため、補助金等に見合う効果が発揮できるとは言い切れない。	B
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市名古屋コーチン振興組合規約を定めている。イベント出店の際は、市の職員が補助しているため不明な出金等はない。事業の実施状況も年1回総会を開き、監査を行っている。	B
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	×		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	×	現状の補助金額では周知するのに限界があるため、妥当とは言えない。補助金額を増額することにより、より広報活動に力を入れることができる。近年、ふるさと納税返礼品の減少傾向も解消する可能性がある。補助事業の終了時期は設定していないが、単年度ごとに事業成果を確認して見直しを行っている。	B
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	△		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	△		

一次評価	二次評価		最終評価
拡充	担当課は拡充の評価であるが、現状を基本として継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				多面的機能支払交付金				種別		交付金		担当課		商工農政課					
交付先種別				団体		交付対象数		2		団体名等		西市農地環境保全会、北島農地環境保全会							
予算科目				款		5		項		1		目		3		事業名		農畜産業振興費	
目的		趣旨		農業の有する多面的機能の維持・発揮を図り、担い手農家への農地集積を後押しするため。															
		対象		農業者のみで構成される活動組織もしくは、農業者及びそのた地域住民、団体で構成される組織															
活用内容 申請方法				農地法面草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持及び水路、農道の軽微な補修等 事業計画(案)を提出															
開始年度				R2		終了・見直し 予定年度		R6		根拠法令等		農業に有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 多面的機能支払交付金実施要項・要領 岩倉市多面的機能支払交付金実施要項・要領							
改正 履歴	改正 年度			改正 内容	－														
		－																	
		－																	
積算根拠 (補助率・額)				農地維持支払交付金 【田】3,000円/10a 【畑】2,000円/10a 資源向上支払交付金(共同) 【田】2,400円/10a 【畑】1,440円/10a 資源向上支払交付金(農寿命化) 【田】2,400円/10a 【畑】1,440円/10a								上限額等		1団体1回/5年					
												補助対象経費		維持管理費					

補助実績		実績			
		令和4年度		令和5年度	
市実績	補助金等交付額(A)	1,018	千円	1,665	千円
	特定財源(国・県費等)	811	千円	1,249	千円
	一般財源	207	千円	416	千円
交付先 団体実績	収入総額	1,018	千円	1,665	千円
	うち自主財源	0	千円	0	千円
	支出総額	932	千円	1,598	千円
	補助対象経費(B)	932	千円	1,598	千円
	補助率(A/B)	100%		100%	
	前年度からの繰越金	0	千円	86	千円
当該年度積立金		0	千円	0	千円
対象者数	助成人数	253	人	885	人
成果指標		実績値			目標値
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
活動に参加した延べ人数		253人	885人	900人	600人

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	△	農地保全のため慣例的に地域で行われている維持管理を継続していくため、行政として助成する必要がある。補助対象の大多数が農業者であることと、今後、大規模な土地開発による農地転用が行われる可能性があるため、公益性が比較的高いとは言いきれない。	B
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	△		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を助案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	△		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	×	市のHPでの掲載及び定期的に行われている農事組合長会で周知を行い公平性は保たれている。農地保全の経常的な維持管理に対する補助のため、必要性がある。	B
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	○	市が管理している水路施設の泥上げや軽微な補修及び修繕を地域の団体が交付金を利用して実施しているため、交付金に見合う効果が発揮できている。地域団体が行うことにより農地保全の意識の向上や問題点を意識してもらうことができるため、補助する必要がある。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市多面的機能支払交付金要綱を定めて申請様式も整備している。毎年、市が実施状況を現地もしくは書類にて適切に行われていることを確認している。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	△		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	農地保全のため慣例的に地域で行われている維持管理に直接的に補助していることから、継続する必要がある。しかしながら、近年の土地開発情勢を考慮して実施する必要がある。事業制度は5年間と期間を限定している。	B
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	△		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	△		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	地域共助の良い取組で、直近3年間の参加人数も増加しており、特定財源もあるため、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称		農業振興事業助成金				種別	補助金	担当課	商工農政課
交付先種別		個人		交付対象数		団体名等			
予算科目		款	5	項	1	目	3	事業名	農業振興事業
目的	趣旨	岩倉市域の農業振興を図るため、市内の農業者等が行う農業振興事業（以下「助成事業」という。）の実施に要する経費に対して助成金を交付する							
	対象	市内で農業を営む認定農業者、認定新規就農者、農事組合等							
活用内容 申請方法		助成金の交付の申請をしようとする者は、申請書を添えて提出する。							
開始年度		H20	終了・見直し 予定年度		なし	根拠法令等	岩倉市農業振興事業助成金交付要綱		
改正 履歴	改正 年度	R3	改正 内容	様式変更					
		R5		様式変更					
積算根拠 （補助率・額）		補助率・額は助成事業の内容により異なる。別紙参照。					上限額等	1人1回/年度、ただし農業機械の購入を申請する場合は、前回の交付決定から3か年度経過しなければならない	
							補助対象経費	農業振興事業に対する補助金	

補助実績		実績						
		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)		1309	千円	300	千円	300	千円
	特定財源(国・県費等)			千円		千円		千円
	一般財源		1309	千円	300	千円	300	千円
交付先団体実績	収入総額			千円		千円		千円
	うち自主財源			千円		千円		千円
	支出総額			千円		千円		千円
	補助対象経費(B)			千円		千円		千円
	補助率(A/B)							
	前年度からの繰越金			千円		千円		千円
	当該年度積立金			千円		千円		千円
対象者数	助成人数	1団体、2人		1人		1人		
成果指標		実績値			目標値			
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度		
助成額		1,309,018円	300,000円	300,000円	2,000,000円	2,000,000円		
人数		1団体、2人	1人	1人	1人	1人		

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	△	経営意欲の高い多様な農業後継者を支援するために行政として助成する必要がある。しかし、対象者が限られているため市民協働の観点では必ずしも行政が補助をすべきものとまでは言えない。	B
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	×		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を助案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	△		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	×	補助対象者は一部の農業者に限られているが、農事組合長会等で周知を行っているので公平性はある。また、対象者が同じ人にならないよう一定のルールを設けているため公平性はある。	B
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	－		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	△	補助金を活用することで、機械の更新等を行うことができ、農業振興に寄与しているが、利用者が限定されているため実績があまりない。類似した市の補助金制度はない。	C
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	－		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	△		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市農業振興事業助成金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。対象者が限られているため、令和7年から広報誌への掲載はしていないが、農事組合長会を通じて農業者へ周知しているため、透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	－		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	△		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	－		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	△	助成事業毎に助成金額を設定しており、助成金額は妥当である。しかし、市町独自の補助金を設けている自治体は近隣ではないため、今後も継続していくか検討する必要がある。	B
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	△		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	×		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	△		

一次評価	二次評価		最終評価
改善	実績が少なく、近隣市町も実施していないため、廃止とする。	廃止	廃止

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				水稲病害虫共同防除事業補助金				種別	補助金	担当課	商工農政課
交付先種別		個人		交付対象数		50		団体名等	農業者		
予算科目		款	5	項	1	目	4	事業名	特定外来生物等駆除費		
目的	趣旨	水稲病害虫(ジャンボタニシ)の駆除に対し補助を行い、農業関係者(農協含む)と連携して、水稲の被害を抑える事で農業振興に寄与する。									
	対象	農業関係者									
活用内容 申請方法		農業関係者が農協を通じて購入したジャンボタニシ駆除の農業(スクミノン)の購入額に対し、その購入額の半額(1/2)を補助する。									
開始年度		H29		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	岩倉市農畜産業振興対策事業補助金交付要綱		
改正 履歴	改正 年度			改正 内容							
					-						
					-						
積算根拠 (補助率・額)		スクミノンの購入袋数							上限額等	300,000円	
		令和4年度実績		200袋	246,000円				補助対象経費	なし	
		令和5年度実績		115袋	144,325円						
		令和6年度実績		191袋	250,210円						

補助実績			実績					
			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)		246	千円	145	千円	251	千円
	特定財源(国・県費等)		0	千円	0	千円	0	千円
	一般財源		246	千円	145	千円	251	千円
交付先団体実績	収入総額		千円		千円		千円	
	うち自主財源		千円		千円		千円	
	支出総額		千円		千円		千円	
	補助対象経費(B)		千円		千円		千円	
	補助率(A/B)							
	前年度からの繰越金		千円		千円		千円	
	当該年度積立金		千円		千円		千円	
対象者数	助成人数	53	人	31	人	49	人	
成果指標			実績値			目標値		
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度	
補助金額(千円)			246	145	251	300	300	

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	△	ジャンボタニシの駆除については、生態や駆除方法などの情報を地域農事組合に紹介し、地域ぐるみでの取り組みとして、農業関係者(農協含む)と連携して取り組んでいるものであり、市民協働の観点から補助すべきものであるが、特定の市民・団体に限定されている。	B
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	△		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	△		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	△	補助対象者が、稲作をしている農業者に限定されているが、申請により補助を行うため、公平性は保たれているといえる。	B
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	-		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	平成23～25年時に、農業振興事業助成金でジャンボタニシ駆除の農業(スクミノン)の補助をし、ジャンボタニシに一定の効果がでて、数が減少していた実績もあり、また補助実績がない平成26～28年時は再びジャンボタニシの数が増加した時期があったことから、有効だといえる。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	-	毎年、農事組合長会でジャンボタニシ駆除の農業の補助を案内しているが、それ以外の案内を積極的にしているわけではない。	C
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	×		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	農事組合単位でのジャンボタニシ駆除を行っているものの、過去の実績から水稲の被害を抑える事ができていないこと、ジャンボタニシ駆除の農業(スクミノン)の補助の申請が例年一定数あることから、事業の妥当性はあるといえる。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	×		

一次評価	二次評価		最終評価
改善	用排水路の維持管理として公益性もあることから、継続とするものの、近隣の犬山市、江南市、大口町では補助を実施しておらず、補助の妥当性、必要性について改めて検討すべきである。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称			小規模企業等振興資金融資信用保証料助成金						種別	補助金	担当課	商工農政課
交付先種別			個人		交付対象数		1652		団体名等	市内事業者		
予算科目			款	6	項	1	目	2	事業名		資金融資支援事業	
目的	趣旨	愛知県小規模企業等振興資金融資制度に基づく融資の融資額に応ずる信用保証料を助成することにより資金難を打開し、商工業の振興に寄与する。										
	対象	(1)から(3)に全て該当する個人または法人 (1)愛知県信用保証協会に信用保証の決定を受けており、かつ、小規模企業等信用資金の融資を受けている者 (2)申請時に市内に住所を有する個人または市内に本社を置く法人 (3)申請時に市税に滞納がない者										
活用内容 申請方法			小規模企業等振興資金融資に係る信用保証料の全部又は一部を助成する。 愛知県信用保証協会発行の信用保証書に記載されている保証日から3か月以内又は当該年度末のいずれか早い日までに、交付申請書に①金融機関発行の報告書、②市税の納税証明書を添付を添えて提出する。									
開始年度			H1		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等		岩倉市小規模企業等振興資金信用保証料助成金交付	
改正 履歴	改正 年度	H24		改正 内容	愛知県の制度融資の名称変更に伴い、助成金の名称を岩倉市商工業振興資金融資保証料助成金から岩倉市小規模企業等振興資金融資信用保証料助成金に改めた。							
		R3			押印廃止に伴う修正							
		R5			文言や字句の修正							
積算根拠 (補助率・額)			融資金額のうち 500万円までの信用保証料の100% 500万円を超え1,000万円以下までの信用保証料の75% 1,000万円を超え2,000万円以下までの信用保証料の50%							上限額等	予算の範囲内	
										補助対象経費	融資に係る信用保証料	

補助実績		実績					
		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
市 実 績	補助金等交付額(A)	3086.4	千円	2515.1	千円	1571	千円
	特定財源(国・県費等)	0	千円	0	千円	0	千円
	一般財源	3086.4	千円	2515.1	千円	1571	千円
交 付 先 団 体 実 績	収入総額	-	千円	-	千円	-	千円
	うち自主財源	-	千円	-	千円	-	千円
	支出総額	-	千円	-	千円	-	千円
	補助対象経費(B)	-	千円	-	千円	-	千円
	補助率(A/B)	-		-		-	
	前年度からの繰越金	-	千円	-	千円	-	千円
	当該年度積立金	-	千円	-	千円	-	千円
対象者数	助成件数	22	件	15	件	13	件
成果指標		実績値			目標値		
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度	
助成件数		22件	15件	13件	35件	45件	
小規模企業等振興資金融資件数		23件	16件	16件	40件	50件	

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	活力あるまちとして持続的に発展していくために商業振興は必要不可欠であり、市内の中小規模の事業者の経営安定のため、行政として助成を行う必要がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を助案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	業種等に関係なく市内で事業を行う個人、法人が利用可能であり、市HPへの掲載や窓口等にチラシを設置し周知しており、公平性が保たれている。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	-		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	△	事業効果を検証することは難しいものの、金利の上昇が見込まれることから、市内の中小規模の事業者の経営を支援するうえで有効であると考ええる。 また、内容が類似した補助制度はない。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	-		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市小規模企業等振興資金融資信用保証料助成金交付要綱を制定し、 また、事業の概要、要綱も市HPに掲載されており、融資元の市内金融機関からも案内されるなど、透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	-		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	-		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	△	金利の上昇や人手不足等により、中小規模の商工業者の経営環境は今後より厳しくなると考えられる。また、周辺自治体においても、それぞれの市内事業者に対し同様の支援を行っていることから、市内の商工業の振興を図るうえでも、事業の継続は必要である。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	愛知県との協調融資による保証料と利子補給に対する補助金であり、近隣市も同様に補助しているため、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称			小規模企業等振興資金融資利子補給補助金					種別	補助金	担当課	商工農政課	
交付先種別			個人		交付対象数		1652		団体名等	市内事業者		
予算科目			款	6	項	1	目	2	事業名	資金融資支援事業		
目的	趣旨		愛知県小規模企業等振興資金融資の融資額に応じた利子の一部を予算の範囲内において補助することにより中小企業者の負担軽減を図り、事業の振興に寄与する。									
	対象		(1)から(4)に全て該当する個人または法人 (1)融資期間が3年以上、かつ、融資額が500万円以下の者 (2)愛知県信用保証協会に信用保証の決定を受けており、かつ、小規模企業等信用資金の融資を受けている者 (3)申請時に市内に住所を有する個人または市内に本社を置く法人 (4)申請時に市税に滞納がない者									
活用内容 申請方法			小規模企業等振興資金融資にかかる利子の当初6か月分の額を補助する。 申請は、愛知県信用保証協会発行の信用保証書に記載されている保証日から3か月以内又は当該年度末のいずれか早い日までに、小規模企業等振興資金融資利子補給補助金交付申請書と金融機関発行の返済表及び市税の納税証明書を添付し、商工農政課に提出する。									
開始年度			H5		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等 岩倉市小規模企業等振興資金利子補給補助金交付要綱			
改正 履歴	改正 年度		H24		愛知県の制度融資の名称変更に伴い、補助金の名称を岩倉市商工業振興資金利子補給補助金から岩倉市小規模企業等振興資金融資利子補給補助金に改めた。 押印廃止に伴う修正 補助金の対象者を融資額200万円以下の者から500万円以下の者に改めた							
	R3											
	R5											
積算根拠 (補助率・額)			該当融資にかかる利子の当初6か月分の額							上限額等	なし	
										補助対象経費	小規模企業等振興資金融資に係る利子	

補助実績		実績		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 実 績	補助金等交付額(A)	53.6 千円	134.8 千円	222 千円
	特定財源(国・県費等)	0 千円	0 千円	0 千円
	一般財源	53.6 千円	134.8 千円	222 千円
交付先 団体 実績	収入総額	- 千円	- 千円	- 千円
	うち自主財源	- 千円	- 千円	- 千円
	支出総額	- 千円	- 千円	- 千円
	補助対象経費(B)	- 千円	- 千円	- 千円
	補助率(A/B)	-	-	-
	前年度からの繰越金	- 千円	- 千円	- 千円
	当該年度積立金	- 千円	- 千円	- 千円
対象者数	補助件数	5 件	8 件	10 件
成果指標		実績値		
		R4年度	R5年度	R6年度
補助件数		5件	8件	10件
小規模企業等振興資金融資件数		23件	16件	16件

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	活力あるまちとして持続的に発展していくために商業振興は必要不可欠であり、市内の中小規模の事業者の経営安定のため、行政として助成を行う必要がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	○	業種等に関係なく市内で事業を行う個人、法人が利用可能であり、市HPへの掲載や窓口等にチラシを設置し周知しており、公平性が保たれている。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	-		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	△	事業効果を検証することは難しいものの、金利の上昇が見込まれることから、市内の中小規模の事業者の経営を支援するうえで有効であると考ええる。 また、内容が類似した補助制度はない。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	-		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市小規模企業等振興資金利子補給補助金交付要綱を制定し、 また、事業の概要、要綱も市HPに掲載されており、融資元の市内金融機関からも案内されるなど、透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	-		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	-		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	△	金利の上昇や人手不足等により、中小規模の商工業者の経営環境は今後より厳しくなると考えられる。また、周辺自治体においても、それぞれの市内事業者に対し同様の支援を行っていることから、市内の商工業の振興を図るうえでも、事業の継続は必要がある。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	愛知県との協調融資による保証料と利子補給に対する補助金であり、近隣市も同様に補助しているため、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				創業資金融資利子補給補助金				種別	補助金	担当課	商工農政課
交付先種別		個人		交付対象数		10		団体名等	岩倉市内で創業した事業者		
予算科目		款	6	項	1	目	2	事業名	資金融資支援事業		
	趣旨	市内の新産業及び新事業の創出を促進し、地域経済の活性化を図る。									
目的	対象	株式会社日本政策金融公庫から創業のための融資を受け、市内において事業を行う個人または法人で、次の(1)～(3)全てに該当する者 (1) 市内において事業を行う者 (2) 事業の開始前及び事業の開始から1年以内に株式会社日本政策金融公庫から市長が別に定める創業のために必要な資金の融資を受け、融資に係る利子を支払った者 (3) 市税を滞納していない者									
活用内容 申請方法		日本政策金融公庫から創業のために受けた融資の利子について、第1回の支払いから起算して24月以内に支払ったものを補助する。 当該年度の1月末日までに交付申請書に①株式会社日本政策金融公庫が証明する創業資金融資に係る利息支払証明書、②市税の未納のないことを証する書類③個人にあっては、個人事業の開廃業等届出書の写し④法人にあっては、法人等設立申告書の写しを添えて提出する。									
開始年度		H21	終了・見直し 予定年度		なし	根拠法令等		岩倉市創業資金融資に係る利子補給補助金交付要綱			
改正 履歴	改正 年度	H31	改正 内容	補助対象者を、市内に事業所を有し、かつ事業を営んでいる者から、市内において事業を行う者に変更。							
		R3		押印廃止に伴う修正							
		R5		文言や字句の修正							
積算根拠 (補助率・額)		第1回利子の支払日から起算して24月以内における支払済利子の額							上限額等	月額1万円	
									補助対象経費	融資に係る利子	

補助実績		実績			
		令和4年度		令和5年度	
市 実 績	補助金等交付額(A)		201.9 千円	203.4 千円	217.4 千円
	特定財源(国・県費等)		0 千円	0 千円	0 千円
	一般財源		201.9 千円	203.4 千円	217.4 千円
交 付 先 団 体 実 績	収入総額		- 千円	- 千円	- 千円
	うち自主財源		- 千円	- 千円	- 千円
	支出総額		- 千円	- 千円	- 千円
	補助対象経費(B)		- 千円	- 千円	- 千円
	補助率(A/B)		-	-	-
	前年度からの繰越金		- 千円	- 千円	- 千円
	当該年度積立金		- 千円	- 千円	- 千円
対象者数	助成件数		3 件	4 件	7 件
成果指標		実績値			目標値
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 R12年度
助成件数		3	4	7	4 4
創業相談件数		18	20	19	20 20

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	新産業及び新事業の創出を促進し、地域経済の活性化につながることから、行政として補助する必要がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を助案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	△	補助対象者については、創業支援のため、創業等支援資金の融資を受けたものに限っているが、窓口等にチラシを設置し周知しており、公平性が保たれている。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	-		
(3) 有効性	① 補助金額に見合う効果が発揮できているか	△	事業効果を検証することは難しいものの、補助件数が増加傾向にあることから、市内での新規創業を促す観点から有効であると考える。 また、創業者向けの類似した補助制度はあるが、対象融資が異なる。	B
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	-		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	△		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市創業資金融資に係る利子補給補助金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。市ホームページに要綱の掲載、窓口にてチラシを設置するなど、透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	-		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	-		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	市内の商工業の振興を図るうえでも、新規の創業支援を行うことは重要であり、また、周辺自治体においても、それぞれの市内事業者に対し同様の支援を行っていることから、事業を継続していく必要がある。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	愛知県小規模企業等振興資金融資の融資額に応じた補助であり、中小企業者の負担軽減のため必要な補助であり継続とするが、県内で補助を行っている自治体もあり、回数にも違いがあるので、妥当性についての検討は必要である。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称		創業等支援資金融資信用保証料助成金				種別	補助金	担当課	商工農政課
交付先種別		個人		交付対象数		団体名等			
予算科目		款	6	項	1	目	2	事業名	資金融資支援事業
目的	趣旨	創業者等の負担軽減と市内産業の発展及び振興を図るため。							
	対象	愛知県経済環境適応資金のうち、創業等支援資金の融資を受け、市内において事業を行う個人または法人で、次の各号のいずれにも該当するもの。 (1) 市内において事業を行う者 (2) 融資に係る保証料を一括納付した者 (3) 市税の滞納がない者							
活用内容 申請方法		愛知県信用保証協会が発行する信用保証書記載の保証料50%を助成する。 交付申請書に①信用保証書の写し②貸付実行報告書③納税証明書④創業計画書の写しを添えて提出する。							
開始年度		H25	終了・見直し 予定年度			根拠法令等	岩倉市創業等支援資金融資信用保証料助成金交付要綱		
改正履歴	改正年度	R3	改正内容	押印廃止に伴う修正					
		R5		文言や字句の修正					
		R6		文言の修正					
積算根拠 (補助率・額)		信用保証料の50%を助成(100円未満切捨て)					上限額等	予算の範囲内	
							補助対象経費	融資に係る信用保証料	

補助実績		実績			
		令和4年度		令和5年度	
市実績	補助金等交付額(A)	0 千円		0 千円	
	特定財源(国・県費等)	千円		千円	
	一般財源	0 千円		0 千円	
交付先団体実績	収入総額	千円		千円	
	うち自主財源	千円		千円	
	支出総額	千円		千円	
	補助対象経費(B)	千円		千円	
	補助率(A/B)				
	前年度からの繰越金	千円		千円	
当該年度積立金		千円		千円	
対象者数	助成人数	0 人		0 人	
成果指標		実績値			目標値
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 R12年度
助成人数		0	0	1	1 2
創業相談件数		18	20	19	20 20

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	創業者等の負担軽減と市内産業の発展及び振興につながることから、行政として補助を行う必要がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	△	補助対象者については、創業支援のため、創業等支援資金の融資を受けたものに限っているが、窓口等にチラシを設置し周知しており、公平性が保たれている。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	－		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	△	事業効果を検証することは難しいものの、経済活動は活発化してきており、創業の相談件数も増えていきている。また、創業者向けの類似した補助制度はあるが、対象融資が異なる。	B
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	－		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市創業等支援資金融資信用保証料助成金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。市ホームページに要綱の掲載、窓口 にチラシを設置するなど、透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	－		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	－		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	近年は利用実績が少ない状況であるが、経済活動は活発化してきており、創業の相談件数も増えていきている。補助率については、本市よりも良い条件の自治体がある。市内で事業を行う者を増やし、新たな地域に根差した事業の発掘など、市の商工業を 発展させていくため、引き続きの補助を行う必要がある。	B
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	△		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	△		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	△		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	保証料の半額助成で市の負担は大きくないことから、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称			創業等支援資金融資利子補給補助金					種別	補助金	担当課	商工農政課
交付先種別			個人		交付対象数			団体名等			
予算科目			款	6	項	1	目	2	事業名	資金融資支援事業	
目的	趣旨		創業者等の負担軽減と市内産業の発展及び振興を図るため。								
	対象		愛知県経済環境適応資金のうち、創業等支援資金の融資を受け、市内において事業を行う個人または法人で、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 市内において事業を行う者 (2) 融資を受けた者 (3) 市税の滞納がない者								
活用内容 申請方法			当初12月分の利子の補助する(上限:月額1万円)。 交付申請書に①金融機関が発行する返済予定表の写しを添え必要書類を提出する。								
開始年度			H25		終了・見直し 予定年度			根拠法令等	岩倉市創業等支援資金融資利子補給補助金交付要綱		
改正 履歴	改正 年度	H31		対象について文言の修正							
		R3		押印廃止に伴う修正							
		－		－							
積算根拠 (補助率・額)			当初12月分の利子の額						上限額等	月額1万円	
									補助対象経費	融資に係る利子	

補助実績		実績				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)	0 千円	0 千円	48 千円		
	特定財源(国・県費等)	千円	千円	千円		
	一般財源	0 千円	0 千円	48 千円		
交付先団体実績	収入総額	千円	千円	千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	千円	千円	千円		
	補助対象経費(B)	千円	千円	千円		
	補助率(A/B)					
	前年度からの繰越金	千円	千円	千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円		
対象者数	補助人数	0 人	0 人	1 人		
成果指標		実績値			目標値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
補助人数		0	0	1	1	2
創業相談件数		18	20	19	20	20

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	創業者等の負担軽減と市内産業の発展及び振興につながることから、行政として補助を行う必要がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を助案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	△	補助対象者については、創業支援のため、創業等支援資金の融資を受けたものに限っているが、窓口等にチラシを設置し周知しており、公平性が保たれている。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	—		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	△	事業効果を検証することは難しいものの、経済活動は活発化してきており、創業の相談件数も増えていきている。また、創業者向けの類似した補助制度はあるが、対象融資が異なる。	B
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	—		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	△		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市創業等支援資金融資利子補給補助金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。市ホームページに要綱の掲載、窓口にてチラシを設置するなど、透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	—		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	—		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	近年は利用実績が少ない状況であるが、経済活動は活発化してきており、創業の相談件数も増えていきている。市内で事業を行う者を増やし、新たな地域に根差した事業の発掘など、市の商工業を発展させていくため、引き続きの補助を行う必要がある。	B
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	△		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	△		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	相談件数も増えてきており2-64創業資金融資利子補給補助金と融資元が違うため、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				小規模事業経営支援事業費補助金				種別		補助金		担当課		商工農政課	
交付先種別				団体		交付対象数		1		団体名等		岩倉市商工会			
予算科目				款	6	項	1	目	2	事業名		商工振興費			
目的		趣旨		小規模事業者の経営又は技術の改善発展のために行う事業等に必要な経費の一部を補助し、市内の小規模事業者の振興及び安定に寄与する。											
		対象		商工会											
活用内容申請方法				商工会が当該年度愛知県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱に従い、県から交付を受けた補助金額の20%以内を補助する。当該年度の6月30日までに交付申請書に①事業計画書、②収支予算書を添えて提出する。											
開始年度				H1		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等		岩倉市小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱			
改正履歴	改正年度	H13		改正内容	名称変更										
		R3			押印廃止に伴う修正										
		R5			字句・文言の修正、補助対象経費と補助対象外経費の区分追加。										
積算根拠 (補助率・額)				県から交付を受けた補助金額の20%以内						上限額等		予算の範囲内			
										補助対象経費		人件費、事務費			

補助実績			実績					
			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)		6132 千円		5921 千円		6000 千円	
	特定財源(国・県費等)		千円		千円		千円	
	一般財源		6132 千円		5921 千円		6000 千円	
交付先団体実績	収入総額		44185 千円		41727 千円		44191 千円	
	うち自主財源		5775 千円		4639 千円		4502 千円	
	支出総額		44185 千円		41727 千円		44191 千円	
	補助対象経費(B)		32278 千円		31167 千円		33689 千円	
	補助率(A/B)		19%		19%		18%	
	前年度からの繰越金		千円		千円		千円	
	当該年度積立金		千円		千円		千円	
対象者数	助成人数		1 人		1 人		1 人	
成果指標			実績値			目標値		
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度	
市内事業所数			－	1,602事業者	－	1,675事業所	1,700事業所	
市内従業者数			－	15,703人	－	17,200人	18,000人	

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	小規模事業者の経営又は技術の改善・発展などの商工振興は、市民生活の利便性を支え、にぎわいある都市としていくために必要不可欠であり、小規模事業者の支援を行う商工会へ行政として人件費等の補助をする必要がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	△		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	△	補助対象者としては、商工会に限定されているものの、継続して商工振興を進めていくためには、補助する必要がある。	B
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	△	事業効果を検証することは難しいが、専門的な知識を持った職員が事業者の相談や支援を行っており、行政が直接実施するよりも効果はある。同一団体への補助制度はあるが、補助対象となる事業は異なる。	B
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	△		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。商工会の自主事業に対し事業費の補助し、市のホームページへ要綱を記載している。また、事業の実施についても、実績報告を基に確認を行っているため、透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	商工業の振興を図り、地域経済を発展させていくためには、今後も事業者の支援を充実させる必要がある。引き続き、商工会の事業者支援事業も必要である。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	△		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	長年補助しているが、過去の経緯や積算根拠が不明確である。補助金の内容の精査を行うなど、改善の必要がある。	改善	改善

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称					商工業振興事業補助金			種別	補助金	担当課	商工農政課
交付先種別		団体		交付対象数		1		団体名等	岩倉市商工会		
予算科目		款	6	項	1	目	2	事業名	商工振興費		
目的	趣旨	商工会が行う、商工業の振興に寄与する事業等に必要な経費の一部を補助し、市内の秩序ある経済発展に寄与する。									
	対象	商工会									
活用内容 申請方法		事業実施に必要な経費の50％以内を補助する。当該年度6月30日までに申請書に①事業計画書、②収支予算書を添えて提出する。									
開始年度		H1		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	岩倉市商工業振興事業補助金交付要綱		
改正 履歴	改正 年度	R3		押印廃止に伴う修正							
		R6		字句・文言の修正、補助対象経費と補助対象外経費の区分追加。							
		－		－							
積算根拠 (補助率・額)		事業実施に必要な経費の50％以内							上限額等	予算の範囲内	
									補助対象経費	商工会が実施する一般事業及びその管理費	

補助実績			実績					
			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)		8272 千円		8540 千円		8582 千円	
	特定財源(国・県費等)		千円		千円		千円	
	一般財源		8272 千円		8540 千円		8582 千円	
交付先団体実績	収入総額		28517 千円		29111 千円		31107 千円	
	うち自主財源		20245 千円		20571 千円		22525 千円	
	支出総額		28517 千円		29111 千円		31107 千円	
	補助対象経費(B)		17415 千円		17980 千円		18068 千円	
	補助率(A/B)		47%		47%		47%	
	前年度からの繰越金		千円		千円		千円	
	当該年度積立金		千円		千円		千円	
対象者数	助成人数		人		人		人	
成果指標			実績値			目標値		
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度	
市内事業所数			－	1,602事業者	－	1,675事業所	1,700事業所	
市内従業者数			－	15,703人	－	17,200人	18,000人	

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	小規模事業者の経営又は技術の改善・発展などの商工振興は、市民生活の利便性を支え、にぎわいある都市としていくために必要不可欠であり、小規模事業者の支援を行う商工会へ行政として事業費の補助する必要がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	△		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	△	補助対象者としては、商工会に限定されているものの、継続して商工振興を進めていくためには、補助する必要がある。	B
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	△	事業効果を検証することは難しいが、専門的な知識を持った職員が事業者の相談や支援を行っており、行政が直接実施するよりも効果はある。同一団体への補助制度はあるが、補助対象となる事業は異なる。	B
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	△		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市商工業振興事業補助金交付要綱を制定し、申請様式も整備しており、市のホームページへ要綱を掲載している。また、事業の実施についても、実績報告を基に関連資料で確認を行っているため、透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	商工業の振興を図り、地域経済を発展させていくためには、今後も事業者の支援を充実させる必要がある。引き続き、商工会の事業者支援事業も必要である。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	△		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	長年補助しているが、過去の経緯や積算根拠が不明確である。補助金の内容の精査を行うなど、改善の必要がある。	改善	改善

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称			ビジネスサポートセンター運営事業費補助金					種別	補助金	担当課	商工農政課
交付先種別			団体		交付対象数		1		団体名等	岩倉市ビジネスサポートセンター	
予算科目			款	6	項	1	目	2	事業名	商工振興費	
目的	趣旨		市内の中小企業・小規模事業者の売上アップ、持続的な経営及び経営改新並びに起業を促進し、もって地域産業の活性化及び発展を図る。								
	対象		岩倉市商工会								
活用内容 申請方法			岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業に係る経費のうち、人件費、研修費、事業費その他市長が認めたものを補助する。当該年度6月30日までに申請書に①補助事業計画書、②収支予算書を添えて提出する。								
開始年度			H29		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業費補助金	
改正履歴	改正年度	H29		改正内容	事業費も補助対象経費に追加						
		R4			事業費の対象となる事業を追加						
		R5			事業費の対象となる事業を追加						
		R6			事業費の対象事業について、対象経費を追加						
積算根拠 (補助率・額)			補助対象経費の額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)						上限額等	予算の範囲内	
									補助対象経費	岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業に係る経費のうち、人件費、研修費、事業費その他市長が認めたもの	

補助実績		実績						
		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)		4,000	千円	2,907	千円	3,867	千円
	特定財源(国・県費等)		0	千円	0	千円	0	千円
	一般財源		4,000	千円	2,907	千円	3,867	千円
交付先団体実績	収入総額		4000	千円	2907	千円	3867	千円
	うち自主財源		0	千円	0	千円	0	千円
	支出総額		0	千円	2907	千円	3867	千円
	補助対象経費(B)		4000	千円	2907	千円	3867	千円
	補助率(A/B)		100/100		100/100		100/100	
	前年度からの繰越金		0	千円	0	千円	0	千円
	当該年度積立金		0	千円	0	千円	0	千円
	対象者数	助成団体	1	団体	1	団体	1	団体
成果指標		実績値				目標値		
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度		
ビジネスサポートセンター利用件数		418	287	275	300	330		

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	市内事業所の経営の改善・革新や、創業者に対する支援を行う個別相談機関となり、商工振興に寄与していることから、事業費を補助する必要がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	△		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を助案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	△	補助対象者としては、商工会に限定されているものの、会員に限らず市内の事業者や創業しようとする人を対象として、事業者の抱える様々な問題解決のため、伴走型支援を行っている。相談件数は高止まりしており、継続して支援をする必要がある。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	行政では、専門知識や経験がないため、相談業務や伴走支援はできないことから、専門知識や経験のある商工会することで、市内の商工業振興に繋がる。また、同一団体への補助制度はあるが、補助対象となる事業は異なる。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	△		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市ビジネスサポートセンター運営事業費補助金を制定し、申請様式も整備しており、市のホームページへ要綱を掲載している。要綱に基づき補助金の手続きを行っており、実績報告で事業の実施状況等の確認を行っている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	ビジネスサポートセンターの利用者も多いことから、補助を継続する必要がある。また、補助対象事業については、毎年見直しを行い、市内事業者のニーズに応えられるようにしている。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	商工会の活動を支援する上で必要な補助となっており、商工会の取組を注視しつつ継続する。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				就業者移住支援金				種別	交付金	担当課	商工農政課
交付先種別		個人		交付対象数		約3,700万人		団体名等		個人	
予算科目		款	6	項	1	目	2	事業名		商工振興費	
目的	趣旨		市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資する								
	対象		以下の事項全てに該当する人。 A岩倉市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住または東京圏のうちの条件不利地域に在住し、東京23区への通勤をしていたこと。 B岩倉市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。 C東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間を前記A及びBに規定する本事業の移住元としての対象期間とすることができる。 D岩倉市に移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。 他、就職先等の条件あり。								
活用内容申請方法			東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から岩倉市に移住して就業、起業等をしようとする者が移住支援金の要件を満たす場合は、単身の場合60万円、2人以上の世帯の場合100万円支給する。 転入後3か月から1年以内に支給申請書に①本人確認書類②要件を満たすことを証する書類を添え必要書類を提出する。								
開始年度		R1	終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等		・愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業実施要領 ・岩倉市就業者移住支援事業における移住支援金支給要綱		
改正履歴	改正年度	R4	改正内容		18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合に、18歳未満の者1人につき30万円を加算する変更						
		R5			18歳未満の世帯員への加算額を1人につき30万円から100万円へ変更						
		R6			移住元としての対象期間に含めることができる東京23区内の大学等への通学期間を「修業年限(高等専門学校は2年)を上限」と規定を追加						
積算根拠(補助率・額)		・単身の場合 60万円 ・2人以上の世帯の場合 100万円 (なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算)							上限額等	申請は1回のみ	
									補助対象経費	-	

補助実績			実績		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
市実績	補助金等交付額(A)		0 千円	100 千円	0 千円
	特定財源(国・県費等)		0 千円	75 千円	0 千円
	一般財源		0 千円	25 千円	0 千円
交付先団体実績	収入総額		- 千円	- 千円	- 千円
	うち自主財源		- 千円	- 千円	- 千円
	支出総額		- 千円	- 千円	- 千円
	補助対象経費(B)		- 千円	- 千円	- 千円
	補助率(A/B)		-	-	-
	前年度からの繰越金		- 千円	- 千円	- 千円
	当該年度積立金		- 千円	- 千円	- 千円
	対象者数	助成人数	0 人	1 人	0 人
成果指標			実績値		
			R4年度	R5年度	R6年度
R7年度			目標値		
R12年度					
支給人数			0人	1人	0人

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	東京一極集中の是正、地方の担い手不足に対処するため、東京23区からの移住者に「移住支援金」を支給することにより、経済的な負担の軽減を図ることで、本市へのUIJターンを促進に繋がることから、行政として支援を行う必要がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	△		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	△	支給対象者については、東京圏から転入者に限られているが、市HPや窓口等にチラシを設置し周知しており、公平性が保たれている。	B
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	-		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	△	事業効果を検証することは難しいものの、。中小企業等においての人材確保は喫緊の課題である。 また、類似した補助制度はない。	B
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	-		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市就業者移住支援事業における移住支援金支給要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HPで公開しているなど、透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	-		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	-		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	実績は少ないものの、東京一極集中の是正、地方の担い手不足に対処するためにも、地方への移住を考えている人の行動支援に寄与する本事業は必要である。 また、県と共同して県内の半数以上の自治体が実施していることから、事業の継続は妥当である。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	△		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	愛知県が申請して国の補助を受け、県内 52 市町村が同様に補助している事業であり、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称			中小企業退職金共済制度加入促進補助金						種別	補助金	担当課	商工農政課
交付先種別			個人		交付対象数		—		団体名等			
予算科目			款	6	項	1	目	3	事業名		労務対策費	
目的	趣旨		中小企業退職金共済制度への加入を促進し、市内の中小企業者の育成及び労働者福祉の増進を図る。									
	対象		中小企業退職金共済制度または特定退職金共済制度に新規に加入された事業主で、以下のいずれにも該当する者 ・市内の区域内に事務所または事業所を有する者 ・新規に共済契約者になった者で、契約締結した月から12か月分の掛け金を納付し、かつ契約を締結して12か月を経過した者 ・市税の滞納がない者									
活用内容 申請方法			12か月分の掛け金の納付が完了した月の属する年度の2月末日までに、交付申請書に①個人別・月別共済掛金支払内訳書、②共済契約を証明する書類(退職金共済手帳等の写し)を添え必要書類を提出する。									
開始年度			S63		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等		岩倉市中小企業退職金共済制度加入促進補助金交付要綱	
改正履歴	改正年度				改正内容						—	
									—			
									—			
積算根拠 (補助率・額)			共済契約者が退職金共済契約を締結した月から納付した被共済者にかかる12か月分の掛け金の合計額又は退職金共済契約締結当初の被共済者にかかる掛け金月額額の12か月分の合計額のいずれか低い額とし、補助対象額に100分の10を乗じて得た額							上限額等	新規に共済契約者になった時のみ	
										補助対象経費	中小企業退職金共済制度の掛金	

補助実績		実績				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)	94.5 千円	75 千円	43.5 千円		
	特定財源(国・県費等)	千円	千円	千円		
	一般財源	94.5 千円	75 千円	43.5 千円		
交付先団体実績	収入総額	千円	千円	千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	千円	千円	千円		
	補助対象経費(B)	千円	千円	千円		
	補助率(A/B)					
	前年度からの繰越金	千円	千円	千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円		
対象者数	助成数	1 者	2 者	2 者		
成果指標		実績値			目標値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
補助金利用件数		1	2	2	3	3

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	中小企業では独自に退職金制度を運用していくことは困難であり、退職金制度の確立を支援することで、従業員福祉の増進と雇用の安定に繋がっていることから行政として補助していく必要がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	△		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	中小企業退職金共済制度に新規加入した中小企業者としている。 独立行政法人勤労者退職金共済機構から加入状況を確認しており、公平に決められている。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	—		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	△	事業効果を検証することは難しいものの、毎年、新たに中小企業退職金共済制度に加入されており、従業員の福祉増進や雇用の安定に繋がっている。 また、類似した補助制度はない。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	—		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市中小企業退職金共済制度加入促進補助金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。市ホームページや広報紙への掲載するなど、透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	—		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	—		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	従業員の福祉増進や雇用の安定に取り組もうとする中小事業者への支援であり、毎年新規契約する事業者があることから継続する必要がある、近隣市の状況からも補助内容等は妥当と考える。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	導入された経緯が不明だが、県内で実施している自治体は少数であり、共済制度への加入促進への効果も不明なため、廃止とする。	廃止	廃止

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				愛知県労働者福祉協議会尾張西支部助成金				種別	補助金	担当課	商工農政課
交付先種別		団体		交付対象数		1		団体名等	愛知県労働者福祉協議会尾張西支部		
予算科目		款	6	項	1	目	3	事業名	労務対策費		
目的	趣旨	補助金を交付することにより、その活動を育成し、もって労働者の生活向上、福祉充実及び地域社会の健全な発展を図る。									
	対象	愛知県労働者福祉協議会尾張西支部									
活用内容 申請方法		毎年6月30日までに補助金交付申請書に①事業計画書、②収支予算書、③規約及び役員名簿を添え必要書類を提出する。									
開始年度		H25		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	愛知県労働者福祉協議会尾張西支部補助金交付要綱		
改正 履歴	改正 年度			改正 内容							
		—									
		—									
積算根拠 (補助率・額)		75,000円							上限額等	15万円	
									補助対象経費	労福協が行う労働者福祉活動を更に強化発展させる事業	

補助実績		実績				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)	75 千円	75 千円	75 千円		
	特定財源(国・県費等)	千円	千円	千円		
	一般財源	75 千円	75 千円	75 千円		
交付先団体実績	収入総額	千円	千円	千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	千円	千円	千円		
	補助対象経費(B)	千円	千円	千円		
	補助率(A/B)					
	前年度からの繰越金	千円	千円	千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円		
対象者数	助成団体数	1 団体	1 団体	1 団体		
成果指標		実績値			目標値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
支部会員(市内)		2	2	2	2	2
セミナー参加者		58	70	67	60	60

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	支部会員である労働組合員が事業の対象となる面もあるが、一般参加が可能な退職準備セミナーや定年退職後の生きがいつくりを応援する友の会活動なども行っている。	B
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	△		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	△		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	△	補助対象者としては、愛知県労働者福祉協議会に限定されているものの、市内企業の労働組合が支部会員となっており、市内企業労働者の生活向上、福祉充実などに寄与している。	B
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	協議会の中で、金融サービスや共済制度など専門的で多岐にわたる事業も行っており、組合員の福利厚生に繋がっている。また、当該団体への重複補助はない。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	愛知県労働者福祉協議会尾張西支部補助金交付要綱制定し、申請様式も整備しており、市のホームページへ要綱を掲載している。毎年実績報告を受けており、その中で補助金を超える繰越金等はないことを確認している。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	負担金は均一ではなく自治体ごとに分けられており、また、各事業の実績も安定しており、継続する必要があると考える。	B
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	△		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	加入経緯や助成額の根拠、本市の企業の加入状況などが不明であるため、精査のうえ、改善が必要である。	改善	改善

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				友好交流宿泊助成金		種別	補助金	担当課	商工農政課
交付先種別		個人		交付対象数		約45,000人		団体名等	個人
予算科目		款	6	項	1	目	4	事業名	友好交流事業
目的	趣旨	市民が友好交流都市である福井県大野市の歴史及び文化並びに豊かな自然と触れ合い、健康の増進及び余暇活動の充実を図る。							
	対象	岩倉市に住所を有する小学生以上の者							
活用内容 申請方法		福井県大野市内の宿泊施設に宿泊した場合、1人につき3,000円等(諸条件あり)を助成する。 対象施設に宿泊した日から6月以内に、交付申請書兼請求書に①宿泊証明書、②領収書の写しを添えて提出する。							
開始年度		H19		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	岩倉市友好交流宿泊助成事業実施要綱
改正履歴	改正 年度	R4		改正 内容	事前申請・助成券交付方式から事後申請・口座振込方式に変更				
		R6			大野市観光協会が解散したことに伴い、対象施設の見直し				
					-				
積算根拠 (補助率・額)		和泉前坂家族旅行村ログケビン 2,000円/棟 九頭竜温泉ホテルフレアール和泉コテージ 食事付き3,000円/人、食事なし3,000円/棟 上記以外の施設 1人当たりの宿泊料を定めた施設3,000円/人 1人当たり又は1部屋当たりの宿泊料を定めた施設3,000円/1棟(部屋)					上限額等	1人1回/年度	
							補助対象経費	宿泊料金	

補助実績			実績				
			令和4年度		令和5年度	令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)		51 千円	161 千円	180 千円		
	特定財源(国・県費等)		0 千円	0 千円	0 千円		
	一般財源		51 千円	161 千円	180 千円		
交付先団体実績	収入総額		千円	千円	千円		
	うち自主財源		千円	千円	千円		
	支出総額		千円	千円	千円		
	補助対象経費(B)		千円	千円	千円		
	補助率(A/B)						
	前年度からの繰越金		千円	千円	千円		
	当該年度積立金		千円	千円	千円		
対象者数	助成人数	17 人	54 人	60 人			
成果指標			実績値			目標値	
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
助成人数			17人	54人	60人	90人	100人

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	友好交流都市である大野市を身近に感じてもらい、交流を深める素地を形成する観点で、行政として助成を行う必要がある。 なお、市民協働の観点では、必ずしも行政が補助をすべきものとは言いえない。	B
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を助成し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	△		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	市の公式HPへの掲載のほか、友好交流バス参加者募集の周知も広報紙やSNSで行い、公平性が保たれている。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	-		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	△	コロナ禍の影響もあり減少していた助成人数は、5類感染症移行後は増加傾向となっている。 また、類似した補助制度はない。	B
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	-		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	友好交流宿泊助成事業実施要綱を制定し、申請用紙も整備している。 また、市の公式HPやSNSで周知をし、透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	-		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	-		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	各施設の宿泊費の差が大きいものの、1泊3,000円台の施設もあるため、自主的な行動支援に寄与し、助成額も妥当であると考えている。 継続的な交流のためには、ある程度長期にわたって助成する必要がある。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	友好交流という意味合いはあまり強くなく、単なる宿泊助成となっている。利用される方も限られており、現時点では継続とするが、将来的には廃止を含めた検討をしてほしい。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称							工場等新設・増設奨励金		種別	交付金	担当課	商工農政課
交付先種別		団体		交付対象数		－		団体名等		企業		
予算科目		款	6	項	1	目	6	事業名		企業立地推進事業		
目的	趣旨	市内における工場等の新設又は増設に対して奨励金を交付することにより、企業の立地を促進、又は市外への企業の流出防止を図る。										
	対象	市内で土地・建物などを新たに取得し、工場等を新設又は増設する企業										
活用内容 申請方法		要件を満たした工場等を新設・増設した事業者に対して、それに係る固定資産税・都市計画税相当額を3年間交付する。 奨励金の交付を受ける年度の5月末までに、工場等新設又は増設奨励金交付申請書を提出する。										
開始年度		H28		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等		岩倉市企業立地の促進等に関する条例 岩倉市企業立地の促進等に関する条例施行規則		
改正 履歴	改正 年度			改正 内容		－						
			－									
			－									
積算根拠 (補助率・額)		工場等の新設…工場等の新設に係る目的で取得した土地、工場等の新設に係る家屋及び償却資産の固定資産税及び都市計画税に相当する額 工場等の増設…工場等の増設に係る目的で取得した土地、工場等の増設に係る家屋の固定資産税及び都市計画税に相当する額 課税初年度から課税初年度の翌々年度までにおける各年度の額を当該年度の翌年度に交付							上限額等	なし		
									補助対象経費	工場等の新設…工場等の新設に係る目的で取得した土地、工場等の新設に係る家屋及び償却資産の固定資産税及び都市計画税に相当する額 工場等の増設…工場等の増設に係る目的で取得した土地、工場等の増設に係る家屋の固定資産税及び都市計画税に相当する額		

補助実績		実績					
		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)	3116	千円	15535	千円	11226	千円
	特定財源(国・県費等)		千円		千円		千円
	一般財源	3116	千円	15535	千円	11226	千円
交付先 団体実績	収入総額		千円		千円		千円
	うち自主財源		千円		千円		千円
	支出総額		千円		千円		千円
	補助対象経費(B)		千円		千円		千円
	補助率(A/B)						
	前年度からの繰越金		千円		千円		千円
	当該年度積立金		千円		千円		千円
対象者数	助成人数	1	社	3	社	2	社
成果指標		実績値			目標値		
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度	
企業立地奨励措置認定企業数(累計)		6	7	8	3	6	

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	企業の立地を促進、又は市外への企業の流出防止を図るため、行政として奨励金を交付する必要がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	△		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を助案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りが無い	○	市の公式HP、広報へ掲載し、また、産業立地セミナー(年2回)に出席し、参加企業へチラシを配布しており、公平性が保たれている。 奨励金の交付期間は、3年間で恒常的ではない。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	－		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	事業効果を検証することは難しいものの、川井野寄地区工業用地へ企業が進出したこともあり、実績値は目標値を超えている。なお、継続して固定資産税として税収が増えることから有効な制度であると考えられる。 また、類似した補助制度はない。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	－		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市企業立地の促進等に関する条例、岩倉市企業立地の促進等に関する条例施行規則を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HP、広報紙への掲載し透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	－		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	－		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	県内では、多くの自治体が奨励金を交付しており、企業の立地を促進、又は市外への企業の流出防止を図る観点から継続は必要である。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	奨励金があっても企業の立地は望めるのではないかと意見もあるものの、県内でもほとんどの市町村で類似の制度があるため、継続の必要がある。ただし、効果も検証しつつ、業種に応じて奨励金の額に差をつけるなどの見直しも検討すべきである。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称		雇用促進奨励金				種別	交付金	担当課	商工農政課
交付先種別		団体		交付対象数		団体名等		企業	
予算科目		款	6	項	1	目	6	事業名	
目的	趣旨	市内における工場等の新設又は増設に伴う雇用の拡大に対して奨励金を交付することにより、企業の立地を促進、又は市外への企業の流出防止を図る。							
	対象	工場等新設・増設奨励金に係る奨励措置の認定を受けた事業者で要件を満たした従業者を雇用した場合							
活用内容 申請方法		1人あたり20万円を交付する。 採業開始の日の属する年度からその翌々年度までの間に雇用促進奨励金交付申請書を提出する。							
開始年度		H29	終了・見直し 予定年度	なし	根拠法令等	岩倉市企業立地の促進等に関する条例 岩倉市企業立地の促進等に関する条例施行規則			
改正履歴	改正年度		改正内容	－					
		－							
		－							
積算根拠 (補助率・額)		工場等新設・増設奨励金に係る奨励措置の認定を受けた事業者で要件を満たした従業者を雇用した場合、1人あたり20万円				上限額等	200万円		
						補助対象経費	新規雇用従業者の採用経費又は人件費		

補助実績		実績				
		令和4年度		令和5年度	令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)		0千円	0千円	0千円	
	特定財源(国・県費等)		千円	千円	千円	
	一般財源		0千円	0千円	0千円	
交付先団体実績	収入総額		千円	千円	千円	
	うち自主財源		千円	千円	千円	
	支出総額		千円	千円	千円	
	補助対象経費(B)		千円	千円	千円	
	補助率(A/B)					
	前年度からの繰越金		千円	千円	千円	
	当該年度積立金		千円	千円	千円	
	対象者数	助成人数	0人	0人	0人	
成果指標		実績値			目標値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
企業立地奨励措置認定企業数(累計)		6	7	8	3	6

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	企業の立地を促進、又は市外への企業の流出防止を図るため、行政として奨励金を交付する必要がある。 企業が進出することにもない、雇用の拡大が見込める。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	△		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	市の公式HP、広報へ掲載し、また、産業立地セミナー(年2回)に出席し、参加企業へチラシを配布しており、公平性が保たれている。 奨励金の交付期間は、限定されており、恒常的ではない。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	－		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	△	雇用促進奨励金を交付した実績がないため、効果が発揮できているかは不明であるが、市内の雇用創出の一助になる制度ではある。 また、類似した補助制度はない。	B
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	－		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市企業立地の促進等に関する条例、岩倉市企業立地の促進等に関する条例施行規則を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HP、広報紙への掲載し透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	－		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	－		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	県内では、多くの自治体が奨励金を交付しており、企業の立地を促進、又は市外への企業の流出防止を図る観点から継続は必要である。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	△		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	△		

一次評価	二次評価		最終評価
改善	正規社員の雇用を対象としており、実績はないが、企業立地の促進との関連性も高く意義はあるため、継続とする。		継続
	継続		

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称			住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金					種別	交付金	担当課	都市整備課
交付先種別			個人		交付対象数		約13,000人	団体名等	個人		
予算科目			款	7	項	1	目	1	事業名	耐震対策費	
目的	趣旨		東海、東南海地震の発生が叫ばれる中、安全・安心なまちづくりの施策として、岩倉市耐震改修促進計画に則り、建物の耐震診断・改修を行う者に対して補助金を交付する。								
	対象		岩倉市内に住宅等を所有する者								
活用内容 申請方法			耐震診断：建築工事の着工が昭和56年5月31日以前で、木造2階建て以下の住宅の所有者が申込票を提出する。耐震改修等：市が実施する耐震診断を受け、所定の判定値未満であった場合に申請書に課税台帳登録事項証明書等を添えて提出する。								
開始年度			H15	終了・見直し 予定年度		－	根拠法令等	岩倉市民間木造住宅耐震改修費等補助事業補助金交付要綱、岩倉市民間非木造住宅耐震診断費等補助金交付要綱			
改正 履歴	改正 年度	R6	改正 内容	耐震化促進事業補助金の上乗せを廃止し、民間木造住宅耐震改修費等補助事業補助金にまとめた。							
		－									
		－									
積算根拠 (補助率・額)			①木造住宅耐震改修工事(8割、最大110万円) ②段階的耐震改修工事一段目(8割、最大60万円) ③段階的耐震改修工事一段目(8割、最大50万円) ④耐震シェルター整備工事(10割、最大40万円) ⑤解体工事(23%、最大60万円)					上限額等	敷地ごとに1回限り		
								補助対象経費	耐震改修費用等		

補助実績		実績			
		令和4年度		令和5年度	
市 実 績	補助金等交付額(A)	4656	千円	5532	千円
	特定財源(国・県費等)	3477	千円	4146	千円
	一般財源	1179	千円	1386	千円
交 付 先 団 体 実 績	収入総額	-	千円	-	千円
	うち自主財源	-	千円	-	千円
	支出総額	-	千円	-	千円
	補助対象経費(B)	-	千円	-	千円
	補助率(A/B)	-		-	
	前年度からの繰越金	-	千円	-	千円
対象者数	助成人数	56	人	47	人
成果指標		実績値			目標値
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
住宅の耐震化率		91.0%	91.4%	未計算	95.0%

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	昭和56年5月以前に着工された住宅等は、旧耐震基準であるため、昭和56年6月以降に施工された新耐震基準による住宅等と比べると地震に対して強度が低い。耐震化を上げるためには旧耐震基準の住宅等に対して、助成を行う必要がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	△		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りが無い	○	市の公式HP、広報紙への掲載のほか、岩倉市耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、旧耐震基準の住宅に対して、約100戸の戸別訪問を実施している。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	－		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	成果指標のとおり、耐震化率は年々上昇している。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	－		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市民間木造住宅耐震改修費等補助事業補助金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HP、広報紙への掲載するなど透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	－		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	－		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	解体・改修等費の全額は賄えないが、補助金額は40～110万円と高額のため、自主的な行動支援に寄与し、妥当であると考えている。耐震化率向上の促進を図るためには長期にわたって助成する必要がある。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	県の補助金に合わせた補助であり、現状、市単独の上乗せはなく、これまで実績に応じて予算計上していること、特定財源もあることから、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称		私道舗装等整備事業補助金					種別	補助金	担当課	維持管理課
交付先種別		個人		交付対象数		0		団体名等	-	
予算科目		款	7	項	2	目	1	事業名	道路維持費	
目的	趣旨	生活環境の改善に寄与するため、私道の整備促進を図る。								
	対象	別添のとおり								
活用内容 申請方法		工事実施前に、私道整備工事費補助金交付申請書に① 申請者(私道利用者)選任書② 承諾書(地主)③ 誓約書④ 工事内訳書及び設計書⑤ 私道現況調査⑥ 工事施工位置図⑦ 現況写真⑧ 地積図の写しを添えて提出する。								
開始年度		S58		終了・見直し 予定年度		R7		根拠法令等	岩倉市私道整備補助金交付要綱	
改正履歴	改正年度	R3		改正内容	様式中の押印廃止					
		-								
		-								
積算根拠 (補助率・額)		工事費の5分の3の額						上限額等	なし	
								補助対象経費	工事費	

補助実績		実績				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)	0 千円	0 千円	0 千円		
	特定財源(国・県費等)	0 千円	0 千円	0 千円		
	一般財源	0 千円	0 千円	0 千円		
交付先団体実績	収入総額	0 千円	0 千円	0 千円		
	うち自主財源	0 千円	0 千円	0 千円		
	支出総額	0 千円	0 千円	0 千円		
	補助対象経費(B)	0 千円	0 千円	0 千円		
	補助率(A/B)					
	前年度からの繰越金	0 千円	0 千円	0 千円		
	当該年度積立金	0 千円	0 千円	0 千円		
対象者数	助成人数	0 人	0 人	0 人		
成果指標		実績値			目標値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
私道舗装等整備事業実施実績		0	0	0		

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	△	利用者の限られている私道が対象のため、真に公益性があるとは言えない。	C
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	△	市の公式HPに要綱も公開しており公平性は保たれているが、市内に対象となる私道自体が少ない。	C
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	-		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	△	補助対象も実績も多くはないため、効果が計りにくい。	C
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	-		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	△	要綱が市のホームページにて公開されており、透明性は確保されている。	C
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	-		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	-		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	△	補助率や上限額の設定等、他市町の状況や本市の交付実績から検討する必要がある。	C
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	×		

一次評価	二次評価		最終評価
廃止	近年実績はなく、県内で実施している市町村はないため、廃止とする。	廃止	廃止

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称		住宅かさ上等浸水対策事業補助金						種別	交付金	担当課	都市整備課
交付先種別		個人		交付対象数		約13,000人		団体名等		個人	
予算科目		款	7	項	4	目	1	事業名		事務管理費(都市計画総務費)	
目的	趣旨	浸水による家屋の被害を防止し、又は軽減するため、浸水対策を実施する者に対し、補助金を交付する。									
	対象	岩倉市内に現に居住の用に供している家屋を所有する者									
活用内容 申請方法		工事実施前に住宅嵩上等浸水対策事業補助金交付申請書に①施工位置図②計画書(見積書及び図面)③市税等の完納証明④現状写真⑤その他必要と認めるものを添えて提出する。									
開始年度		H22		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等		岩倉市住宅かさ上等浸水対策事業補助金交付要綱	
改正 履 歴	改正 年度	R5		改正 内容	文字修正("嵩上"を"かさ上"に変更)						
					-						
積算根拠 (補助率・額)		①住宅かさ上げ工事(5割、最大300万円) ②浸水防止施設設置工事(長さ1m当たり1万円、最大30万円)							上限額等	-	
									補助対象経費	住宅かさ上げ工事費等	

補助実績			実績				
			令和4年度	令和5年度	令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)		- 千円	- 千円	- 千円		
	特定財源(国・県費等)		- 千円	- 千円	- 千円		
	一般財源		- 千円	- 千円	- 千円		
交付先団体実績	収入総額		- 千円	- 千円	- 千円		
	うち自主財源		- 千円	- 千円	- 千円		
	支出総額		- 千円	- 千円	- 千円		
	補助対象経費(B)		- 千円	- 千円	- 千円		
	補助率(A/B)		-	-	-		
	前年度からの繰越金		- 千円	- 千円	- 千円		
	当該年度積立金		- 千円	- 千円	- 千円		
対象者数	助成人数	0 人	0 人	0 人			
成果指標			実績値			目標値	
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
—							

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	△	浸水対策であり一定の市の施策に適合していると考えている。	B
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を助案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	△		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	市の公式HP、広報紙への掲載を行っている。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	-		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	△	類似した補助制度はない。	B
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	-		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市住宅かさ上等浸水対策事業補助金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HP、広報紙への掲載するなど透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	-		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	-		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	近年での補助実績がなく、相談件数も少ない状況となっているため、他市町の状況を確認しながら補助内容の見直しを検討していく。	B
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	△		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	△		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
改善	調整池等のハード整備にも取り組んでおり、浸水も少なくなっている。評価としては縮小とし、実績のほとんどないかさ上げに対する補助は廃止、浸水防止施設設置に対する補助を継続とする。	縮小	縮小

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称			保護樹等助成金				種別	補助金	担当課	都市整備課
交付先種別			個人		交付対象数		約45,000人		団体名等	個人
予算科目			款	7	項	4	目	1	事業名	保護樹等指定事業
目的	趣旨		都市化の進展に伴い、市街地の緑が減少する中、残された民有地や社寺境内の貴重な大木や古木を保護樹等として指定し保存することにより、都市緑化を推進する。							
	対象		岩倉市が指定した保護樹及び保護樹林							
活用内容 申請方法			所有者等が保護樹等の治療又はせん定を行う場合は、保護樹等助成金交付申請書に関係書類を添えて提出する。 所有者等が報奨金制度を活用する場合は、申請書を提出する。							
開始年度			H9 H28		終了・見直し 予定年度		なし	根拠法令等	岩倉市環境の緑化に関する条例施行規則 岩倉市保護樹等せん定費助成金交付要綱	
改正履歴	改正年度		改正内容							
		-								
		-								
積算根拠 (補助率・額)			治療費等：経費の2分の1の額(その額が10万円を越えるときは、10万円)					上限額等		
								補助対象経費	せん定費 治療費 維持管理費	

補助実績		実績			
		令和4年度		令和5年度	
市 実 績	補助金等交付額(A)	228	千円	569	千円
	特定財源(国・県費等)	0	千円		千円
	一般財源	228	千円	569	千円
交 付 先 団 体 実 績	収入総額		千円		千円
	うち自主財源		千円		千円
	支出総額		千円		千円
	補助対象経費(B)		千円		千円
	補助率(A/B)				
	前年度からの繰越金		千円		千円
当該年度積立金			千円		千円
対象者数	助成人数	4	人	8	人
成果指標		実績値			目標値
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 R12年度
助成人数		4人	8人	5人	8人 8人
指定本数		88本	88本	95本	86本 86本

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	市街地の緑が減少する中、残された民有地や社寺境内の貴重な大木や古木を保護樹等として指定し保存することにより、都市緑化を推進する必要がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を助案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	○	市の公式HP、広報紙への掲載の実施、補助制度を周知している。 市内の小学校に保護樹マップを配布して身近な緑の大切さを伝えていく。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	－		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	助成金があることで、せん定を促し、倒木等による事故防止や適正な管理に寄与している。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	－		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市保護樹等せん定費助成金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HP、広報紙へ掲載するなど透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	－		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	－		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	せん定の助成金1本10万円は他市町と比較しても高額のため、自主的な行動支援に寄与し、妥当であると考えている。 市街地の緑が減少する中の都市緑化を促進を図るためには長期にわたって助成する必要がある。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価	最終評価
継続	緑化の推進という観点で公共性が認められるが、治療や剪定など実費が発生する維持管理経費に対する補助に限定し、報奨金を廃止することにより縮小すべきである。	縮小
		縮小

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称		空き家等解体工事費補助金				種別	補助金	担当課	都市整備課
交付先種別		個人		交付対象数		団体名等		個人	
予算科目		款	7	項	4	目	1	事業名 空き家等対策事業	
目的	趣旨	空き家の除却を促進し、土地の利活用を図るため、市内に存在する空き家の除却を行う者に対して、補助金を交付する。							
	対象	岩倉市内に空き家の住宅等を所有する者							
活用内容 申請方法		市が実施する耐震診断を受け、所定の判定値未満であった場合に申請書に課税台帳登録事項証明書等を添えて提出する。							
開始年度		H30	終了・見直し 予定年度	なし	根拠法令等	岩倉市空き家除却補助金交付要綱			
改正履歴	改正年度		改正内容						
		-							
		-							
積算根拠 (補助率・額)		23%、最大60万円				上限額等	-		
						補助対象経費	空き家解体工事費		

補助実績		実績					
		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
市実績	補助金等交付額(A)	3305	千円	2606	千円	3459	千円
	特定財源(国・県費等)	0	千円	0	千円	0	千円
	一般財源	3305	千円	2606	千円	3459	千円
交付先団体実績	収入総額	-	千円	-	千円	-	千円
	うち自主財源	-	千円	-	千円	-	千円
	支出総額	-	千円	-	千円	-	千円
	補助対象経費(B)	-	千円	-	千円	-	千円
	補助率(A/B)	-		-		-	
	前年度からの繰越金	-	千円	-	千円	-	千円
	当該年度積立金	-	千円	-	千円	-	千円
対象者数	助成人数	12	人	8	人	9	人
成果指標		実績値			目標値		
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度	
住宅の耐震化率		91.0%	91.4%	未計算	95.0%	97.0%	

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	昭和56年5月以前に着工された住宅等は、旧耐震基準であるため、昭和56年6月以降に施工された新耐震基準による住宅等と比べると地震に対して強度が低い。耐震化を上げるためには旧耐震基準の住宅等に対して、助成を行う必要がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	△		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	○	市の公式HP、広報紙への掲載のほか、空き家セミナーを実施、補助制度を周知している。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	-		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	成果指標のとおり、耐震化率は年々上昇している。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	-		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	岩倉市空き家除却補助金交付要綱を制定し、申請様式も整備している。また、市の公式HP、広報紙への掲載するなど透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	-		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	-		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	解体費の全額は賄えないが、補助金額は60万円と他市町と比較しても高額のため、自主的な行動支援に寄与し、妥当であると考えている。耐震化率向上の促進を図るためには長期にわたって助成する必要がある。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	空き家の解体により、新たな定住促進や耐震対策等につながり、必要な事業ではあるが、近隣市町に比べて補助金額が高いため、上限額の引き下げなど改善すべきである。		改善
	改善		
			改善

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				消防施設整備費補助金				種別	補助金	担当課	消防本部
交付先種別		団体		交付対象数		25区		団体名等		行政区	
予算科目		款	8	項	1	目	3	事業名		消防施設費	
目的	趣旨	区及び自主防災会(以下「区等」という。)が消防の用に供する施設の強化を促進し、社会公共の福祉を増進するために行う消防用施設整備事業に要する経費について、予算の範囲内において、当該区等に対し岩倉市消防施設整備費補助金(以下「補助金」という。)を交付するもの。									
	対象	この補助金の交付対象施設(以下「補助対象施設」という。)は、軽可搬動力消防ポンプ用ホース、消火栓用ホース、筒先及びホース収納箱とする。									
活用内容 申請方法		区長会にて配布する交付申請書へ記載し、補助対象施設の見積書及び配置図を添えて消防本部総務課へ提出する。									
開始年度		S48		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	岩倉市消防施設整備費補助金交付要綱		
改正履歴	改正年度	S51		改正内容	—						
		～									
		R5			申請者の押印を廃止						
補助率・額		補助基準額の3分の2以内							上限額	補助基準額の3分の2以内	
積算根拠		三者から見積を徴取し、その平均額を基準額に設定する。				補助対象経費		軽可搬動力消防ポンプ用ホース、消火栓用ホース、筒先、ホース収納箱(スチール製)、脚付ホース収納箱(スチール製)			

補助実績		実績			
		令和4年度		令和5年度	
市実績	補助金等交付額(A)	860.3	千円	710.7	千円
	特定財源(国・県費等)	0	千円	0	千円
	一般財源	860.3	千円	710.7	千円
交付先団体実績	収入総額	千円		千円	
	うち自主財源	千円		千円	
	支出総額	千円		千円	
	補助対象経費(B)	千円		千円	
	補助率(A/B)				
	前年度からの繰越金	千円		千円	
当該年度積立金		千円		千円	
対象者数	助成団体数	12 区		10 区	
成果指標		実績値			目標値
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
助成団体数		12区	10区	7区	無し

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	消防施設を適切に管理、維持することにより、災害時において各地区の防災会が自主・自助のもと防災活動に取り組むことができるため、行政として助成をする必要がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を助案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	区長会において補助事業の説明を毎年実施している。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	補助金を交付することで、老朽化した消防施設の更新を促進でき、市内行政区の防災力を維持、管理に繋がる。また、類似した補助制度はない。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	HP上に要綱、申請書が公表されている。補助金額以上に交付金を支給することはない。事業内容や金額の確認は負担行為決議票及び決裁時に確認している。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	各行政区が管理する多数の消防施設を使用可能な状態に維持、管理するためにも、補助金の交付は必要である。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	×		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	消防施設の整備及び維持管理に係る行政区の負担軽減の観点から、事業の公共性、公益性が認められるため、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				私立幼稚園等助成金				種別		補助金		担当課		こども家庭課					
交付先種別				団体		交付対象数		5		団体名等		市内の幼稚園及び認定こども園							
予算科目				款		9		項		1		目		3		事業名		私立幼稚園等補助事業	
目的		趣旨		市内の私立幼稚園及び認定こども園に対して、設備等事業費として体操用の器具、事務用備品の購入費、職員研修事業費として講師料等、保健事業費として園児の健康診断費等の一部を助成することにより、私立幼稚園等の設備、職員研修や保健事業の充実を図るもの。															
		対象		幼稚園 岩倉幼稚園、曾野幼稚園 認定こども園 曾野第二幼稚園子どもの庭保育園、岩倉北幼稚園、ゆうか幼稚園															
活用内容 申請方法				年度初めに各施設から交付申請があり、年度末に実績報告を求める。															
開始年度				-		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等		なし							
改正 履歴	改正 年度		-		改正 内容		-												
			-																
			-																
積算根拠 (補助率・額)				(1) 園児数割 園児1人当たり 1,200円 (2) 学級数割 1学級当たり 28,000円 (3) 均等割 1園当たり 335,000円								上限額等		なし					
												補助対象経費		設備等事業：補助金の60%以内、職員 研修等事業：20%以内、保健事業： 20%以内					

補助実績			実績			
			令和4年度		令和5年度	令和6年度
市実績	補助金等交付額(A)		3473 千円	3420 千円	3359 千円	
	特定財源(国・県費等)		0 千円	0 千円	0 千円	
	一般財源		3473 千円	3420 千円	3359 千円	
交付先団体実績	収入総額		千円	千円	千円	
	うち自主財源		千円	千円	千円	
	支出総額		千円	千円	千円	
	補助対象経費(B)		千円	千円	千円	
	補助率(A/B)					
	前年度からの繰越金		千円	千円	千円	
	当該年度積立金		千円	千円	千円	
対象者数	助成施設数	5 園	5 園	5 園		
成果指標		実績値			目標値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
幼稚園等施設数		5	5	5	5	5

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	本市では、岩倉型の幼保連携として、私立の幼稚園、認定こども園と公立の保育園が連携して質の高い幼児教育・保育ができる環境作りを進めてきた。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	○	市内の幼稚園及び認定こども園を対象としている。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	私立幼稚園及び認定こども園の安定的な運営や特色ある幼児教育の推進に寄与している。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	要綱を制定し、市の公式HPへの掲載し透明性は確保されている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	幼稚園及び認定こども園の自主的な活動を支援し、本市の幼児教育を充実させることに寄与している。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	△		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	公立の幼稚園がない本市において、これまでの経過を踏まえると助成そのものは必要であるが、他市に比べて高額となっている。これまでの経過も踏まえ、使途や単価の見直しにより助成金を引き下げるなど縮小に向け検討すべきである。	縮小	縮小

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				私立高等学校等授業料補助金				種別	補助金	担当課	学校教育課
交付先種別		個人		交付対象数		約110人		団体名等		個人	
予算科目		款	9	項	1	目	3	事業名		私立高等学校等補助事業	
目的	趣旨		公立高等学校授業料との負担の格差を是正するために、授業料の一部を補助し、私立高等学校の授業料負担の軽減を図る。								
	対象		私立高等学校及び専修学校の高等課程に在籍する生徒の保護者等(授業料負担者)で、各年10月1日現在、岩倉市内に住所を有する者。 ※ただし、次のいずれかに該当する方は対象外。 ①基準日において、特待生等で授業料の納付を全額免除されている生徒の保護者等 ②通信制の課程、専攻科または別科に在籍している生徒の保護者等								
活用内容申請方法			課税所得額(課税標準額)に100分の6を乗じた額から、市町村民税の調整控除額(政令指定都市は当該額の4分の3を乗じた額)を控除した額(以下、「算定基準額」という。))が212,700円未満の世帯22,000円以内 算定基準額が270,300円未満の世帯14,500円以内 土・日曜日、祝日は除いた各年10月1日～10月31日期间内に「申請書兼請求書」に在学証明を受け、必要事項を記入のうえ、提出する。								
開始年度		H4	終了・見直し 予定年度		なし	根拠法令等		岩倉市私立高等学校等授業料補助金交付要綱			
改正履歴	改正年度	H28	改正内容	所得基準の見直し(所得基準額の変更)							
		H30		所得基準の見直し(所得基準額の変更)							
		R2		所得基準の見直し(所得基準階層の削減)							
積算根拠 (補助率・額)		補助額 R4年度:112人(1408千円) R5年度:122人(1681千円) R6年度:109人(1326千円)						上限額等	1人1回/年度		
								補助対象経費		授業料	

補助実績		実績						
		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)		1,408 千円		1,681 千円		1,326 千円	
	特定財源(国・県費等)		0 千円		0 千円		0 千円	
	一般財源		1,408 千円		1,681 千円		1,326 千円	
交付先団体実績	収入総額		－ 千円		－ 千円		－ 千円	
	うち自主財源		－ 千円		－ 千円		－ 千円	
	支出総額		－ 千円		－ 千円		－ 千円	
	補助対象経費(B)		－ 千円		－ 千円		－ 千円	
	補助率(A/B)		－		－		－	
	前年度からの繰越金		－ 千円		－ 千円		－ 千円	
	当該年度積立金		－ 千円		－ 千円		－ 千円	
	対象者数	助成人数	112 人		122 人		105 人	
成果指標		実績値			目標値			
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度		
助成人数		112	122	105	109	109		

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	公私立学校間の授業料負担の格差を是正するため、国や県の補助制度が拡充されてきている。 また、支援団体等からの要請も盛んに行われており、市民ニーズも高い状況にある。補助内容も公益性が高く、国や県の補助制度に合わせて継続して実施していく必要がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	○	要綱に基づいて、申請時には高等学校から授業料負担額の証明を必須としているため、負担額に応じて公平に決定している。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	－		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	保護者への負担軽減となっている。国や県の補助制度はあるが、補助されていない授業料負担額について市が補助しているため、重複補助となっていない。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	－		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	要綱を制定し、申請様式等を定めている。また、要綱、様式ともにホームページに掲載し、市広報紙でも制度の周知をしている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	－		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	－		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	実績や県内他市町の状況を踏まえ事業の継続は必要と考える。しかし、国や県の補助制度の拡充によっては、他市町の状況を注視しながら見直しを図っていく必要がある。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	○		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	私学助成については毎年、請願や陳情が提出されており、岩倉市議会からも、国や県の私学助成の拡充に関する意見書が提出されている。国の高校無償化の方向性や他市町の動向に注視しつつ、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称		文化協会育成補助金					種別	補助金	担当課	生涯学習課
交付先種別		団体		交付対象数		637人(R6)	団体名等	岩倉市文化協会		
予算科目		款	9	項	4	目	1	事業名	事務管理費(生涯学習総務費)	
目的	趣旨	社会教育関係団体が会員相互の教養文化を深めるとともに、住民福祉の増進に寄与するため、各種事業を行う社会教育関係団体に補助金を交付するもの。								
	対象	岩倉市文化協会に加盟している団体の活動事業								
活用内容 申請方法		事業前に市長に対して申請がされ、社会教育法に基づき社会教育委員の会議において意見を聴き、その後、交付決定を経て概算払いされる。事業完了後、報告書が提出される。								
開始年度		昭和58年	終了・見直し 予定年度		なし	根拠法令等	社会教育関係団体育成補助金交付要綱			
改正 履歴	改正 年度	H18年	改正 内容	5%減						
積算根拠 (補助率・額)		補助対象事業費の全部又は一部を予算の範囲内において交付する。現状は補助団体ごとに定額。					上限額等	760,000円		
							補助対象経費	報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷費、食糧費、光熱水費、燃料費)、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料、その他必要な経費		

補助実績		実績			
		令和4年度		令和5年度	
市実績	補助金等交付額(A)	760	千円	760	千円
	特定財源(国・県費等)		千円		千円
	一般財源	760	千円	760	千円
交付先団体実績	収入総額	2,976	千円	2,179	千円
	うち自主財源	2,216	千円	1,419	千円
	支出総額	2,976	千円	2,179	千円
	補助対象経費(B)	2,970	千円	1,342	千円
	補助率(A/B)	0.255892256		0.566318927	
	前年度からの繰越金	682	千円	737	千円
	当該年度積立金	100	千円	100	千円
対象者数		助成人数	643	人	637
成果指標		実績値			目標値
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
岩倉市文化協会所属団体の成果発表の機会の回数		13回	10回	10回	9回

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	総合計画及び教育振興基本計画において、岩倉市文化協会が、今後も市民の手による文化・芸術活動推進の担い手となるよう、組織の自立と拡大のための支援に努める、とあり、行政としての支援のひとつとして助成を行うことが必要である。	B
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	×		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	△		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を助案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	×	補助対象者については、慣例により限定されている。申請提出後、社会教育法により、社会教育委員の会議で委員の意見を聞いたうえで、決定される。	C
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	△		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	△		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	加盟団体が、定期活動、練習の成果や作品の発表の場を確保し、団体運営を円滑にするため、補助金から得られる資金が必要である。	B
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	△		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	△		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	補助対象者については、慣例により限定されているため、補助概要等について公表をしていない。	B
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	×		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	当該補助金によって、練習成果や作品の発表の場を確保することができている。	B
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	△		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	△		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	×		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	補助対象が限定的ではあるが、文化協会は、本市の文化・芸術活動推進のために欠かせないものとなっているため、支援は必要であり、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				市民吹奏楽団育成補助金				種別	補助金	担当課	生涯学習課
交付先種別		団体		交付対象数		70人(R6)		団体名等	岩倉市民吹奏楽団		
予算科目		款	9	項	4	目	1	事業名	事務管理費(生涯学習総務費)		
目的	趣旨	社会教育関係団体が会員相互の教養文化を深めるとともに、住民福祉の増進に寄与するため、各種事業を行う社会教育関係団体に補助金を交付するもの。									
	対象	岩倉市民吹奏楽団の活動事業									
活用内容 申請方法		事業前に市長に対して申請がされ、社会教育法に基づき社会教育委員の会議において意見を聴き、その後、交付決定を経て概算払いされる。事業完了後、報告書が提出される。									
開始年度		昭和58年		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	社会教育関係団体育成補助金交付要綱		
改正 履歴	改正 年度	平成15年		改正 内容	5%減						
積算根拠 (補助率・額)		補助対象事業費の全部又は一部を予算の範囲内において交付する。現状は補助団体ごとに定額。							上限額等	142,000円	
									補助対象経費	報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷費、食糧費、光熱水費、燃料費)、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料、その他必要な経費	

補助実績		実績						
		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)		142 千円		142 千円		142 千円	
	特定財源(国・県費等)		千円		千円		千円	
	一般財源		142 千円		142 千円		142 千円	
交付先団体実績	収入総額		1,099 千円		936 千円		909 千円	
	うち自主財源		957 千円		794 千円		767 千円	
	支出総額		1,099 千円		936 千円		909 千円	
	補助対象経費(B)		1,099 千円		525 千円		542 千円	
	補助率(A/B)		0.129208371		0.27047619		0.26199262	
	前年度からの繰越金		244 千円		54 千円		61 千円	
	当該年度積立金		350 千円		250 千円		150 千円	
対象者数	助成人数	71 人		70 人		70 人		
成果指標		実績値			目標値			
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度		
岩倉市民吹奏楽団の成果発表の機会の回数		6回	6回	5回	6回	6回		

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	△	総合計画及び教育振興基本計画において、市民の自主的な文化・芸術活動を活性化するため、運営・財政両面の支援を継続し、団体の育成と自主的な活動の活性化に努める、とあり、行政としての支援のひとつとして助成を行うことが必要である。	B
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	×		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	△		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	×	補助対象者については、慣例により限定されている。申請提出後、社会教育法により、社会教育委員の会議で委員の意見を聴いたうえで、決定される。	B
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	△		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	△		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	当該団体が、定期活動、練習の成果発表の場を確保し、団体運営を円滑にするため、補助金から得られる資金が必要である。	B
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	△		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	△		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	補助対象者については、慣例により限定されているため、補助概要等について公表をしていない。	B
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	×		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	当該補助金によって、練習成果発表の場を確保することができている。	B
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	△		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	△		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	×		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	市民吹奏楽団のみ別建ての補助金となっている。その経緯や補助額の根拠を明確にするとともに、例えば市民体育祭での演奏に対して委託料を払う等、透明性を高めていくよう改善すべきである。	改善	改善

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称										まちづくり文化振興事業助成金			種別		補助金		担当課		生涯学習課	
交付先種別			団体			交付対象数			2団体(R6)			団体名等			岩倉市文化協会・きっと今より輝く実行委員会(R6) 対象は団体又は個人					
予算科目			款	9	項	4	目	1	事業名			まちづくり文化振興事業								
目的			趣旨																	
			市民の自主的な文化活動の振興を図るため、各種の文化的な活動を行う団体又は個人に対して支援するもの。																	
目的			対象																	
			次の助成対象活動をしている団体又は個人で、市内に住所又は活動の本拠を有する者 1 美術(絵画、彫刻、工芸、書、写真等)の発表又は展覧 2 音楽(民謡、詩吟などを含む。)の発表又は公演 3 演劇(演芸を含む。)の発表又は公演 4 文芸の発表又は出版 5 その他の文化活動発表 6 文化情報に関する制作又は発表 7 人材育成・交流機会の促進																	
活用内容申請方法			事業前に市長に対して申請がされ、助成の可否の決定については、岩倉市まちづくり文化振興事業審査会において意見を聴き、その後、交付決定を経て概算払いされる。事業完了後、報告書が提出され清算する。																	
開始年度			平成5年			終了・見直し 予定年度			なし			根拠法令等			岩倉市まちづくり文化振興事業助成金実施要綱					
改正履歴	改正年度	平成10年			改正内容	社会教育費から助成(平成9年度までは総務費)														
積算根拠(補助率・額)			助成対象経費から助成対象事業に係る他の補助金を除いた額の2分の1以内。										上限額等		3,000,000円					
													補助対象経費		当該事業に要する経費から、次のものを控除した額 1 恒常的な活動費 2 恒常的な人件費 3 当該事業の実施に伴う入場料					

補助実績		実績									
		令和4年度		令和5年度		令和6年度					
市実績	補助金等交付額(A)		0 千円		0 千円		574 千円				
	特定財源(国・県費等)		千円		千円		千円				
	一般財源		0 千円		0 千円		574 千円				
交付先団体実績	収入総額		千円		千円		千円				
	うち自主財源		千円		千円		千円				
	支出総額		千円		千円		千円				
	補助対象経費(B)		千円		千円		千円				
	補助率(A/B)		#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!				
	前年度からの繰越金		千円		千円		千円				
	当該年度積立金		千円		千円		千円				
対象者数	助成人数		0 人		0 人		689 人				
成果指標		実績値				目標値					
		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R12年度	
まちづくり文化振興事業助成金の申請件数		0件		0件		2件		1件		1件	

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	総合計画及び教育振興基本計画において、市民の自主的な文化・芸術活動を活性化するため、創作・発表の機会の充実を図るとともに、運営・財政両面の支援を継続し、団体の育成と自主的な活動の活性化に努めるとあり、行政としての支援のひとつとして助成を行うことが必要である。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	○		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか	○	市民ミュージカルについて、主に既存団体の会員から構成された実行委員会により、4、5年に1度の間隔で申請が出ている。出演者も既存団体の会員が多く、まちづくり文化振興事業審査会では、様々な団体が活用しやすい制度設計であるよう求められた。市民ミュージカルは、積極的に財団法人等の助成制度を活用し、そのうえで市の補助が受けられるようになれば、まちづくり文化振興事業の費用は抑えられると考えられる。また、他の団体に対して、申請しやすくすることや制度の周知も分かりやすくする必要がある。	B
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	△		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	補助対象者は、補助金を活用して多くの観客を動員でき、定例活動以上の成果を得られている。観客である市民も文化・芸術にふれる機会を得て、有益な時間を過ごすことができ、補助対象者の活動に賛同して活動をはじめることができれば、生涯に渡って豊かな経験を得ることができ、内容が類似している制度として、協働まちづくり推進事業の市民活動助成金が挙げられる。市民提案・公益的事業コースに提案されている事業は、まちづくり文化振興事業の要件が合う事業が多いため、統合してどうかと考えている。	B
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最善か【※】	△		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	×		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	発表やイベントの事業は会場へ担当者が出向いて実施内容を確認し、事業実施後に提出される報告書は適正に事業を行っているか審査をしている。要綱や細則を設けており、様式も含めて広報紙や市ホームページを活用して周知している。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	多様な活動に対して補助を行うことができるよう、補助率や補助金額の上限等について、検討する必要がある。財団等の他の助成制度の活用も積極的に実施してもらう必要はある。	B
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	△		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	△		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	△		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか、または、補助事業の終了時期を設定しているか	△		

一次評価	二次評価		最終評価
改善	文化事業に限定せず、まちづくりに関わる事業に対する助成制度として、所管を含め、事業の再構築を検討すべきである。	改善	改善

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称		市指定文化財修復費補助金						種別	補助金	担当課	生涯学習課
交付先種別		団体		交付対象数			15(個人・団体)	団体名等	大市場区山車保存会、中本町区山車保存会、下本町区山車保存会、岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等補助事業については、各山車保存会及び市指定文化財(有形文化財及び史跡)の所有者		
予算科目		款	9	項	4	目	4	事業名	市指定文化財保護事業		
目的	趣旨	岩倉市指定文化財である山車の修復修理事業に要する経費及び岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等に要する経費を補助し、本市における文化財の愛護啓もうを図り、ふるさとの活性化を目的とする。									
	対象	1 山車の修復修理 2 市指定文化財の維持及び管理保存等に係る事業									
活用内容 申請方法		事業前に市長に対して申請がされ、決定後修復等の事業を行い、事業完了後、報告書が提出後に補助金の交付をする。									
開始年度		平成7年 昭和55年 令和6年		終了・見直し 予定年度		なし	根拠法令等	岩倉市文化財保護条例、岩倉市指定文化財山車修復修理事業補助金交付要綱、岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等補助金交付要綱			
改正履歴	改正年度			改正内容	不明						
積算根拠 (補助率・額)		補助対象経費から岩倉市ふるさとづくり基金活用山車修復修理事業補助金、国、県等の補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の額を除いた額の2分の1以内の額とする。						上限額等	修復修理10,000,000円、維持及び管理6,000,000円		
								補助対象経費	市指定文化財の修復修理及び文化財の維持及び管理保存等に係る事業		

補助実績		実績				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)	2,252 千円	0 千円	12,609 千円		
	特定財源(国・県費等)	千円	千円	千円		
	一般財源	2252 千円	0 千円	12609 千円		
交付先団体実績	収入総額	千円	千円	千円		
	うち自主財源	千円	千円	千円		
	支出総額	千円	千円	千円		
	補助対象経費(B)	千円	千円	千円		
	補助率(A/B)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!		
	前年度からの繰越金	千円	千円	千円		
	当該年度積立金	千円	千円	千円		
	対象者数	助成人数	人	0 人	人	
成果指標		実績値			目標値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
修復した文化財の公開回数		0件	4件	4件	4件	5件

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	総合計画、教育振興基本計画及び自治基本条例において、山車をはじめとした地域資源の継承に努める等の施策がある。山車については、文化財であるとともに観光資源として、また児童・生徒の郷土学習の題材としても価値がある。市指定文化財の適切な管理に努めるとともに、必要な場合は新たに指定を行い、行政として文化財の所有者に対する支援をしていく必要がある。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	△		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	△	文化財の保全のためには、適宜修復事業を実施する必要がある。後世に残していくためにも、継続的かつ長期的に補助を行う必要がある。破損等の状況の深刻性、緊急性などを勘案して、補助を行うかどうかを判断する。	A
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	文化財の修復、維持及び管理保存を行うことで、地域固有の伝統文化の保護・継承が図られている。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	○		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	要綱の制定、様式が定まっており、市のホームページに内容が掲載されているなど、適正に事業が行われている。	A
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	○		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	山車保存会の活動については、市の委託事業である桜まつり協賛山車巡行、地元の祭事での巡行がある。山車創建400年記念事業に向けて、計画的に修復事業を行っている。補助額については、文化財の所有者と市との折半であり、申請者にも理解が得られている。ふるさと納税の活用、山車保存会ごとに、クラウドファンディングや文部科学省の補助事業、民間の基金の活用などで、山車保存会と市の負担を減らす努力もしている。文化財の特性上、長期的な修復・維持及び管理保存を行う必要がある。補助事業の終了については、考えていない。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	△		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	文化財保護のため欠かせない補助であり、国等の補助金や基金を活用しつつ、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

補助金等の名称				スポーツ協会育成補助金				種別	補助金	担当課	生涯学習課
交付先種別		団体		交付対象数		1635人		団体名等	岩倉市スポーツ協会		
予算科目		款	9	項	5	目	1	事業名	事務管理費(保健体育総務費)		
目的	趣旨	社会教育関係団体が会員相互の教養文化を深めるとともに、住民福祉の増進に寄与するため、各種事業を行う社会教育関係団体に補助金を交付するもの。									
	対象	岩倉市スポーツ協会に加盟している団体の活動事業									
活用内容 申請方法		事業前に市長に対して申請がされ、社会教育法に基づき社会教育委員の会議において意見を聴き、その後、交付決定を経て概算払いされる。事業完了後、報告書が提出される。									
開始年度		昭和58年		終了・見直し 予定年度		なし		根拠法令等	社会教育法、社会教育関係団体育成補助金交付要綱		
改正履歴	改正年度			改正内容							
		-									
		-									
積算根拠 (補助率・額)		補助対象事業費の全部又は一部を予算の範囲内において交付する。現状は補助団体ごとに定額。							上限額等	2,018千円	
									補助対象経費	報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷費、食糧費、光熱水費、燃料費)、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料、その他必要な経費	

補助実績		実績				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
市実績	補助金等交付額(A)	2,018 千円	2,018 千円	2,018 千円		
	特定財源(国・県費等)	0 千円	0 千円	0 千円		
	一般財源	2,018 千円	2,018 千円	2,018 千円		
交付先団体実績	収入総額	39,845 千円	43,812 千円	43,219 千円		
	うち自主財源	33,816 千円	35,716 千円	35,866 千円		
	支出総額	36,423 千円	39,995 千円	39,396 千円		
	補助対象経費(B)	32,559 千円	34,568 千円	35,042 千円		
	補助率(A/B)	6.20%	5.84%	5.76%		
	前年度からの繰越金	2,592 千円	3,422 千円	3,816 千円		
	当該年度積立金	200 千円	0 千円	0 千円		
対象者数	助成人数	1788 人	1,728 人	1,635 人		
成果指標		実績値			目標値	
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R12年度
スポーツ協会加盟団体数(団体)		42	41	40	42	45
全国大会等出場者奨励金支給件数(件)		33	38	36	40	50

適正化評価項目		適合	担当課一次評価コメント	評価
(1) 公益性	① 補助事業(事業の内容)が、市の施策(総合計画など)と整合が図られているか	○	スポーツ団体の育成・活動支援を行うことは、行政の役割であると総合計画及び教育振興基本計画の中にも明記している。	A
	② 補助対象者が特定の市民・団体に限定されていないか	×		
	③ 市民ニーズや客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与するべきものか	○		
	④ 市民・団体と行政との役割分担を勘案し、市民協働の観点から真に補助すべきものか	○		
(2) 公平性	① 補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがいないか	×	補助対象者については、限定されている。申請提出後、社会教育委員の会議で委員の意見を聴いたうえで、決定される。	B
	② 補助対象者は適正かつ公平に決定されているか	○		
	③ 同一団体(事業)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性や合理性はあるか【※】	○		
(3) 有効性	① 補助金額等に見合う効果が発揮できているか	○	加盟団体が、定期活動や自主大会の場を確保し、団体運営を円滑にするためには、補助金が必要である。	A
	② 行政が直接実施するよりも補助によることが事業目的の実現にとって最適か【※】	-		
	③ 内容が類似した補助制度や同一団体(事業)への重複補助はないか	○		
(4) 透明性	① 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	補助対象者については、限定されているため、補助概要等について公表をしていない。	B
	② 補助金額を超える繰越金や使途が不明な出金や積立金がないか【※】	○		
	③ 補助事業の概要、要綱等が市のホームページなどに掲載されているか	×		
	④ 事業の実施状況の確認、監査等が適切に行われているか【※】	○		
(5) 妥当性	① 市民・団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	市民がスポーツを継続的に行うためにスポーツ団体を支援していくことが必要であるが、その一つとして、加盟団体が定期活動や自主大会の場を確保し、団体運営を円滑にするためには、補助金が必要である。	A
	② 近年の実績などから、補助事業を継続していく必要があるか	○		
	③ 補助率、補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	△		
	④ 社会情勢、他自治体の取組状況を踏まえて、実施が適切か	○		
	⑤ 適宜、事業制度の見直しを実施しているか。または、補助事業の終了時期を設定しているか	×		

一次評価	二次評価		最終評価
継続	補助対象は限定的ではあるが、本市のスポーツ振興のためにスポーツ協会への支援は不可欠であり、継続とする。	継続	継続

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。